

令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の
効果的な運用に関する調査研究

報告書

令和5（2023）年3月

有限責任監査法人トーマツ

目次

第1章	事業要旨.....	1
第2章	事業概要.....	2
1	事業の背景と目的.....	2
2	事業の内容.....	3
第3章	情報収集（文献等調査）.....	6
1	目的.....	6
2	調査概要.....	6
(1)	調査対象とする事項.....	6
3	収集・整理した情報.....	6
(1)	自治体の規模.....	6
(2)	ヤングケアラー支援の取組内容.....	7
(3)	ヤングケアラー支援の取組状況.....	7
4	考察.....	16
第4章	運用スキーム検討のためのヒアリング調査.....	17
1	目的.....	17
2	調査概要.....	17
(1)	ヒアリング調査の対象.....	17
(2)	調査の時期.....	18
(3)	調査の方法.....	18
(4)	調査項目.....	18
3	結果.....	21
4	考察.....	79
(1)	ヤングケアラー支援の運用スキームのパターン.....	79
(2)	先行事例の考察から明らかになった課題等.....	83
第5章	パイロット版・手引きの作成.....	85
1	目的.....	85
2	パイロット版の手引きの構成.....	85
第6章	試行運用協力先検討のためのアンケート調査.....	86
1	目的.....	86
2	調査概要.....	86
(1)	アンケート調査の対象者.....	86
(2)	調査の時期.....	86
(3)	調査の方法.....	86
(4)	調査項目.....	86

3	結果.....	88
	(1) 回答者の基本属性.....	88
	(2) ヤングケアラーの把握について.....	88
	(3) ヤングケアラー支援の窓口について.....	91
4	考察.....	93
第7章	パイロット版・手引きを用いた試行運用.....	94
1	目的.....	94
2	試行運用方法.....	94
	(1) 試行運用に関する説明会.....	94
	(2) 試行運用期間後の確認事項.....	94
	(3) 実施期間.....	95
3	結果.....	95
	(1) 試行運用対象自治体.....	95
	(2) 試行運用結果（協力先となった自治体からのフィードバック）.....	95
第8章	運用スキームを収載した手引きの完成.....	98
第9章	総合考察 ―教育分野と児童福祉部門に焦点をあてた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用とは―.....	99
第10章	成果の公表方法.....	102

第1章 事業要旨

本事業は、ヤングケアラーへの適切な支援がより一層進むよう、児童福祉部門と教育分野におけるヤングケアラー把握・支援の運用手引きを作成するために実施した。

もともと、ヤングケアラーへの支援は多機関や多職種の円滑な連携により提供されることを目指すものであるが、本事業は、まずは支援の主要機関である「児童福祉部門」と「教育分野」の連携支援に注目し研究することとした。具体的には、教育委員会と連携の上で学校等が把握したヤングケアラーを必要な支援等につなげるため、ヤングケアラーの把握・支援に係る運用事例（主に連携体制、情報共有の方法、役割分担と取組内容、フォローアップの方法等）の把握を行いながら、ヤングケアラー支援への課題や求められる情報連携の在り方、支援等を検討し、本事業の成果物「児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き」を作成した。

本事業においては、①検討委員会の設置・開催、②情報収集（文献等調査）、③運用スキーム検討のためのヒアリング調査、④パイロット版・手引き作成、⑤試行運用協力先検討のためのアンケート調査、⑥パイロット版・手引きを用いた試行運用、⑦運用スキームを収載した手引きの完成、といった7つの活動を行った。

運用スキーム検討のためのヒアリング調査では、ヤングケアラー支援を行う市区町村のうち12市町の児童福祉部門（参考として福祉分野を1所含む）をヒアリング対象として選定した。調査項目として、ヤングケアラーの把握から支援につながるまでの事項、支援方針検討から支援実施中の事項、フォローアップ中の事項、情報管理、把握・支援の準備、困難事例と対応の工夫等を訊ねた。

上記ヒアリング調査結果を踏まえて、パイロット版の手引を作成した後、手引きが実際の支援に役立つものになるよう、支援の現場での意見等を踏まえて内容を更に精査するために、パイロット版・手引きを用いた試行運用を実施した。なお、試行運用協力先を検討するにあたってはアンケート調査を実施し、その結果により、5つの自治体に協力を依頼している。

パイロット版・手引きを用いた試行運用の実施結果を踏まえ、「児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き」を完成させた。

第2章 事業概要

1 事業の背景と目的

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響が及ぼされることがあることが分かっており、実態の把握及び支援の強化が求められている。

例えば、令和2年度に全国の中学生や高校生を対象として実施された調査¹によると、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%であり、そのうち、世話の頻度は「ほぼ毎日」と回答した者が3～6割程度、平日1日あたりで世話に費やす時間は「3時間未満」との回答が多いものの、「7時間以上」と回答した者が1割程度いることが明らかになっている。

また、令和3年度に全国の小学生等を対象として実施された調査²によると、世話をしている家族が「いる」と回答した小学6年生が6.5%、そのうち、世話の頻度は「ほぼ毎日」との回答が5割超、平日1日あたりで世話に費やす時間は「7時間以上」と回答した者が1割程いることが明らかになっている。

国が令和3年5月に取りまとめた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」に基づき、都道府県や市区町村単位での実態調査の推進、多機関連携を円滑にするための支援マニュアルの作成・周知等、地域においてヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるための取組が行われている。

一方、各地において、「ヤングケアラーの人数」や「サービス・支援につながった後にその生活実態が改善したか否か」といった情報などは必ずしも定量的に明らかにされているわけではなく、「支援が必要なヤングケアラーを網羅的に把握しその後の生活改善までフォローできる運用方法」等は未だ十分には整備されていない状況が課題としてある。

各地では、児童福祉部門の他にも、高齢者福祉部門、障害福祉部門、教育部門、生活保護・生活困窮部門、ヤングケアラー専門部門等の様々な部門が支援の窓口となり、連携しながら、ヤングケアラーの把握や支援、フォローアップが行われているところであるが、上述の課題を解決するための第一歩として、今年度において、まずは市区町村の児童福祉部門での運用を例に取り上げ、その方法を検討していく。

¹ 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」報告書（令和3年3月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

² 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」報告書（令和4年3月、株式会社日本総合研究所）

2 事業の内容

本事業においては、①検討委員会の設置・開催、②情報収集（文献等調査）、③運用スキーム検討のためのヒアリング調査、④パイロット版・手引き作成、⑤試行運用協力先検討のためのアンケート調査、⑥パイロット版・手引きを用いた試行運用、⑦運用スキームを収載した手引きの完成、といった7つの活動を行った。以下、番号順に活動を説明する。

① 検討委員会の設置・開催

ヤングケアラーの実態やヤングケアラー支援の状況と課題や教育委員会や教育現場の状況課題等の知見を有する学識経験者及び自治体職員、計6名で構成する検討委員会を設置し、会議を年3回実施した。

検討委員会では、ヒアリング調査計画の検討や結果に関する議論、試行運用協力検討のためのアンケート調査計画の検討や実施結果に関する議論、手引き作成に係る計画の検討や作成した手引き案に関する議論を行った。図表1に検討委員会の委員名簿を掲載する。

図表1 検討会委員名簿（敬称略（委員は五十音順））

＜委員＞	
北村 充	豊橋市こども若者総合相談支援センター 副センター長
島村 純イ	愛知県教育委員会高等学校教育課生徒指導グループ課長補佐
中道 篤史	大阪市教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当課長
芳賀 栄彦	山梨県子育て支援局子ども福祉課主査リーダー
濱島 淑恵（委員長）	大阪歯科大学医療保健学部教授
吉永 恵子	埼玉県スクールソーシャルワーカー スーパーバイザー
＜オブザーバー＞	
厚生労働省	子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室
文部科学省	初等中等教育局児童生徒課
＜事務局＞	
有限責任監査法人トーマツ	

検討委員会の開催概要を以下に示す。

図表 2 検討委員会の開催概要

<p>第1回検討委員会</p> <p>○日程：2022年10月17日 15:00～17:00</p> <p>○議題：</p> <ul style="list-style-type: none">・ 開催挨拶（厚生労働省より）・ 「市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究」検討委員会委員紹介・ 「市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究」事業概要及びスケジュールについて・ ヒアリング調査について・ 試行運用協力先検討のためのアンケート調査について・ 「児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた、市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用手引き_パイロット版（仮称）」に盛り込むべき内容について
<p>第2回検討委員会</p> <p>○日程：2022年12月15日 14:00～16:00</p> <p>○議題：</p> <ul style="list-style-type: none">・ ヒアリング調査結果について・ 「児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた、市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用手引き_パイロット版（仮称）」の骨子について・ 試行運用協力先検討のためのアンケート調査結果について・ 手引きの試行運用のための協力依頼先自治体の選定について
<p>第3回検討委員会</p> <p>○日程：2023年3月16日 10:00～12:00</p> <p>○議題：</p> <ul style="list-style-type: none">・ 手引きの試行運用結果の報告・ 「児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた、市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用手引き」に関する検討・ 事業報告書について

② 情報収集（文献等調査）

児童福祉部門多機関連携によるヤングケアラーへの適切な支援の在り方を検討するために、文献等から情報収集を行った。

詳細については、「**第3章 情報収集（文献等調査）**」を参照されたい。

③ 運用スキーム検討のためのヒアリング調査

教育分野（学校や教育委員会）が把握したヤングケアラーの情報を児童福祉部門が一元的に集約し支援につなげるといった、ヤングケアラーの把握・支援に係る運用事例（連携体制、情報共有の方法、役割分担と取組内容、フォローアップの方法等）を

収集し、本事業の成果物においてモデルとして提示する運用スキームの検討材料とするためにヒアリング調査を実施した。

詳細については、「**第4章 運用スキーム検討のためのヒアリング調査**」を参照されたい。

④ パイロット版・手引き作成

運用スキーム検討のためのヒアリング調査の結果をもとに、先行研究等において蓄積された知見も踏まえ、作業部会における検討を経てパイロット版の児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた、市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用手引きを作成した。

詳細については、「**第5章 パイロット版・手引きの作成**」を参照されたい。

⑤ 試行運用協力先検討のためのアンケート調査

試行運用協力先を検討するため、ヤングケアラーへの支援の現状、特に、ヤングケアラーの把握、ヤングケアラー支援の窓口、試行への参加意向などについて、アンケート調査により確認した。

詳細については、「**第6章 試行運用協力先検討のためのアンケート調査**」を参照されたい。

⑥ パイロット版・手引きを用いた試行運用

パイロット版の市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用手引きを活用し、試行運用実施協力先（5自治体）に協力を依頼し、手引きを試行した。

詳細については、「**第7章 パイロット版・手引きを用いた試行運用**」を参照されたい。

⑦ 運用スキームを収載した手引きの完成

パイロット版・手引きを用いた試行結果を受けて再検討し、検討委員会での最終協議を経て、「児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き」を最終化し、公開した。

完成したマニュアルは、別添「**児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き**」を参照されたい。

第3章 情報収集（文献等調査）

1 目的

児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた、ヤングケアラーへの適切な支援体制構築・運用の在り方を検討するため、情報収集により内容を整理した。

2 調査概要

(1) 調査対象とする事項

市区町村におけるヤングケアラー支援の取組状況を把握するため、自治体の規模、ヤングケアラー支援の所管課、実態調査、支援の取組（実態調査、相談窓口、電話相談、SNS相談、コーディネーター、ピアサポート・オンラインサロン、訪問支援等）状況等について、インターネットを用いて報道されている情報や自治体のウェブページ、文献等から収集した。

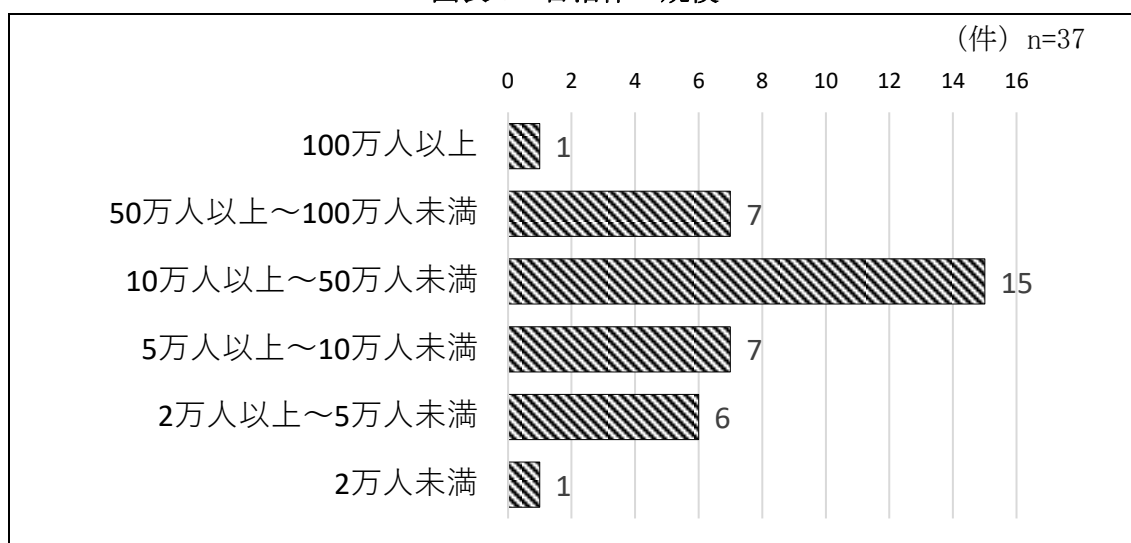
3 収集・整理した情報

全国 21 都道府県、計 42（37 市区町村、都道府県において各市のヤングケアラーの取組を取りまとめている 5 所）の情報を収集して整理した。

(1) 自治体の規模

収集した市区町村の自治体の内、41%は10万人以上50万人未満の自治体であった。

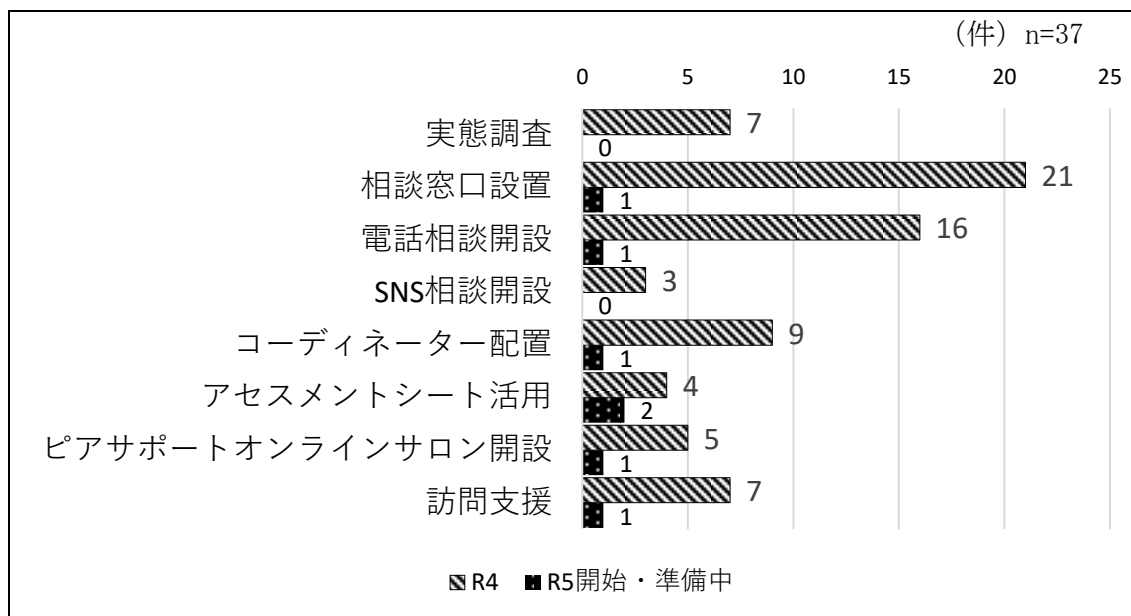
図表3 自治体の規模



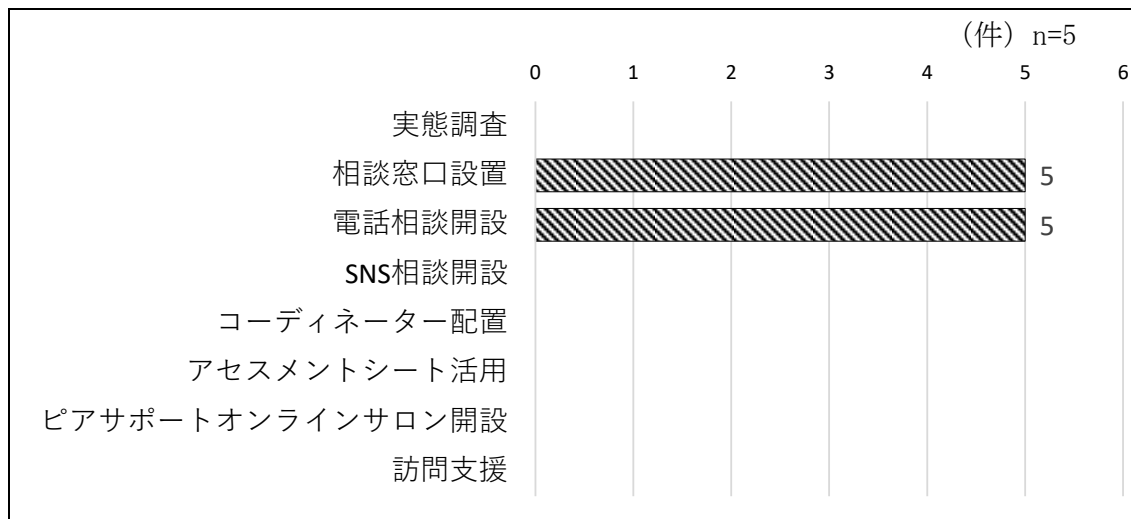
(2) ヤングケアラー支援の取組内容

収集した市区町村の37自治体の内、相談窓口を設置していた自治体が59%で最多。ついで電話相談窓口が46%、コーディネーターの配置が27%と続いた。都道府県で取り組まれているヤングケアラー支援は窓口相談開設と電話相談開設がともに100%であった。

図表4 市区町村におけるヤングケアラー支援の取組内容



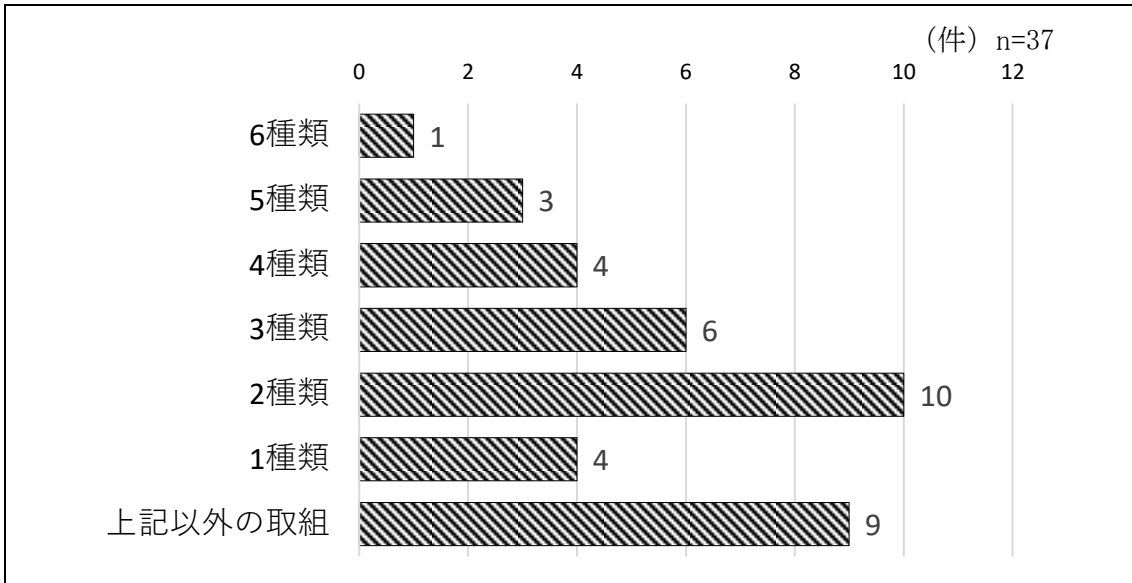
図表5 都道府県におけるヤングケアラー支援の取組内容



(3) ヤングケアラー支援の取組状況

収集した市区町村の37自治体の内、ヤングケアラー支援サービスを2種類取り組んでいる自治所が27%で最多であった。3種類以上の取組を行っている自治体は38%であった。

図表6 ヤングケアラー支援の取組の種類別状況



※令和5年度に開始予定・準備中は取組をしているとして集計した。

※上記以外の取組内容とは、県立高校にスクールソーシャルワーカー等を配置、庁内連携（児童福祉部門と教育分野）。ヤングケアラー支援モデル事業の実施、等

図表 7 収集した情報の一覧

No	都道府県	市区町村	内容	参照①(自治体のヤングケアラー支援ページ URL)	参照②(報道等の出典を示す URL)	人口
1	宮城県	仙台市	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー実態調査実施（令和3年度） ・市の相談窓口「仙台市子供支援相談支援センター」を設置（24時間365日） ・電話相談の他にメール相談や面談相談（予約）が可能 ・令和4年度仙台市ヤングケアラーピアサポート・オンラインサロン企画運営準備対応中（業務委託） 	https://www.city.sendai.jp/kate/kurashi/kenkotofukushi/youngcarer/peersupport_online_salon.html	—	100 万人以上
2	茨城県	各市	<ul style="list-style-type: none"> ・市の電話窓口開設（県 HP で一覧公開） 	https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/chiiiki/carer/soudan.html	https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0CC096RU0Z01C21A2000000/	—
3	茨城県	高萩市	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの相談窓口設置 	https://www.city.takahagi.ibaraki.jp/page/page005736.html	—	2 万人～10 万人未満
4	栃木県	那須塩原市	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの相談窓口を設置 ・市のケアラーLINE 相談を開設 	https://www.city.nasuhiohara.lg.jp/soshikikarasagasa/kosodate/3/11508.html	https://www.shimotsuke.co.jp/articles/-/479860?relatedarticle	10 万人～50 万人未満
5	栃木県	佐野市	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの相談窓口を設置 ・ヤングケアラーのコーディネーターを1名配置（元小学校校長が着任） ・コーディネーターは、学校に足を運び、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどから情報を吸い上げて実態把握を進め、助言、提案や支援団体などとの橋渡しをする。電話での相談にも対応する 	https://www.city.sano.lg.jp/soshikichiran/kodomo/kateijidosodan/oshirase/18319.html	https://www.shimotsuke.co.jp/articles/-/583955	10 万人～50 万人未満

No	都道府県	市区町村	内容	参照①(自治体のヤングケアラー支援ページ URL)	参照②(報道等の出典を示す URL)	人口
6	群馬県	高崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・家事やきょうだいの世話、家族の介護等をせざるを得なくなっている市内在住の中学生・高校生（ヤングケアラー）の深刻な事例に対処するため、ヤングケアラーに代わって家事や介護等を行うヘルパーを無料で派遣し、ヤングケアラーの生活における負担を軽減することを目的としたサービスを提供（ヤングケアラーSOS） ・提供する支援は、対象生徒ごとにヤングケアラー支援推進委員会（教育委員会内に設置）で決定 ・令和4年9月からヘルパー派遣を開始 	https://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2022052600074/	https://www.jomo-news.co.jp/articles/-/114287	10万人～50万人未満
7	埼玉県	各市	<ul style="list-style-type: none"> ・市の電話窓口開設(県HPで一覧公開) 	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukai/tukea/youngcarer-sodan.html	https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/217675/youngkyogikaishiryour401.pdf	—
8	埼玉県	さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> ・「なんでも子ども相談窓口」、「なんでも若者相談窓口」の電話相談窓口を設置 ・ヤングケアラー支援条例を制定 	https://www.city.saitama.jp/002/003/001/009/p088747.html	https://www.asahi.com/articles/ASQ5V6V39Q5VUTNB0Z.html	50万人以上
9	千葉県	袖ヶ浦市	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー相談窓口を「袖ヶ浦市 子育て世代総合サポートセンター」に併設 	https://www.city.sodegaura.lg.jp/sos-hiki/kosodate/youngcarer.html	—	2万人～10万人未満
10	東京都	文京区	<ul style="list-style-type: none"> ・「文京区ヤングケアラー支援対策関係者連絡会」の設置 ・ヤングケアラーの相談窓口設置 ・HPにアセスメントシートの掲示あり 	https://www.city.bunkyo.lg.jp/hoken/fukushi/yanngukeara-.html	—	10万人～50万人未満
11	神奈川県	海老名市	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー支援対応連絡会を設置 ・連絡会は、子育て相談課、福祉政策課、介護保険課、地域包括ケア推進課、障害福祉課、教育支援課、学び支援課、社会福祉協議会で構成されている ・連絡会内で、海老名市版アセスメントの基準を作成中 	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kosodate/1010643/1014236.html	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/res/projects/default_project/_page_/001/012/907/08263.pdf	10万人～50万人未満

No	都道府県	市区町村	内容	参照①(自治体のヤングケアラー支援ページ URL)	参照②(報道等の出典を示す URL)	人口
12	神奈川県	相模原市	<ul style="list-style-type: none"> 市役所内に相談窓口を設置（子育て支援センターが担当している） 子育て支援センターの他に、神奈川県で実施している LINE 相談や電話相談窓口を HP 内で紹介 「令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」にて、支援マニュアルの試行実施の協力自治体 	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/1026602/kosodate/1026606/1024906/index.html	(長文のため欄外に掲載 ³⁾)	50 万人以上
13	神奈川県	横浜市鶴見区	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年9月15日に、鶴見区内の公立小中学校の教職員に行った実態調査の結果公表 ヤングケアラーの支援に携わる関係者による「つるみヤングケアラーラボ」が発足し、地域と共にヤングケアラーの理解や支援を考える活動を展開 	—	https://www.kyobun.co.jp/news/20220915_03/	10 万人～50 万人未満
14	新潟県	南魚沼市	<ul style="list-style-type: none"> 市の教育プランの中に、教育相談・支援体制が記載されている カンファレンスシートの情報と面談での聞き取りをもとに、子どもが過度なケアを担っていることや家庭の困難を把握し、ヤングケアラーに限らず「気になる子」に対して必要とされる支援につなげている 	—	https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/295657.pdf	2 万人～10 万人未満
15	山梨県	各市	<ul style="list-style-type: none"> 市の電話窓口開設（県 HP で一覧公開） 	https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/young-carer.html	https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/young-carer01.html	—
16	岐阜県	関市	<ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラーの相談窓口設置（平日） 	https://www.city.seki.lg.jp/0000018612.html	—	2 万人～10 万人未満

³ <https://sagamihara.mykoho.jp/article/%E7%A5%9E%E5%A5%88%E5%B7%9D%E7%9C%8C%E7%9B%B8%E6%A8%A1%E5%8E%9F%E5%B8%82/%E5%B8%82%E8%AD%B0%E4%BC%9A%E3%81%A0%E3%82%88%E3%82%8A-no-216%E5%BC%882022%E5%B9%B4%E6%9C%881%E6%97%A5%E3%89/%E4%B8%80%E8%88%AC%E8%B3%AA%E5%95%8F%E3%83%A4%E3%83%B3%E3%82%B0%E3%82%B1%E3%82%A2%E3%83%A9%E3%83%BC%E3%81%AE%E6%97%A9%E6%9C%9F%E7%99%BA%E8%A6%8B%E3%83%BB%E6%94%AF%E6%8F%B4-%E5%AD%A6%E6%A0%A1/>

No	都道府県	市区町村	内容	参照①(自治体のヤングケアラー支援ページ URL)	参照②(報道等の出典を示す URL)	人口
17	静岡県	静岡市	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度からコーディネーターを「市若者相談センター」に設置 静岡県が令和4年度に実施した実態調査により、9月定例会で市長が相談場所・コーディネーター設置明言 家事支援を行うヘルパー派遣や当事者の交流の場を設ける方針を打ち出し 第4次静岡市総合計画（施策2）に「静岡県型ヤングケアラー支援」明記 県が運営する「ヤングケアラー相談窓口」も利用可 	https://www.city.shizuoka.lg.jp/000945423.pdf	https://www.at-s.com/news/article/shizuoka/1126565.html	50万人以上
18	愛知県	各市	<ul style="list-style-type: none"> 市の電話窓口開設(県HPで一覧公開) 	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jidokatei/aichiyoungcarer.html	—	—
19	愛知県	豊田市	<ul style="list-style-type: none"> 重層的支援会議にて、ヤングケアラー支援体制を検討中 令和4年度中にアセスメントシートを作成予定 令和4年度中に事例検討会を通じて支援制度の整理、拡充、新規事業の必要性の検討を進める予定 県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置 	https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/soudan/1049249.html	https://www.city.toyota.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page/001/050/757/01/05.pdf	10万人～50万人未満
20	愛知県	豊橋市	<ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラーの相談窓口をこども若者相談支援センター内に設置 相談窓口にヤングケアラー支援コーディネーターを設置予定（現在、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師のいずれかの資格を有する者を応募資格とし、会計年度任用職員として1名募集中） こども専用相談ダイヤル（県内無料の電話相談）を設置 愛知県のヤングケアラー支援におけるモデル自治体 県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置 	https://www.city.toyohashi.lg.jp/48395.htm	https://www.city.toyohashi.lg.jp/53311.htm	10万人～50万人未満
21	愛知県	春日井市	<ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラーHP 開設 ヤングケアラーの相談窓口設置（平日） 児童相談所相談ダイヤル（県事業：24時間） 24時間子供 SOS ダイヤル（県事業：24時間） 	https://www.city.kasugai.lg.jp/mirai/fukushi/1029008.html	—	10万人～50万人未満

No	都道府県	市区町村	内容	参照①(自治体のヤングケアラー支援ページ URL)	参照②(報道等の出典を示す URL)	人口
22	三重県	名張市	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアラー支援条例を制定（全国で3番目） ・地域福祉教育総合支援ネットワーク（学校、SSW、地域住民、医療機関、福祉関係機関、まちの保健室、エリアディレクター、民生委員・児童委員）（地域のネットワークを充実させて、みんなで支える仕組み）を構築 ・ネットワークを構成する保健師やスクールカウンセラー、エリアディレクターなどが「リンクワーカー」として「ケアラー」への支援をコーディネートしている 	—	https://www.city.nabari.lg.jp/s010/10/080/010/2021/030702/R3.7.2.pdf	2万人～10万人未満
23	大阪府	大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の各区役所にヤングケアラー相談窓口を設置 ・ヤングケアラー寄り添い型相談支援事業を実施（元ヤングケアラーが参加するオンラインサロン、SNS や電話などで相談支援を行うピアサポートを実施、コーディネーターを配置） 	https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000550590.html	—	50万人以上
24	大阪府	堺市	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども青少年局、教育委員会事務局、健康福祉局、区役所の関係各課による検討会議を行い、国のガイドラインを参考にアセスメントシートを作成 	—	https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/kosodatekankyo/kaigi/kyougikai/R3youhogou-kaigi.files/sankou4-2.pdf	50万人以上
25	兵庫県	各市	<ul style="list-style-type: none"> ・市の電話窓口開設（県 HP で一覧公開） 	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf03/young-carer.html	https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202201/0015006853.shtml	—
26	兵庫県	明石市	<ul style="list-style-type: none"> ・市の相談窓口を設置 ・ヤングケアラーの相談ダイヤルを設置（24時間365日） ・「こども総合支援条例」にヤングケアラー支援について規定する条文を新設 ・ヤングケアラー支援チーム発足 	https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/ks-kyousei/youngcarer/youngcare.html	https://www.kobe-np.co.jp/news/akashi/202110/0014764061.shtml	10万人～50万人未満
27	兵庫県	神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体として全国初の相談窓口を設置 ・こども・若者ケアラー支援マニュアルを作成 ・マニュアル内で、ヤングケアラーから相談があった場合または発見した場合の対応方針をまとめている 	https://www.city.kobe.lg.jp/a06448/kodomowakamono_carer.html	https://news.yahoo.co.jp/articles/421c5ce5b5c8bd84974476f6590026e8644757be	50万人以上

No	都道府県	市区町村	内容	参照①(自治体のヤングケアラー支援ページ URL)	参照②(報道等の出典を示す URL)	人口
28	鳥取県	鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年10月1日からヤングケアラー・コーディネーター(会計年度任用職員)を1名採用・配置予定(募集中) コーディネーターの具体的な業務は、ヤングケアラーについての関係機関への啓発活動、研修、助言、調査、連携/ヤングケアラー及びその家族に対するソーシャルワークとしている 	—	鳥取市 コーディネーター募集(2023年3月31日確認時点でホームページ閉鎖)	10万人～50万人未満
29	岡山県	総社市	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度予算案として、ヤングケアラーコーディネーターの配置、家事支援・訪問支援サービス(介護保険サービス、障害福祉サービス、ファミリーサポート事業等の既存の社会サービスに加え、新たに家庭に訪問して家事代行などの訪問を行うサービス)の創設を掲げていた 	https://www.city.soja.okayama.jp/kodomo/iryuu_fukushi/kearashien.html	https://tv.kct.jp/program/detail.php?id=31010	5万人～10万人未満
30	福岡県	北九州市	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市ヤングケアラー相談支援窓口を開設 相談窓口は、社会福祉士などの資格を持つコーディネーターが対応する。相談内容によってはコーディネーターが、子どもが通う学校などに出向くことも想定。関係機関との連携や支援を通じて、子どもを助ける態勢を取る ヤングケアラーに関する相談は各区役所の「子ども・家庭相談コーナー」で受けている 	https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kokatei/11700347.html	https://www.asahi.com/articles/ASQ5W71SGQ5CTIPE00N.html	50万人以上
31	宮崎県	えびの市	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会(学校)部門、高齢者部門、福祉部門、子育て部門の各事務局が連携し、横断的にヤングケアラーへの支援に取り組む ヤングケアラーに関する啓発、相談対応については、子ども課を中心に取り組む 相談窓口を設置 	https://www.city.ebino.lg.jp/soshiki/kodomo/3/1/1/4086.html	—	2万人未満
32	愛知県	大府市	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県のヤングケアラー支援におけるモデル自治体 	—	https://www.city.obu.aichi.jp/shisei/koho/pressrelease/1003447/1017609/1018714.html	5万人～10万人未満
33	愛知県	一宮市	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置 	—	—	10万人～50万人未満
34	愛知県	弥富市	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置 	—	https://www.asahi.com/articles/ASQ2L6T10Q2LOIPE00Z.html	5万人未満
35	愛知県	刈谷市	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置 	—	—	10万人～50万人未満

No	都道府県	市区町村	内容	参照①(自治体のヤングケアラー支援ページ URL)	参照②(報道等の出典を示す URL)	人口
36	愛知県	東浦町	・県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置	—	—	5 万人未満
37	山梨県	富士吉田市	・県ヤングケアラー支援ネットワーク会議構成員 ・市で独自の SSW を配置	—	—	5 万人未満
38	山梨県	市川三郷町	・県ヤングケアラー支援ネットワーク会議構成員 ・市内連携会議、ガイドラインに基づく地域の連携体制を確立	—	—	5 万人未満
39	山梨県	大月市	・市内検討会議の会議体は有していないものの、各課が連携を行っており、学校とも年に数回定期情報交換会を開催する他、適宜情報共有を行っている	—	—	5 万人未満
40	山梨県	甲斐市	・市内検討会議の会議体は有していないものの、各課が連携を行っており、学校とも年に数回定期情報交換会を開催する他、適宜情報共有を行っている	—	—	5 万人～10 万人未満
41	大分県	大分市	・家事や育児を支援するヘルパーの派遣事業を 10 月から試験的に開始すると発表	—	https://www3.nhk.or.jp/1news/oita/20220929/5070013926.html	10 万人～50 万人未満
42	神奈川県	平塚市	・要支援家庭に弁当宅配といった見守り事業 (R4/4 月から) や、ヘルパー派遣事業を実施 (R4 補正予算に計上)	—	—	10 万人～50 万人未満

※上記は 2022 年 10 月 17 日時点にアクセスした情報である。

※参照①と参照②に共に記載がないものは当事業の検討委員会での議論において収集した情報に基づく。

4 考察

収集した情報から、各地で取り組まれている種々のヤングケアラー支援に係る取組を把握した。報道されている情報等から収集できる情報に限られるため全ての取組が網羅されていない可能性もあるが、全国、人口規模も様々な自治体で取り組みがなされていることが確認でき、この結果をもとにして後に行うヒアリング調査の依頼先を選定することとした。

収集した情報は、「都道府県」が県下の市区町村の情報（ヤングケアラー支援窓口等）を集約し公表しているものと、「市区町村」が自身の取組等を公表しているものとに大別でき、ヒアリング調査の依頼先を検討するにあたっては、都道府県として情報集約等の取組が進む地域（に所在する市区町村）も対象に含めることとした。

また、市区町村での取組のうち、特に「ヤングケアラーを現に把握しているというところ」といった視点を重視した。中でもヤングケアラーに対して直接的に支援（例：訪問支援（ヘルパー派遣）等）を実施している所においては、現にヤングケアラーを把握しているものと想定できるものとして検討した。

さらに、当事業では、教育分野と福祉部門の間で行われるヤングケアラー支援に係る取組に注目しながら児童福祉部門が支援の取組を主導する例を捉えて考察したいことから、情報収集にて把握した各取組を主導するのがどの部門であるかを確認する必要があることが分かり、後に行うヒアリング調査の事前に確認することとした。

第4章 運用スキーム検討のためのヒアリング調査

1 目的

教育分野（学校や教育委員会）が把握したヤングケアラーの情報を児童福祉部門が一元的に集約し支援につなげるといった、ヤングケアラーの把握・支援に係る運用事例（連携体制、情報共有の方法、役割分担と取組内容、フォローアップの方法等）を収集し、本事業の成果物においてモデルとして提示する運用スキームの検討材料とするために、ヒアリング調査により確認した。

2 調査概要

(1) ヒアリング調査の対象

ヤングケアラー支援を行う市区町村の児童福祉部門である 11 自治体と福祉部門 1 自治体をヒアリング対象とした。

先に実施した情報収集（文献等調査）の結果から、ヤングケアラー支援に先進的に取り組んでいると推察された自治体をヒアリング対象とした。

選定にあたっては、収集した情報から、ヤングケアラー支援の窓口を児童福祉部門が担うであろうと考えられる所の内で、ヤングケアラー支援に関する取組が盛んであり、当事業への示唆に富む取組がなされていることを選定できるよう、有識者からの推薦も含めて検討した。

なお、情報収集（文献等調査）で得た情報からは、ヤングケアラー支援を主導する部門が児童福祉部門であるかどうか十分に確認できなかったため、電話によるヒアリングを実施した上で、ヒアリング調査の対象を選定した。この点について、さらに確実に確認するために、後述する「試行運用協力先検討のためのアンケート調査」の集計結果も一部参考にしながら、対象を決定した。

ヒアリングの対象を下記に示す。

図表 8 ヒアリング調査の対象

対象	自治体規模
A 市	10 万人～50 万人未満
B 市	50 万人以上
C 市	10 万人～50 万人未満
D 市	50 万人以上
E 町	5 万人未満
F 市	10 万人～50 万人未満
G 市	50 万人以上
H 市	50 万人以上
I 市	10 万人～50 万人未満
J 市	5 万人未満
K 市	10 万人～50 万人未満
L 市	50 万人以上

(注) L 所においては、調査対象がヤングケアラー支援の主管課である福祉局へ調査した。

(2) 調査の時期

2022 年 11 月 11 日（金）～12 月 5 日（月）

(3) 調査の方法

オンライン会議形式⁴にてヒアリングを実施した（1 所は電話により実施した）。

(4) 調査項目

ヒアリング調査項目を以下に示す。

図表 9 ヒアリング項目

<p>1. 回答者の基本情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 令和 3 年度におけるヤングケアラー相談件数（相談元の部門・機関名やそれぞれの部門・機関からの相談件数）、実際の支援件数 ➤ ヤングケアラー支援に係る体制と連携先部門・機関との役割分担等、コーディネーター配置状況、貴自治体内の学校における SSW 配置状況、コーディネーターや SSW がヤングケアラー支援において担う役割への期待 ➤ 想定する支援対象者の年齢層 ➤ ヤングケアラー支援を開始した時期やきっかけ ➤ ヤングケアラー支援等の運用を主導するに至った経緯 <p>2. ヤングケアラーの把握から支援につながるまでの事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校や教育委員会等の教育分野でヤングケアラーが把握されてから支援に至るまでの流れ ➤ 学校や教育委員会等との役割分担 ➤ ヤングケアラーに関する情報の確認・記録・共有方法

⁴ Zoom 会議形式とした。

- ヤングケアラーを把握するための基準
- 情報共有の際に用いる台帳や、共有された情報を記録する台帳等の使用ツール（所定のフォームがあればその内容も含め）
- 教育分野からの情報共有のタイミング
- 情報共有先となる部門や機関（教育分野以外で）、部門・機関に共有する内容の範囲やタイミング
- 会議体の設置や電話、メール連絡等、共有方法
- 共有にあたっての関係者間の取り決め事項 等
- この段階における現状や工夫
 - (ア) 個人情報の取扱いをどのようなルール下で実施しているか
 - (イ) 貴部門での対応を、どのように教育分野にフィードバックしているか
 - (ウ) 都道府県教育委員会や、都道府県立の学校（高校等）からヤングケアラーの相談が入りやすくなるための工夫、それぞれと情報共有し連携するための仕組み等における工夫
 - (エ) その他、この段階における課題と工夫

3. 支援方針検討から支援実施中の事項

- ① 支援方針の検討から支援実施中の対応の流れ
- ② 主な連携先と役割分担
- ③ 支援の中でも、特に「ピアサポート等相談支援」、「オンラインサロン」、「訪問支援」の実施有無（有の場合は、今年度に各種支援につないだケース数）
- ④ 支援内容の確認・記録・共有方法
 - (ア) ヤングケアラー支援に入る際の基準(上記③の支援を実施する場合には、その基準も)
 - (イ) 情報共有の際に用いる台帳や、共有された情報を記録する台帳等の使用ツール（所定のフォームがあればその内容も含め）
 - (ウ) 貴部門から連携先となる部門・機関への情報共有のタイミング
 - (エ) 貴部門から連携先となる部門・機関に共有する内容の範囲
 - (オ) 会議体の設置や電話、メール連絡等、共有方法
 - (カ) 共有にあたっての関係者間の取り決め事項 等
- ⑤ この段階における現状や工夫
 - (ア) 個人情報の取扱いをどのようなルール下で実施しているか
 - (イ) 支援の内容や状況を、どのように教育分野にフィードバックしているか
 - (ウ) 都道府県教育委員会や、都道府県立の学校（高校等）からヤングケアラーの相談が入りやすくなるための工夫、それぞれと情報共有し連携するための仕組み等における工夫
 - (エ) (上記③の支援を実施する場合) 支援実施における課題と工夫
 - (オ) その他、この段階における課題と工夫

4. フォローアップ中の事項

- ① フォローアップに係る対応の流れ
- ② 主な連携先と役割分担
- ③ フォローアップ内容の確認・記録・共有方法
 - (ア) フォローアップの基準(対象者、フォローアップ期間等)
 - (イ) 情報共有の際に用いる台帳や、共有された情報を記録する台帳等の使用ツール（所定のフォームがあればその内容も含め）

(ウ) 貴部門から連携先となる部門・機関への情報共有のタイミング

(エ) 貴部門から連携先となる部門・機関に共有する内容の範囲

(オ) 会議体の設置や電話、メール連絡等、共有方法

(カ) 共有にあたっての関係者間の取り決め事項 等

④ この段階における現状や工夫

(ア) 個人情報の取扱いをどのようなルール下で実施しているか

(イ) 支援の内容や状況を、どのように教育分野にフィードバックしているか

(ウ) 都道府県教育委員会や、都道府県立の学校（高校等）からヤングケアラーの相談が入りやすくなるための工夫、それぞれと情報共有し連携するための仕組み等における工夫

(エ) その他、この段階における課題と工夫

5. ヤングケアラーに関する情報の一元管理について

① 把握したヤングケアラーに関する情報の一元管理の方法

(ア) 集約する情報の範囲や内容、情報管理ルール、管理体制、使用するツール等

※貴部門で一元管理していない場合は、関係者間での情報共有方法、共有する/される情報の範囲、その管理方法に至った理由、(他部門で一元管理している場合)一元管理を担当する部門名

② 上記方法における現状や工夫

(ア) 一元管理の際、1つのケースをどのようにカウントしているか(実件数か延べ件数か、ケースとしてカウントする始点や終点はいつか、同一人物で再度ケース計上されることはあるか等)

(イ) 要対協でケース管理をする場合に、児童虐待対応ケースとの区別はどうしているか

(ウ) その他、一元管理における課題と工夫

6. ヤングケアラーの把握・支援の準備

① 運用までに準備すべき事項

② 運用までの準備にかかる期間の目安

③ 運用までの準備における課題や工夫

④ 個人情報を共有するための基盤やルール作りについての課題や工夫

7. 困難事例と対応の工夫

① 下記困難事例の対応実績の有無(実績ありの場合は、その対応内容や工夫)

(ア) 家庭が支援を拒否する事例

(イ) 中退者等学校での把握が困難な事例

② 上記以外の困難事例と対応内容、工夫

8. 他所へのアドバイス

➤ これから、ヤングケアラーの把握や支援の運用をはじめる市区町村に向けてのアドバイス

3 結果

以下に、各所でのヒアリング結果を示す。
(以降のヒアリング調査結果では、ヤングケアラーを「YC」と略して表記している。)

【対象】 A市

【日時】 2022年11月11日（金）14：00～15：20

1. 回答者の基本情報

<体制等>

- 現状としては、「ケアラー」ということで言うと、障害福祉部門、保健福祉部の中の社会福祉課といった障害福祉のラインで扱っている流れと、子ども未来部の子育て総合センターが要対協の調整機関として児童虐待のケースの中での把握を行っている流れとがある。
- YC 協議会が昨年度から始めている SNS 相談から情報が入る場合もある。地域包括に関わる高齢者支援の関係が YC を把握することもある。現状としては、一元化してセンターが把握しているわけではない。センターでは、児童虐待事案以外に家庭児童相談も受け付けているが、YC 相談が全てセンターにくるかという状況は異なる。
- SSW（スクールソーシャルワーカー）は教育委員会に常時4名おり、学校からの要請を受けて出向いている。SSW は様々な問題に関わっていく。学校教育課には SC（スクールカウンセラー）も SSW も配置されており、役割分担の中で、YC という子どもへの支援が必要であれば、子育て部門、福祉部門へと情報を共有してもらうことを期待している。SSW と当センターが協働して対応するケースも実績はある。
- コーディネーターはまだいない。

<想定する支援対象者の年齢層>

- 当センターは18歳未満を対象にしている。会議では18歳以上の場合にどうするかという意見も出ており、検討しているところ。

<ヤングケアラー支援を開始した時期やきっかけ>

- YC 支援については、令和3年3月に、地域の市民団体が主導して YC 協議会が立ち上がり、それに市が参加して動き始めている。この協議会は、もともとは地域の様々な課題を検討するためのネットワーク（市民団体、地域包括支援センター、社協等が参加）がベース。この度、YC を地域課題として検討するというので、YC 協議会が立ち上がり、当センターも参加（当該協議会の事務局は地域包括支援センターである）。

＜ヤングケアラー支援等の運用を主導するに至った経緯＞

- YC 協議会と市の当局、社会福祉、子ども福祉部門で、連携会議が始まったところである。多機関が連携し、全体で YC 支援に関わっていこうという趣旨である。YC 支援のケース管理というよりも、まずは何が課題なのかを明確にしようという意図で開催されている。具体的には母子保健、社会福祉、高齢福祉、保育課、学校教育課（教育委員会）、子ども未来部（子育て支援課）、YC 協議会が参加している。旗振りには子育て支援課が中心。
- YC の問題は他の自治体も同様だと思うが、どこの分野でやるのかは地域により様々だと思われる。ケアラーの視点で高齢福祉分野、全体的な視点で社会福祉分野、また学校教育課の場合もあり、中心となる部門が定まらなかった経緯がある。しかし、YC はこどもの問題ということが大きく、子ども未来部の担当部長が手を挙げて、連携が必要ということで念願叶って多分野で連携会議を持つことができた。

2. ヤングケアラーの把握から支援につながるまでの事項

＜学校や教育委員会等の教育分野でヤングケアラーが把握されてから支援に至るまでの流れ＞

- そもそも、児童虐待事案への対応として、教育委員会で毎年年度初めに開催される小中学校の校長会議があるので、そこへ参加し児童虐待の恐れがある場合の通告義務に関する話をしている。発見した場合、まずは組織的に通告する必要があるかを学校内で判断いただくことになっている。
- その他にも教育委員会の中で校長会議が年 6 回実施されている。その際、国の YC についてのパンフレットを配布して YC についての啓発を行っているが、YC としての通告を求めるものではない。保育園、認定こども園にも同様に毎年啓発を行っている。
- 学校から、YC 含む児童虐待事案の相談は、発生ベースで入ってくる。

＜ヤングケアラーに関する情報の確認・記録・共有方法＞

- 基本的には児童虐待事案から YC の管理を切り分けていない。要保護として取り扱う事案か、要支援として取り扱う事案か、ということで分けている。また、「家庭相談」の枠組みの中で YC の兆候が見受けられれば支援するが、YC としてカウントをしているわけではない。
- 児童虐待は児童記録を立ち上げて管理している。
- 記録簿の内容としては、児童、生徒の氏名、生年月日、保護者の氏名、生年月日、きょうだいなどの家族の構成など。その他、こどもが関わっている療育分野、発達障害に関する医療機関、障害があれば障害福祉サービスの利用状況などは記録として残す。こどもが受けている支援やサービスは細かく記

録し、実施した援助の結果もそこに蓄積されていく。

- YC 協議会の中でもある程度話し合いを行い、受けた相談をつなぐ先として、どうしていくかを検討している。今後もそこのつながりを強くしていく予定である。

<この段階における課題と工夫>

- 要対協に挙げるケースは児童虐待の可能性があるとということで挙がっている。ネグレクト家庭であれば、十分可能性はある。しかし、周りからはそう見えるかもしれないが、(YC) 本人としてはそう感じていない場合もある。こどもの感じ方、受け止め方を考えると、YC のケースをすべからく要支援児童として取り扱うことに難しさを感じる。
- YC を探すのではなく、その家庭に変化が起きた時どう対応してどう支援するのか、視点を変えないと前に進まないように思う。

3. 支援方針検討から支援実施中の事項

<支援方針の検討から支援実施中の対応の流れ>

- 児童虐待分野、福祉分野、学校現場等で YC を発見した場合の、市の行政サービスが追いついていない状況。実際、家庭にヘルパーや介護者が入るとよいと思われるケースもあるものの、支援がまだ確立されていない。そのような中で、YC 協議会の方々が、こどもに寄り添い、こどもからの信頼を経て、こどもたちの話を聞いてくれている。話を聞くだけでも心が軽くなるため、そういった支援をしている状況。支援提供体制はこれから強化していく。

4. ヤングケアラーに関する情報の一元管理について

- 児童虐待の分野と同じようにしており、ケースの記録を積み重ねて行っている。児童虐待ではない YC の場合にどのようにしていくかは、これから議論を重ねて検討していきたい。

5. 困難事例と対応の工夫

<家庭が支援を拒否する事例>

- 例えば、経済的に困難な状況にある家庭があったとして、債務整理するにしても様々なしがらみで整理できず、なかなか解決できていない場合がある。YC は親の抱える課題が背景にある場合が多く、こどもが抱える課題が背景にあるというのはわずか。親への支援が充実しなければ、こどもの環境は良くならないと思う。
- 保護者の問題を改善させる支援を行わなければいつまでも解決できない。仮にこどもに発達障害があるといった場合は、こどもへの支援もできるが、YC

は、保護者が何等かの理由で十分子育てに関わることができていないことから支援の必要性が生じる。行政だけでできる問題ではなく、行政サービスのないところを補完していく部分では市民の力が必要だと感じている。

＜中退者等学校での把握が困難な事例＞

- 本人・家族と行政とのつながりがあれば支援できるが、保護者の理解がなければ（つながることが）難しい。保護者が、「こどものために自分が頑張らないといけない」と意識を変えていただくことが大変だと感じる。
- 基本的に、児童虐待の対応において、介入は親の行動変容を促すという考え方。しかし、YC 協議会での話し合いの中で、保護者へアプローチするのではなく、こどもの自立を促したりしてこども自身に関わったほうが解決しやすいケースもあるのかもしれないという話が出たことがある。
- YC の当事者から、担任や SC 等に話をした際、共感はしてもらえるものの、具体的な支援先などに関するアドバイスをしてもらえなかったと聞いたことがある。支援策を明確にしてアドバイスしてほしいとのことであった。

6. その他（他所へのアドバイスやコメント等）

- 当市では民間である YC 協議会が先進的な対応をしているが、行政だけで動く、ニーズからの外れなことを行ってしまうことがある。必ず民間の声などを反映し、力を借りながら取り組みを進めていくことが重要だと感じている。
- YC を探すことだけに注力するのではなく、こどもや家庭の変化に気づき、情報共有を行い、柔軟にサポートできる体制を整えることが重要だと思う。
- YC への対応として、こどもの気持ちに寄り添うことが一番大切であるが、こどもが「自分は我慢できるから、保護者に言わなくていい」と言う場合もある。その場合、我々がこどもの福祉を最優先して保護者に事情を話し、家庭に踏み込むという点は、こどもの気持ちに寄り添うこととの矛盾がありジレンマを感じている。

【対象】 B市

【日時】 2022年11月16日（水）15：00～16：30

1. 回答者の基本情報

<体制等>

- 行政機関の窓口と「YC相談支援窓口」（委託）の2つが窓口となっている。行政機関の窓口は要対協の調整機関であり、児童相談の窓口。学校等でアセスメントがなされてYCと判断されたケースについては、行政機関の窓口の情報をつないで把握し、必要な支援（公的サービス）につなげていく形を取っている。
- 他方、「YC相談支援窓口」には常時コーディネーター（有資格者かつ現場経験がある方）がいる体制で、本人からの悩みも聞ける体制としている。来所相談を希望する場合や、YC同士のつながりを持ちたい場合等に対応するため、対面形式やオンライン形式での相談、交流会等の実施が可能な設備を整えている。
- 「YC相談支援窓口」では、YC支援に関することであれば、本人や家族だけでなく、支援する関係機関からの相談も受け付けている（間接支援）。
- 「YC相談支援窓口」は施設の運営含めて全て外部に業務委託している。委託先では市が定めた仕様書に沿って運営が行われている。
- 「YC相談支援窓口」担当者は、アウトリーチ活動として、市内の小中学校等に巡回して窓口について周知している。その際、支援関係者の相談も受け付けていること（間接支援）もあわせて伝えている。
- SSWは市教育委員会に19人配置されている。必要があれば学校から教育委員会に依頼して派遣する形となっており、支援につなげる必要があると感じるケースは、行政機関の窓口やYC相談窓口につなぐよう体制整備を行っている。
- SCも市教育委員会に配置されており、学校を通じ、必要に応じて行政機関の窓口やYC相談窓口と連携するよう体制整備を行っている。
- 相談窓口の質の維持向上のために、有識者から支援に関するスーパービジョン（助言・指導）を受ける仕組みを導入している。

<想定する支援対象者の年齢層>

- YC相談支援窓口は18歳未満を基本的な対象としている。18歳を超えた方からの相談については傾聴対応を行っているが、18歳以上の場合は「YC相談支援窓口」にてフォローし続けていくことを想定はしておらず、別の枠組みへとつなぐことになる。

<ヤングケアラー支援を開始した時期やきっかけ>

- 以前より、こども・家庭全般の相談に対応する行政機関窓口にて支援を実施していた。(YCの相談窓口としての広報は令和3年11月に実施)
- これに加えて、専門のコーディネーターを配置した「YC相談支援窓口」を令和4年5月に開設した。

＜ヤングケアラー支援等の運用を主導するに至った経緯＞

- 子どもの権利が侵害されている状況も考えられるため、こども家庭分野を所管する局が担当している。なお、教育、保健福祉分野も関係局として、関係課長会議を設置し、関係課間での連携を図っている。

2. ヤングケアラーの把握から支援につながるまでの事項

＜学校や教育委員会等の教育分野でヤングケアラーが把握されてから支援に至るまでの流れ＞

- 学校でYCの疑いがあると判断した時は、校内でアセスメントを行い、YCと判断した場合は、行政機関の窓口へ情報共有を行う。
- 学校等で把握されたYCは、行政機関の窓口へ要保護・要支援について情報共有を行う。行政機関の窓口で情報収集・再アセスメントをした結果、要保護・要支援児童に該当する場合は、関係機関での継続した支援を行う。該当しない場合は、学校での見守りの継続、必要に応じて、「YC相談支援窓口」での支援（本人の相談対応、YC同士の交流等）も行う。

＜学校や教育委員会等との役割分担＞

- 教育部門に対して、YC相談支援窓口によるアウトリーチの他に、YC支援者研修を実施し、教職員への周知・啓発を行った。
- 市立全小・中学校等が実施する児童生徒向けのアンケート項目の中に、YCに関連する質問項目が含まれるようになった。アンケート実施後、YCの疑いのある児童生徒に対し、面談とアセスメントを行い、支援の必要があると判断した場合には、行政機関の窓口へ情報提供するといった流れができた。

＜ヤングケアラーに関する情報の確認・記録・共有方法＞

- YCのアセスメントに用いる基準としては、令和元年度子ども子育て支援推進調査研究事業において策定されたアセスメントシートを一部修正して活用している。
- YCの支援を行うにあたっては、こども本人や家族に情報共有に係る同意を取るよう学校や関係者にお願いしている（児童虐待が疑われる等は除く）。
- こども本人や家族の同意がないと支援につなぐことができない。同意が取れない場合は、個人情報を用いない形で一般的対応のアドバイスしている。
- 「YC相談支援窓口」の担当者には、行政機関の窓口や学校等とケースについて共有する際は、原則として本人の同意を得た上で、行政機関の窓口や学校

等、対面で状況共有を行っている。

<この段階における現状や工夫>

- YC の現状や支援の必要性についての啓発活動に力を入れた。窓口の PR と同時に、対象になりそうなこどもで必要な支援が届いていないこどもがいたら相談して欲しい旨を併せて伝えている。
- YC 相談支援窓口のアウトリーチ活動として、市内小・中学校等へコーディネーターが訪問のうえ周知している。YC 関係で相談したいことがあれば YC 本人や家族のみならず、支援する関係者の相談も受けられることを併せて周知している。
- YC 相談支援窓口立ち上げ時には、市立全小・中学校等については全児童生徒に「YC 相談支援窓口」のチラシを配付し、家族の目にもとまるようにした。私立学校や県立学校の所管課にも周知し、必要時に活用していただくよう伝えた。

3. フォローアップ中の事項

<フォローアップに係る対応の流れ>

- YC になる要素（背景）が解決したら、直接的なケース支援は終了になる。支援の終了はケースによって異なるが、場合によっては、通学先での見守りや、関係機関につなぐことも想定している。

4. ヤングケアラーに関する情報の一元管理について

<把握したヤングケアラーに関する情報の一元管理の方法>

- YC に該当した場合は、行政機関の窓口へ情報提供を行う。行政機関の窓口による再アセスメントの結果 YC と判断された場合、要対協において YC として管理している。

<要対協でケース管理をする場合に、児童虐待対応ケースとの区別はどうしているか>

- 要保護・要支援児童として対応がなされる場合であれば通常の要対協の枠組みの中でケースが管理される。
- YC の状態にあるケースの数は本庁部門でも把握しており、YC 支援対象者としてカウントするようにしている。

5. 困難事例と対応の工夫

<家庭が支援を拒否する事例>

- コーディネーターが家庭訪問や YC 本人に寄り添うなど時間をかけて関係構築をしていく。YC 本人や家族の気持ちを優先し、寄り添う支援から開始している。

- 相談意向があるものの面談が難しいケースは、Zoom などのオンライン会議システムを活用するなど工夫している。

＜中退者等学校での把握が困難な事例＞

- 別の相談窓口から「YC 相談支援窓口」へ紹介があり、相談につながったケースはある。
- 小中学校、保育園、放課後デイサービス、医療機関、行政の関係機関、民生委員、児童委員等の YC の支援者となり得る方を対象として YC についての研修（YC 支援者研修）を行った。また、市民等からの要望に応じて、出張型の講演を行っている。そういった地道な周知を通して、YC についての一般市民の認知度を高め、窓口へ相談につながるよう努めている。（本人の同意を取って相談支援窓口につないでもらうことが円滑な支援につながることも合わせて啓発している）

6. その他（他所へのアドバイスやコメント等）

- 関係機関との連携は必須であり、教育分野、保健福祉分野、保育所、幼稚園等と情報共有できる関係性を構築していくことが大事である。
- 学校との連携は特に重要であり、コーディネーターの学校へのアウトリーチ活動等も含めて、連携させていく必要がある。まずは YC の認知度を上げていき、併せて相談窓口も周知することから取り組んでいる。

【対象】C市

【日時】2022年11月21日（月）11：00～12：20

1. 回答者の基本情報

<体制等>

- 毎月1回、児童相談所、警察、保健所等の関係者が集まり、要対協登録ケースに関して進行管理会議を行う。YC ケースも、当該会議で取り扱う管理台帳の中に収載している。YC ケースに関しては、進行管理を別枠として行っているわけではなく、要支援・要保護児童の要対協の枠組みの中で対応している。
- YC と思われる方にはこれまでも対応してきたため、今は後付けでYCであることを確認しているような状況。今年度の途中からしっかり把握していこうということになった。毎月、ケース管理しているのは市内で900人前後いるが、ケース管理に用いる台帳においてYCに関する項目を設けて、該当する者はその項目の枠に「○」をつけて管理している。
- いわゆる虐待の定義にあてはまらないがYCの状況にあるこどももいるが、取扱いが変わらない。要支援児童として登録する。学校の先生にも連携して関わってもらう必要があるためである。
- 当市ではコーディネーターは配置していない。要対協事務局がコーディネーター的役割を担っている。
- SSWについては、中学校区が27あり、全中学校区及び義務教育学校に配置し、併せてその校区の小学校も担当しているが常駐しているわけではない。小さい学校であれば2つの校区をまたがる形でSSWが配置されているため、実際のSSWの数は主任SSW、統括SSWを除き24人程度。教育委員会から派遣されているといった形である。SSWの中の主任や統括といった役割の者が要対協の実務者会議に参加することとなっている。YC ケースが学校からつながるパターンは多く、学校との連携を深める意味でもSSWに期待する面は大きい。なお、SSWは市教育委員会に所属する。
- SCは、県教育委員会に配置（会計年度任用職員）しており、2022年度は市内に25人配置された。中学校区に1名の配置。学校からの要請を受けて出向くというよりは、中学校が拠点校となり、週1～3日勤務している。校区によっては中学校に行く日と小学校に行く日を決めていたり、小学校の要請により中学校から出向いたりしている。勤務日、勤務場所については校区の校長同士の話し合いで決定している。

<想定する支援対象者の年齢層>

- 基本的に18歳未満。18歳以上の支援の実績はない。去年17歳がいたが、うまく終結できたため、対応事例がない状態である。

<ヤングケアラー支援を開始した時期やきっかけ>

- メディアにも YC という言葉が出るようになったことと、議会の関係もある。県や国の動きが活発化しているところもあり数字を把握する必要性があった。

<ヤングケアラー支援等の運用を主導するに至った経緯>

- 現在の体制に至るまでに色々と話があったようだが、はじめは教育委員会で取りまとめをしている自治体があるとのことから、教育部門で管理することも検討した経緯がある。ただ、教育委員会となると小学校から中学校までが範囲となるため、15 歳以降や未就学児等の対応はどうするのかという話になった。その点、児童福祉部門であれば、幅広いこどもの年齢層で担当しているので、当課が YC 担当になったのだろうと推測する。

2. ヤングケアラーの把握から支援につながるまでの事項

<学校や教育委員会等の教育分野でヤングケアラーが把握されてから支援に至るまでの流れ>

- 虐待については即座に連絡をもらうよう学校や SSW と話をしている。そのため、虐待事案の中で YC の状況になっているこどもがいれば即座に情報共有することができる。それ以外の相談ケースについては、学校が SSW と「新規連携シート」を作成し、書類を当方にいただくようにしている。どのようなこどもであるか、どのような家族関係であるか、現在どういった状況にあるから一緒に考えて欲しいのか、といった事項を記載したシートを作って出してもらう。その中にも YC の状況になっているこどもが含まれている。
- 個人情報の取扱いで言えば、基本的に要対協に乗せることを前提にした状態で相談が上がってくるため、「新規連携シート」の作成にも協力いただいている。タイミングとしては発生ベースで随時。
- 「新規連携シート」は対面で受領している。紙を持参していただき、背景や説明を聞きながら確認する。新規連携シートを受領したら、当室で個々のケースの記録ファイル(紙)を作り、要対協に挙げる流れである。
- 進行管理台帳は先述の記録ファイルと別のリストのようなもの。鍵をかけて保管している。児童相談所が対応しているものもあれば、保健所が対応しているものもある。当課で対応しているものは、もちろん詳細を把握している。

<学校や教育委員会等との役割分担>

- 当市のケースワーカーはほぼ社会福祉士である。市役所に 70 人くらいの社会福祉士がおり、高齢者福祉や生活困窮部門等の他分野をローテーションしているため連携しやすい状況がある。
- 高齢分野には、庁内での会議に関しては改めて参加をお願いしたところ。例えば要対協の代表者会議は年に 2 回開催しており、高齢（長寿福祉）、障害福

社のリーダーにも入ってもらっている。また、庁内の代表者会議も年に2回開催しており、YCに対応できるよう、SSWが配置されている教育センター、高齢福祉、障害福祉分野の担当も参加いただいている。

<都道府県教育委員会や、都道府県立の学校（高校等）からヤングケアラーの相談が入りやすくなるための工夫、それぞれと情報共有し連携するための仕組み等における工夫>

- YC かどうかは定かではないが、要支援・要保護児童は高校とも連携をとって支援しているケースもある。要支援・要保護児童が比較的多く在籍している場合は、管理職ベースにより年間で打ち合わせを行う学校もある。
- 当課の取組について高校の中でも周知されており、関係が築けているのだと感じている。また、中学から高校に引き継ぎをしているケースも多く、苦労していることはあまりない。

3. 支援方針検討から支援実施中の事項

<支援方針の検討から支援実施中の対応の流れ>

- 当市が行う訪問支援事業⁵について。国庫補助事業として、児童虐待の未然防止やYCのいる家庭の養育環境を整えるという目的で、YCのいる家庭も対象とする有料の各種訪問支援事業（ヘルパー派遣事業）を実施している。有料のヘルパー派遣事業の対象を①市在住であること、②18歳未満のこども又は妊婦がいること、③家事育児に不安や負担があると本人が述べていること等の主に3つにあてはまる方とし、あえてYCに絞らないことで、結果としてYCにつながる制度設計になるよう工夫している。
- その他にも、特定妊婦や台帳登録家庭等を対象とした無料のヘルパー派遣事業や、ショートステイ等子育て短期支援事業やファミリー・サポート・センター事業等も一緒に考慮して、対象となる本人から状況や希望、一番の困り感を聞き取った上で、当部門でベストな支援を検討する。なお、有料のヘルパー派遣事業のうち、YCを対象とした事業については、ヘルパー派遣当日は、訪問介護事業所と一緒に市職員が自宅を訪問し、事業の注意点等をお伝えするようにしている。また、無料のヘルパー派遣事業については、派遣日より前に、訪問介護事業証書と一緒に市職員が自宅を訪問している。
- 今回の新規事業は現在、自身ともう一人の当所職員2名体制で担当している。

⁵ 国庫補助事業を活用した市の各種「訪問支援」事業は、「ヘルパー派遣3事業（①②有料・③無料）＋アウトリーチ型訪問支援事業（④無料）」といった構成。①は「子育て世帯訪問支援臨時特例事業（子育て支援対策臨時特例交付金＝安心こども基金）」、②は「ひとり親家庭等日常生活支援事業（母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金）」、③は「養育支援訪問事業（子ども・子育て支援交付金）」、④は「支援対象児童等見守り強化事業【アウトリーチ型】（児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金）」。

広く子育て中の方、妊婦の方を対象とするような事業の先行事例がないため、今後の利用希望者の見込みは正直なところ分からないが、利用者が増えればいいなと思っている。当市ではこの事業とは別に、先行して、養育支援事業は利用者負担を無料にして行っており、この無料の事業も利用者が増えてはいる。有料の訪問支援事業についても、いわゆる要支援児童の支援とまではいかないが、虐待の未然防止や YC の支援につながればいいと思っている。

- 実際に有料の訪問支援事業を始めてみると、要対協登録ケースで、市町村ではなく児童相談所に係属しているような案件からも問い合わせをいただいている。そういった方には無料の養育支援制度の方を勧めるべきなのか、判断が難しい。令和6年度から無料の養育支援事業と有料の訪問支援事業の2つの制度が一つになるが、無料の支援事業を全部撤廃してもいいものかこれから判断する必要がある。当市としては、できれば児童相談所が対応するケースになっていたり、YC（親に自覚がない方）のいるネグレクトのケースであったりするとところへ届く無料の支援メニューは持っていたい。
- 訪問支援事業はあくまでお試しで使っていただきたいという姿勢。支援に入ったヘルパーから報告をもらいながら、この制度で短中期、つまり3か月、6か月の支援を続けていこうとしているところ。こどもに所属ができたり、既存の支援が入ったりすれば、この事業のいったんのゴールを迎えるものと思っている。

4. フォローアップ中の事項

＜フォローアップに係る対応の流れ＞

- 終結は、問題が解決した時なのだと考える。例えば、ヘルパーが入ることができるようになった等、例えば、母親が認知症を持っていた17歳のYCケースがあったが、母親が施設に入ったところで終結となった。どこで課題が解決されるかということだと思うが、なかなかすぐに解決しないので、非常に難しい。虐待対応の方は保育園や学校等が確認できるため、多機関に見守りを依頼して終わることができるが、YC は家庭の中のことなので終結の判断がしづらい。

5. ヤングケアラーに関する情報の一元管理について

＜把握したヤングケアラーに関する情報の一元管理の方法＞

- SSW から依頼されて進行管理台帳に載せることになる要支援・要保護児童は、最初の段階で連携シートを用いて対面での聞き取りを行っている。聞き取りは30分～1時間程度行い、聞き取り内容を支援の台帳に記載して管理している。

- YC を対象とした有料のヘルパー派遣事業においては、世帯所得等の確認の必要があるため、申請時に個人情報の取扱いに係る同意書を出してもらうルールにしている。また、ヘルパー派遣事業の利用状況や聞き取りを行った内容はシステムにも転記するようにしており、関係するケースワーカーに共有できる形となっている。
- 児童相談システムにはセンター全体で記録を入力し、このシステムとは別に紙ベースでも管理している。記録をセンター全体で共有することによって、例えば、このご家庭にはヘルパー派遣ではなくショートステイの利用、ファミサポ、レスパイトが必要なのではないかなどの協議ができる。送迎に困っているようだったらファミサポの方がよい、このご家庭だったらショートステイを利用した方がよい等、行政の支援サービスを比較して検討ができる。どう支援すればご家庭の負担感を減らすことができるのかを考えて連携している。当課がコーディネーターの役割もしなければならぬと感じている。
- 「新規連携シート」は主要なところだけ児童相談システムに転記している。進行管理が分かるような最小限の情報である。
- YC 支援状況の一元管理で言えば、事業の主担当と地区担当ケースワーカーは、台帳管理をしている。

6. 困難事例と対応の工夫

<家庭が支援を拒否する事例>

- YC に限らず、支援したいのに支援にのらない行政拒否のようなケースは非常に多い。ヘルパー派遣事業、宅配の事業等、色々支援していこうと思うところ程、ニーズがない状態でつながりにくい。対象となる人や家庭とどのように関係を構築していけばよいか。どこの関係機関が仲良くなり信頼を得ていくか、仲良くなった機関を取っ掛りとして入っていく必要があると感じている。

<中退者等学校での把握が困難な事例>

- 退学してしまえば情報が入ってこないので大変難しい事例となる。退学前の問題であればまだしも、退学した後の事項等に対応しようがない状況だと思う。

<上記以外の困難事例と対応内容、工夫>

- きょうだいのお世話をしているケースが難しいと感じる。お兄ちゃんが弟の面倒を見なければならぬケースで、弟は障がいを持っていて、一人で家に置いていくことはできず、弟が学校へ行けずに母親も仕事に行かなくてはならないとなった時、お兄ちゃんが学校を休んで弟の面倒を見なければならぬ。こういったケースは使える行政サービスがなく苦慮している。弟が

学校を休むタイミングも事前に分かるわけではなく、お兄ちゃんも不登校気味であるとのことで、どうしたらよいのかと母親から相談があったものの、支援方法がなく大変難しいと感じた。

7. その他（他所へのアドバイスやコメント等）

- ▶ 今年度、モデル的に小学校2校区において、校長や教頭等の管理職ではなく現場の担任の先生方に対して、児童虐待防止の研修会を実施することができた。この研修会は虐待だけでなく、YCのトピックも含まれるがこの冬12月にもフォローアップの研修を行う予定であり、個人的には非常に有効な取組だと思っている。こどもの発した言葉、親の発した言葉をつかむことが、虐待やYCの対応に際して重要だとされている中、学校のトップに伝えることも大切だが、現場の先生方に伝えられる機会は有意義だと思う。来年度以降は研修実施校を増やしていく予定である。
- ▶ YCの取組については他市の取組を参考にさせていただいた。その市では、要支援児童に限定して無料の訪問支援事業を実施しているが、実績としては現在でも1件か2件くらいとのことであった。無料にすれば、一番必要な人に支援が届くかもしれないが、支援を受けるためのハードルは上がってしまう。当市では有料でありながらも支援事業の対象となる受け皿が広いからかYCがいると思われるご家庭への実績も増える一方、有料なら支援は結構ですというご家庭も散見され限界を感じている。YC支援に力をいれたいと思うので、できれば国としても、YCや要支援児童への補助があればと感じている。

【対象】D市

【日時】2022年11月21日（月）9：30～10：50

1. 回答者の基本情報

<体制等>

- 当室は要対協の事務局であり、係ごとに地区ごとの虐待相談及び対応を行っている。それらの係とは別に「庶務・総務担当」として係を設けており、YCの支援に関する庶務的業務（統計の整理や、18歳を超えたYCの福祉事務所へのつなぎ、市民への広報周知等）を担当業務としている。
- 令和3年の時点では、ネグレクトの虐待通告からYCを発見する形でスタートした。相談対応をしていくなかで、YCの観点から対応をしていくべきだと体制を整えていった。
- 通告元は、学校が一番多い。学校から「この家庭はネグレクトではないか」等の通告からYCの発見につながるが多かったが、YCという言葉が浸透してからは「この子はYCではないか」と通告が入るようになった。また、学校以外にも保健センター等の他の行政の窓口から通告もある。支援の流れとしては、まずは要対協に情報が入り、年齢層や諸々の情報を加味してその後の管理や支援を判断している。下のきょうだいの世話をしている場合のYCは、要対協の管理ではなく、YCケースとして対応している。
- コーディネーターの配置はしていない。SSWは各中学校区に1名配置しており、2週間に1度のペースで学校を回る。SSWの役割について、普段から要対協において関わりがあるため、YCもその延長線上で対応しており、会議体のももとの構成員にも含まれている。SSWの配置主体は市で、各中学校に派遣している。
- 小学校、中学校、及び義務教育学校（小中一貫校）へのSCの配置主体は県だが、市立高校（3校）については市が主体となり配置している。配置状況は、各中学校に1名（+近隣の小学校1校も対応）で、小学校のみを担当しているSCもいる。当室とSC間で定例的な連携等はなく、要保護児童等について情報共有する際に、話を聴取することがある。

<想定する支援対象者の年齢層>

- 年齢が18歳を超えたタイミングで当室と福祉窓口の情報連携ができる仕組みは整えた。現在まだ18歳以上のYCを福祉につないだケースはないが、所定の様式を作成して、福祉窓口につなぐとりきめをしている。福祉窓口は重層的支援体制整備事業の事務局になっている。そこに、支援方針会議における守秘義務の記載があるので、対応できるものと考えている。

＜ヤングケアラー支援を開始した時期やきっかけ＞

- ▶ 当室では YC という言葉はちらほら耳にしていたが、令和 3 年、国の実態調査や新聞等で YC が掲載される等をきっかけに、市として体制を整えていくことになった。

＜ヤングケアラー支援等の運用を主導するに至った経緯＞

- ▶ 市の中でもどこが担当を受け持つのかという議論を行った。福祉部局、こども部局、教育委員会の 3 分野で対応を検討していたが、18 歳未満のこどもが対象であること、既に YC ではないかと思われるこどもを把握していたことから、まずはこども部局で YC の課題を対応するという話になった。

2. ヤングケアラーの把握から支援につながるまでの事項

＜学校や教育委員会等の教育分野でヤングケアラーが把握されてから支援に至るまでの流れ＞

- ▶ 基本は通告という形で入っている。令和 3 年、支援マニュアルを庁内関係部署と協議のうえ作成し、関係部局に配布している。学校の場合、YC を把握したら、まずはその生徒に話を聞いて様子を見るなど、各関係機関でどのような対応をするのかを定めたものである。
- ▶ まずは学校で話を聞き、学校では対応できない内容の場合、当室に連絡をいただき、関係機関との調整を行うような流れである。現在の運用では、YC も虐待も一緒に受け付けている。YC だが虐待ではないケースは現時点で対応歴はない。

＜学校や教育委員会等との役割分担＞

- ▶ 支援マニュアルは、各関係局の視点を持ち寄って作成した。それぞれの現場がまずは YC を把握し、その後の支援には多機関のつながりが必要だということで作成した。各部門がまず支援の必要性を検討し、必要があれば 18 歳未満は当室、18 歳以上は福祉窓口が調整役となり、その後の支援につなげる役割分担としている。教育委員会の役割としては、学校では先生がこどもの一番身近にいるため、YC の把握が期待されること、また、介護の分野であればケアマネが把握するといった形で、まずは現場が対応していくことを示している。

＜ヤングケアラーに関する情報の確認・記録・共有方法＞

- ▶ 支援マニュアルの最後にアセスメントシートを添付している。アセスメントシート内にチェックリストを作成しており、健康に関すること、教育に関すること、日常生活に関すること、等の項目を設けている。令和元年に国庫補助事業として作成された YC のアセスメントシートをベースに、本市用にアレンジして作成した。マニュアルは当室が一方的に情報を集めて作成するので

はなく、各機関がそれぞれの現場に適した対応の流れを取りまとめた。

<情報共有の際に用いる台帳や、共有された情報を記録する台帳等の使用ツール>

- YC については児童虐待事案用のシステムに入力し管理している。YC のシールを記録に貼付けし、ケース整理する際に見やすくしている。情報共有に関して、YC も通常の通告と同じ対応である。

<教育分野からの情報共有のタイミング>

- YC について、把握後の見守りや声かけを経た上で通告いただいている。

<情報共有先となる部門や機関（教育分野以外で）、部門・機関に共有する内容の範囲やタイミング>

- 実際は要対協の構成員と重なるメンバーでの対応となる。要対協でも、データと紙ベースで情報共有を行っているが、そのなかに YC が含まれる場合は、その情報も共有される。虐待事案であれば主に行政の窓口がほとんどだが、YC の場合は地域包括支援センター、民間事業所なども関係機関として含まれてくるので、その現場までの情報共有は課題だと考えている。

<会議体の設置や電話、メール連絡等、共有方法>

- 基本的には要対協のとりきめと同じであり、守秘義務等も同様のもので、メールに個人名を書かない、情報元の信頼性を確認する等がある。電話においても個人の携帯電話ではなく、公設の電話からかけるよう伝えている。

<共有にあたっての関係者間の取り決め事項 等>

- ほぼ要対協の枠組みの中での運用であり、YC で虐待の要素がないケースの運用は今後詰めていかなければいけないところである。

<都道府県教育委員会や、都道府県立の学校（高校等）からヤングケアラーの相談が入りやすくなるための工夫、それぞれと情報共有し連携するための仕組み等における工夫>

- 県立高校の場合は虐待通告の確認で電話を入れることはあるが、個人情報なので話せないと言われることがある。YC 支援窓口の周知等は今後の課題である。

3. 支援方針検討から支援実施中の事項

<支援方針の検討から支援実施中の対応の流れ>

- 要対協と YC と、2つの視点をもって対応している。要対協としての課題が改善し、YC の課題だけが残った場合は、それが漏れてしまうことがないように確認している。
- ケース記録にアセスメントシートを添付し、支援方針会議において種別変更する際、管理職の目も含めて評価ができていると感じる。

＜支援の中でも、特に「ピアサポート等相談支援」、「オンラインサロン」、「訪問支援」の実施有無＞

- オンラインサロンやピアサポートは先進事例から有効な手段として認識しているが、当市は面積が広大なので、場所の設置をはじめとした課題が多い。
- 訪問支援事業については、養育支援訪問事業（ヘルパー派遣）の家事育児支援に YC の世帯が含まれている。（この事業については、YC であれば誰でも受けられるというサービスではない）。

4. ヤングケアラーに関する情報の一元管理について

＜把握したヤングケアラーに関する情報の一元管理の方法＞

- YC の世帯はシステムとは別に表計算ソフトで一元管理しており、支援の進捗状況に応じて随時更新している。
- 基本は当室で受理したものになるので、学校や生活困窮、障がい福祉、高齢者福祉等の現場で、実際にはどれだけの件数を受理できたかは把握していない。それぞれの現場で対応できているものを当室で把握する必要があるのか検討が必要
- 1つのケースは世帯と世帯の人数でカウントしている。1世帯に YC の状態あるこども 2人いれば、1世帯 2人とカウントしている。

5. ヤングケアラーの把握・支援の準備

＜運用までの準備における課題や工夫＞

- 3局 12 課の主幹級職員にて、YC 対応についての検討会議を令和 3 年度に 5 回開催し、体制やマニュアルの検討を行った。
- YC 支援マニュアルを令和 4 年 3 月に関係機関に配布している。マニュアルに基づき対応する旨を伝えている。

6. 困難事例と対応の工夫

＜家庭が支援を拒否する事例＞

- 「困っているからヘルパーを入れましょう」ではなく、家庭に身近な支援者（教職員等）の協力も得ながら、家庭との関係を構築しているところである。サービス導入ありきで関わることはない。

＜中退者等学校での把握が困難な事例＞

- 在籍校がない YC を把握する手段がない。支援の糸口も見えにくい。考えられる方法として、小中学校での様子の聴取が考えられる。また、保護者等が受診している病院の MSW（医療ソーシャルワーカー）が家庭に関わっている場合もあるため、病院との連携も必要になる。

7. その他（他所へのアドバイスやコメント等）

- 関係機関との連携が課題である。YC はこどもの課題だから当室で対応してくださいと言われることが多い。全ての関係部門や機関が当事者意識をもってYC の問題に向き合ってほしい。リーダーシップをもった部門が体制を作っていくのがよいと考える。家族そのものを支援することが大切であることを理解していただきたい。
- 今年度 YC 関係の会議を実施しているが、18 歳以上のこどもの就労支援関係の部局、社会福祉協議会など、色々なところに入ってもらうようにしている。ライフスタイルに応じた支援ができるようにしなければいけないという考えからである。YC に関連する取組はまだ始まったばかりで、‘ヤング’ということばで「こども分野で何とかすれば」という考えでは、YC の問題は解決できない。色々なところが連携しないと、YC 支援はできないと感じている。

【対象】E町

【日時】2022年11月22日（火）9：30～10：30

1. 回答者の基本情報

<体制等>

- YC 支援ということでは、児童福祉部門、障害福祉、介護部門、教育総務課（学校部門）の4か所が主に連携している。
- SSWは、生徒数が10人未満のところ（3校）は複数の学校を兼務する形で配置されている。SSWには、子供たちのメンタルの支援を期待している。役場の保健師が直接こどもの支援をするというよりも、SSWの方でこどもへのカウンセリング、メンタル支援を是非担ってもらいたい。
- 要対協には、SSW主任と所管内の学校長がメンバーとして出席することになっている。
- YC 支援は児童福祉部門だけでは支援しきれないと感じているところ。学校部門のみならず高齢福祉、介護福祉、障害福祉等の連携が重要である。庁内では母子保健以外に高齢福祉や介護福祉部門にも保健師がいるので、保健師同士で連携が取りやすい。専門職も含め庁内の部署異動があることで、世帯に必要なサービスを包括的に見ることができるので、有効なのではと感じる。保健師は全庁で15名ほど。

<想定する支援対象者の年齢層>

- 数が少ないうえ他部署との連携が図りやすく、18歳以上のYCについては、ケースに応じた支援を個別対応していく形になる。

2. ヤングケアラーの把握から支援につながるまでの事項

<学校や教育委員会等の教育分野でヤングケアラーが把握されてから支援に至るまでの流れ>

- 学校（校長、特別支援コーディネーターなど）から直接地域の保健師へと連携される。要対協の枠組みや学校への保健師巡回相談により、既に学校との連携は密にある状況。
- 小学校中学校の巡回相談は年2回実施。顔の見える関係があるので、直接やり取りしている。保育所と幼稚園も巡回相談があり連携を図る素地はある。
- 今年は、巡回相談においてYCかもしれないとの話が入るようになった。ただ、その個別のケースを見てみると、不登校といった深刻な状況までには至っていない場合もある。その場合、中には本人が負担感を感じていないケースもあるので、YCとして対応件数に計上しないものもある。
- 学校教育部門でYCの認知度が上がってきた背景には、県研修会の報告書が学

校に共有されてきた影響も考えられる。学校の授業において YC が題材として取り上げられている現状もあり、YC の概念が浸透してきたように感じる。

- こどもも数が少ないため、中学校までに何等か心配ごとがあるケースは役所が把握している場合が多い。学校も YC の状態になる前から見守っているケースも少なくない。発生する前に気が付くケースが多いように思う。
- 要対協に挙げるケースにするか、要対協に挙げない YC 支援ケースとするかは、学校等から相談を受けたケースワーカー等とともに受理会議を行った上で判断する。判断に迷う時はネグレクトといった児童虐待ケースとして対応すべきか児童相談所に相談する流れを取っている。
- 児童福祉部門は保健師 3 人、助産師 1 人が所属しており、要対協に挙げるケースは必ずメンバー間で共有している。

<学校や教育委員会等との役割分担>

- 児童福祉部門と学校長とが連携している。個別支援のやり取りは保健師と学校の先生が関わる。もし教育委員会との連携が必要であれば、教育委員会教育総務課が窓口。現状は特に連携を取っているということではない。

<ヤングケアラーに関する情報の確認・記録・共有方法>

- YC の判断の基準については、県が出した YC 支援のガイドラインにアセスメントシートが記載されているので、その内容を学校関係にも周知している。学校で客観的な事実を収集してもらい、広めに評価し、早期の段階で児童福祉部門へ相談するようお願いしている。

<情報共有の際に用いる台帳や、共有された情報を記録する台帳等の使用ツール>

- 要対協の枠組みでのケース記録、YC 支援に就いてのケース記録、それぞれの台帳はあるが、当市では、そもそもの基幹的な仕組みとしては、こども全数の「個別カード」（永年保存、見開き 5 ページのもの）がある。出生するごとに個別にファイル（紙）を作成し、支援記録等、役所との関り含め全て記録していき、書庫に保管している。YC ケース個別のファイルがあるということではなく、個々の「個別カード」に対応の記録が追加されていく形。
- 当市の年間出生数 100 人に満たない。この出生数であるからこそ、全数の「個別カード」による記録方式が可能なのだと思う。YC 支援については、YC 支援の台帳にある記録を、この「個別カード」にも反映させている。なお、「個別カード」を閲覧できるのは、児童福祉部門の保健師のみというルールになっている。

<教育分野からの情報共有のタイミング>

- 基本的には発生ベース。巡回相談時に相談が入る場合もある。

<共有にあたっての関係者間の取り決め事項 等>

- 基本的には要対協での取扱いルールに準ずるが、YC 支援に関しては協議がこ

れからといった部分がある。

<この段階における現状や工夫>

- 個人情報の取扱いについては、本人に、口頭で、情報共有の許諾をいただいている。
- 関係者間の個人情報の取扱いルールなどは要対協と同じ。SSW が要対協の個別支援ケース会議に出席するか否かは、学校長の判断による。場合によってはSSW と保健師との間で直接支援のやり取りが生じる時もあり、ルールとして決まっているわけではないが、個人情報取扱いに留意しながら行っている。
- 過去に、巡回相談事業を開始する際、学校と当課とで個人情報の取扱いについて議論があった。学校現場としてはこどもの情報を当課に共有することに懸念があったと思う。一つ一つ連携の好事例を積み重ねて、学校現場だけで支援すること以外に、多機関と連携することで得られるメリットを感じてもらいながら、情報を共有してもらえるようになった経緯がある。

<貴部門での対応を、どのように教育分野にフィードバックしているか>

- 学校の校長の先生に結果を口頭でフィードバックする。まれに紙で欲しいといわれるので、紙にまとめて渡すこともある。

<都道府県教育委員会や、都道府県立の学校（高校等）からヤングケアラーの相談が入りやすくなるための工夫、それぞれと情報共有し連携するための仕組み等における工夫>

- 教育委員会への連携は学校長から連携することがあるが、ケース支援の中身については、教育委員会は関わる仕組みにない。

<その他、この段階における課題と工夫>

- 小・中は連携が密に行われているが、高校との連携は難しい印象。高校は町内に1つあり、ひきこもりのケースについての支援をきっかけに連携をしているが、それ以外の高校に関しては連携が難しく支援が途切れてしまう課題感がある。町単位ではなく、広域で対応が必要とも感じている。中学からの支援ケースは、高校入学時に、困った時の相談先として役所につないでほしいと申し送りや引き継ぎがあるとよいと感じている。

3. 支援方針検討から支援実施中の事項

<支援の中でも、特に「ピアサポート等相談支援」、「オンラインサロン」、「訪問支援」の実施有無>

- コーディネーターの設置は検討中。児童福祉部門の保健師が研修を受けて、コーディネーターを兼務すると思われる。
- ピアサポートは運用を検討したい。役所からこどもに色々と話すより、当事者同士の方が相談しやすい部分もあるだろう。その環境が必要と考えている。

- 育児支援訪問支援（ヘルパー派遣）は児童福祉部門が運用しており、2件利用していたケースがある（一昨年）。要対協登録ケースが利用可能なサービス。この支援事業は5人のこどもを持つ養育困難な家庭がきっかけで立ち上げた事業。社会福祉協議会のヘルパーさんを派遣している。

4. フォローアップ中の事項

＜フォローアップに係る対応の流れ＞

- 終結に関しては議論があるが、役所では「個別カード」があるので、こどもたちは20歳になるまではフォローしていく必要があると考えている。YC支援のフォローに限ったことではないが、全児童生徒（20歳になるまで）見守りの仕組みがある。

5. ヤングケアラーに関する情報の一元管理について

＜把握したヤングケアラーに関する情報の一元管理の方法＞

- YC支援記録用の台帳で一元管理はしている。ケースは、実件数としてカウントしている。
- 要対協でケース管理をする場合には、児童虐待対応ケースとの区別は無く同一に管理している。

＜その他、一元管理における課題と工夫＞

- どこまでの範囲をYC支援の対象者とするか判断に迷う。特に個別カードがあり、全てのこどもにおいて既に見守りの仕組みが整っているため。

6. 困難事例と対応の工夫

＜家庭が支援を拒否する事例＞

- 児相に相談しつつ、保健所の精神保健福祉士にもケース対応時に支援を求める場合もある。顔の見える関係で連携が取りやすいが、市民によっては（人口規模が小さいため）支援者側の人間をよく知る場合もあり、難しい（支援者のこどもが支援対象となるこどもと同じ学校に通っている等）。この点については、県の広域的伴走支援を活用し、支援を受ける市民の相談しやすい環境も確保する方向で検討している。町の保健師のスキル向上のために、事例のスーパーバイズという意味でも、外の視点が入ることは有意義。連携を期待している。

7. その他（他所へのアドバイスやコメント等）

- 学校の先生方が、保健師ができること（専門性や役割等）を理解してくれており、活用してくれることが非常にありがたい。学校の先生が声をかけてく

れることで支援の連携がつながっていく。現場の学校の支援者と顔がつながった関係を構築できていることが重要と感じる。

【対象】 F 市

【日時】 2022 年 11 月 24 日（木） 9：30～10：30

1. 回答者の基本情報

<体制等>

- 令和 3 年から YC 推進委員会による検討会議を開催しており、支援自体は要対協の枠組で行っているが、要対協の構成員に加えて、高齢福祉、地域包括ケア推進課も加わり動いている。YC という言葉がさかんになり、市でも認知度を高めようということでキックオフした。意識の醸成や認知度の向上が主目的である。
- コーディネーターを配置するよりも、こども家庭課の相談員がコーディネーターとして関係機関とやっていく方針。SSW はこども教育相談センター、教育委員会の部門に配置されている。要対協メンバーなので、日頃から連携がとれているため、YC 支援だからといって配置したわけではない。要対協ケースと YC と対応に変わりはない。関係機関との連携なので、今までの体制の中で継続している。
- 当課は相談部門なので、事業を展開するにあたって、事務系に特化した職員がおらず、事業の設計面、制度設計の面において負担があり、事務方の必要性を感じている。
- SSW は市から 3 人と県から 3 人の合計 6 人体制である。専門資格者、社会福祉士は 1 人だけ。また、SSW とは別に心理職がいる。SC（スクールカウンセラー）は各学校で配置されている。子ども教育センターには臨床心理士がいる。

<想定する支援対象者の年齢層>

- 18 歳未満を対象としている。「ケアラー」を主幹するところは具体的に決めていないが、福祉総務課が事業としてはとりまとめるような形になっている。

<ヤングケアラー支援を開始した時期やきっかけ>

- 上層部から話があった。令和 3 年 5 月の段階で、関係課と部長とで話し合いをした。YC であれば子ども家庭課でやっていこうと決まった。
- 重層的支援体制整備事業も進めているが、YC については YC に特化して支援していこうとまとまった。

<ヤングケアラー支援等の運用を主導するに至った経緯>

- 本来は「ケアラー」の支援をとりまとめて、そのなかで YC を支援していく方向性もあったのかもしれないが、YC の支援をしなければならないのではないかとの話があり、「YC」という言葉が先行していた部分もあったため、児童福祉分野の当課が中心となった。

2. ヤングケアラーの把握から支援につながるまでの事項

<学校や教育委員会等の教育分野でヤングケアラーが把握されてから支援に至るまでの流れ>

- 児童虐待と共通しているが、学校で気になるこどもがいたら、学校で状況を把握して直接子ども家庭課にご連絡いただき、受理会議を経て、支援方針をたて支援していく。学校から直接連絡がある。
- 受理会議は子ども家庭課の相談担当による会議である。要対協の中で教育委員会と連携している。
- 周知の際の工夫として、昨年度はYCの認知度を高める必要があったので、庁内の関係部署、現場の方に知っていただかなければいけないということで、教頭会議にて研修を実施し、そこから現場の先生の会議などにも周知していただいた。

<学校や教育委員会等との役割分担>

- 実際には学校側である程度YCと思われるこどもを確認していただき、中でも心配なこどもは当課に相談していただく流れになっている。教育委員会の教育指導課、教育相談センター、学校の三者で連携しながら把握している状況（どこから相談が来るかは学校により様々）。当市の場合、SSWは福祉の専門職が配置されているので、頻繁に情報共有させていただいている。

<ヤングケアラーに関する情報の確認・記録・共有方法>

- 明確なYCの基準もなくツールも特に使用しているわけではないが、お子さんがケアをしていることで教育を受けられない等、様々な権利が侵害されている状況はYCであると研修等で伝えている。

<情報共有の際に用いる台帳や、共有された情報を記録する台帳等の使用ツール>

- 電話で連絡いただく。当市ではYCはネグレクトとして受理をし、YC疑いの場合は要支援児童として受理をしている。台帳等の管理ツールは要対協と同じものを使用している。
- 要対協で管理している台帳とは別に表計算ソフトでケース管理する。その中で、YCに関連する項目を5つ程（例えば、家事をしている、きょうだいの世話をしている等）設けており、あてはまるものにはチェックをし、数を数えられるようにしている。

<教育分野からの情報共有のタイミング>

- 随時適宜必要なタイミングで、把握した時にご連絡いただくようお願いしている。

<情報共有先となる部門や機関（教育分野以外で）、部門・機関に有する内容の範囲やタイミング>

- 受理会議において課内で議論し、その後は要対協の流れと同じである。ただ

し、受理会議で受理されない場合（市が特に支援に入らなくとも学校と先生の話で解決するケースも）もたまにある。

- ご本人、ご家族が困っていないケースや、親に言わないでほしい等の市の介入が難しいケースは虐待でも YC でもある。学校や地域の方にも見守りしていただき、何かあった時に相談できる体制を整えていく工夫があるとよいと思っている。声かけをこちらからも行うなどしている。そこで、「支援対象児童等見守り強化事業」（宅食サービスを行う事業）を始めており、虐待ケースも YC ケースも対象に含まれている。行政が介入しづらい家庭にそういった形でアプローチしている。
- 情報共有については、当課で管理している児童家庭相談のシステムに個々のケースの経過記録を細かく入力している。見守り強化事業の委託先には月に 1 回データで報告をいただいております、その内容には家庭情報も含まれているので、当課（地区別に分かれている担当者）が適宜入力して記録していく。マンパワーの課題として、訪問報告等のシステム入力などが業務繁忙時にはタイムリーにできないといったしわ寄せが出てくる。
- YC という言葉が出始めてから関係機関ともに留意しているが、こどもの負担感をどうみることが難しい。こどもの負担感を抽出し、YC の質や量を明らかにする必要性を感じている。

<会議体の設置や電話、メール連絡等、共有方法>

- 子ども家庭課の担当課内の情報共有については、毎週 1 回曜日を決めて担当内会議を行う。主に直近の動きの確認をする。最終的に要対協へ出していく。

<この段階における現状や工夫>

- 個人情報の取扱いについては、YC のケースも要対協で受理するので、学校も要対協の関係機関に入っていることから共有できるとしている。実際に YC について情報共有の仕方はまだ国からの情報としても明記されておらず、この件に関して県と相談したが、やはり要対協として管理していくのがよいのではないかとの結論になった。
- YC を周知しているからなのか、今年度は、このこどもは YC ではなからうかと連絡が来ることが多い。線引きがないので、学校としても判断つかず曖昧な情報がくる。それを YC として受理するかしないかジャッジが難しいが、基本的には受理している。
- 3 か月に 1 度、要対協の会議を開催している。その際に要保護・要支援全員の経過をまとめて会議に諮るが、状況は落ち着いていて安定しているにも関わらず状況把握ができていないだけといったケースがないように、システムを新しく入れ替えアラーム機能のような仕組みを使って漏れを防止するようなことも考えている。

＜都道府県教育委員会や、都道府県立の学校（高校等）からヤングケアラーの相談が入りやすくなるための工夫、それぞれと情報共有し連携するための仕組み等における工夫＞

- ▶ 県立高校から YC の連絡が来ることは少ない。SW が把握している場合はそこから介入することもある。

3. 支援方針検討から支援実施中の事項

＜支援の中でも、特に「ピアサポート等相談支援」、「オンラインサロン」、「訪問支援」の実施有無＞

- ▶ 見守り強化事業（宅食事業）は今年（令和5年）の4月から実施。子育て世帯の訪問支援事業（ヘルパー派遣事業）については、令和5年1月から予定している。令和5年の1月から、同じ見守り強化事業でも、居場所型としてこども食堂を作り実施していく予定。

4. フォローアップ中の事項

＜フォローアップに係る対応の流れ＞

- ▶ 個々のケースの状況によるが、YC の状況が改善されたところで終結していく。受理した段階で家庭の課題を拾い上げ、何をもって解決していくか方針を立てている。ケースバイケースである。
- ▶ 学校には行かないが、こども食堂には行けるこどももいる。障がいのある保護者のケアが必要な場合はヘルパー支援をする等、何か見守りの支援体制が整った場合、市での支援から離れるものとして終結する方向性で考えている。

5. ヤングケアラーに関する情報の一元管理について

＜把握したヤングケアラーに関する情報の一元管理の方法＞

- ▶ 1 ケースのカウントは基本的には実件数で把握。行政報告例にのっとり相談件数等は出せるようになっている。
- ▶ 支援記録を蓄積しているシステムでは個々のページを開かないと状況が分からないが、表計算ソフトでは一覧となっており、全体のケースの数や担当者、種別等も一覧の中で分かるようになっている。システムは個々のケースの支援内容を記録して管理するもの、表計算ソフトは台帳としてフェイスシートのようなものになっている。件数が多く表計算ソフトファイルでの管理が難しくなっており、新しいシステムにてそれらを統合していくような形を考えている。

＜要対協でケース管理をする場合に、児童虐待対応ケースとの区別はどうしているか＞

- 表計算ソフトにおいて、要保護ケースの場合はネグレクトの中で、YC に関連する項目（例えば、家事をしている、きょうだいの世話をしている等）を5つほど設置して、どの項目にあてはまるか分かるようになっている。要支援ケースに関しても YC のフラグを立てられるようにもしている。

6. 困難事例と対応の工夫

＜家庭が支援を拒否する事例＞

- 担当者との関係構築が進めば支援につながりやすい。

＜中退者等学校での把握が困難な事例＞

- 学校から YC の連絡はくるため、そもそも学校に所属していないとなると把握が難しい。地域の見守りや周知を強化し、連絡が窓口につながるようにする。

7. その他（他所へのアドバイスやコメント等）

- 実際には YC という言葉があるが、通常の子育て支援や虐待対応と特段変わらない。ただ、変わるところといえば、積極的に家庭に介入せず、関係機関と連携してつながっていけるのがよいと思う。
- 今までは虐待や YC の発見について、電話連絡によって受付けていたが、今後はクラウドサービスで受け付けられるように考えている。クラウドサービスによって、関係機関からもれなく情報共有ができるようにすることが目的である。アクセスできるのは要対協の構成員のみであり、構成員でない関係機関からの連絡や緊急時の連絡などは従来の電話連絡のままになる。

【対象】 G 市

【日時】 2022 年 11 月 28 日（月） 14：00～15：00

1. 回答者の基本情報

<体制等>

- 各 24 区役所に YC 相談窓口を設置している。各区役所の窓口が中心となり YC の状況により連携を行い、支援の必要性に応じた支援を組み立てている。
- 要対協は虐待に近いケースを扱い、その中に YC もいる。要対協で扱うケースについては、共通アセスメントシートを活用してスクリーニングにかけ、支援方針を検討しているが、その結果、要支援、要保護児童の登録に至らないケースの中にも YC はいる。
- 要対協登録ケースの進行管理で言えば、必ず 24 区で月に 1 回以上は実務者会議を開催する。当市の要対協ケースについては A`E の 5 段階のリスクレベルに分け、そのレベルに応じて状況確認の頻度を変えている。YC であるから支援方針を変えるといった特別なことはしておらず、要対協の枠組みにおいて管理している。
- 当市では、全ての福祉情報について、一元管理できる仕組みがある。被虐待児の情報も、他の児童相談に関する情報も同様にあり、区で受けた相談についてはこのシステムで管理が可能である。児童相談の情報については、24 区の担当者がアクセスすることができる。要対協に含まれないケースに関しても、システムへの入力や一覧の出力は行えるため、区の管理者レベルで進捗管理を行っている。
- 児童相談を受けた時に共通アセスメントシートを実施するが、昨年度末にマニュアルを改訂し、共通アセスメントシートの中身について YC の把握が漏れないよう改訂を行った。それと同時にシステムにおいて YC の項目を追加する改修も行い、YC の識別が可能な仕組みにした。
- YC においても支援の漏れが無いように研修等や会議等を通じて、国の啓発物等を用い、関係各所へ周知徹底している。
- 令和 3 年 12 月に実施した市内中学校における YC 実態調査の結果が公表され、今後 YC の数値の結果に合わせて SSW の増員も検討している。
- 平成 28 年に当市が「子どもの生活に関する実態調査」を実施し、支援が必要な子どもや世帯がいる状況が確認されたため、当市でネットワーク事業⁶を開始し、学校では全児童生徒対象の確認シートによるアセスメントを実施し、

⁶ 行政区を実施主体とし、学校現場と連携して支援が必要な子どもや家庭を発見するための仕組みを設けたネットワーク事業として従前より実施するもの。

課題のある児童生徒に対し適切な支援につなげる。ネットワーク事業は YC を早期発見するツールとしても活用している。

- SC は令和 4 年度から小中学校全校に配置しており、中学校は週 1 回以上、小学校は 6 週に 1 回以上活動している。
- YC 支援における児童福祉部門との連携としては、「YC 寄り添い型相談支援事業」⁷のチラシを各中学校及び高校へ配付し周知している。

<想定する支援対象者の年齢層>

- 18 歳以上になり、要対協登録から外れた場合でも、他部署と連携する支援を実施している。
- 要対協管理ケースにおいて、就学前の YC が存在するということが昨年度のケースの洗い出しの際に明らかになった。

<ヤングケアラー支援を開始した時期やきっかけ>

- 学校・福祉など連携し、全庁的な取り組みが必要であるため、令和 3 年 5 月、副市長をプロジェクト長として YC 支援プロジェクトチームを立ち上げた。また、各区役所では、これまでも YC を含む種々の相談に対応してきたが、本人や関係者の気づきを支援につないでいく一連の流れを構築するため、全区役所に YC に関する相談窓口があることを明らかにし、対応を進めることとした。

2. ヤングケアラーの把握から支援につながるまでの事項

<学校や教育委員会等の教育分野でヤングケアラーが把握されてから支援に至るまでの流れ>

- ネットワーク事業については、学校において日頃子どもたちに接する職員等が「確認シート」を使い、こどもの外形的な様子から気になる項目をチェックすることで、課題を抱えるこどもや世帯を発見している。YC の特性として、外形的な様子に現れない場合もあることから、全ての YC を発見できないが、YC を含めて、課題のあるこどもや世帯を発見する有用なツールとなっている。
- ネットワーク事業により発見された支援対象については、学校長、教頭といった管理職や教員に加えて、SSW、SC や区役所の職員などにより支援会議を開催し、支援先や支援制度を検討し、その利用に向けて寄り添い支援を実施する。なお、支援会議には、必要に応じて地域の状況等を確認するために、守秘義務が課せられた民生委員児童委員が参加する場合がある。
- 支援対象となったケースについては、支援の状況等について担当者を定めた

⁷ 「ヤングケアラー寄り添い型相談支援事業」…元ヤングケアラーが参加するオンラインサロンや、ヤングケアラーの多様な悩みに対し SNS、電話などで相談支援を行うピアサポートを実施するとともに、希望に応じて関係機関（区役所等）へ同行するなど寄り添い型支援を行う。

上で、支援会議において、支援の状況や効果などを報告し、進捗管理が行われる。

- 世帯の状況に応じて、要保護児童/要支援児童として、要対協の担当部署へつなぐ場合もあり、必要に応じて要対協と連携をとりながら、当該事業でケース管理を行う。

<情報共有の際に用いる台帳や、共有された情報を記録する台帳等の使用ツール>

- 学校内のアセスメントとして「確認シート」を活用しているが、個人情報保護条例の関係から学校内での共有に留めており、区役所に相談して情報を提出する際は、別途「連絡票」を作成するルールとなっている。
- なお、対象ケースの支援の状況等については、センシティブ情報であることから、電子媒体による取扱いは行わず、紙媒体による「連絡票」を作成し、記録を行っている。「連絡票」にはこどもの氏名、生年月日、就学状況、家族の状況、児童虐待の可能性や障がいの有無、その他に気になる点、関係機関における支援記録を記載できるフォーマットとしている。
- ネットワーク事業以外での YC の情報把握については、区役所の子育て支援室での相談の受理があり、直接本人が相談をする場合や、ネットワーク事業の対象となっていない学校（私立等）の教員等からの相談から情報把握が行われるケースがある。

<教育分野からの情報共有のタイミング>

- 児童相談に関しては随時発生ベースで相談いただくような体制にしている。要対協ケースに関しては、見直しの時期に合わせて区と学校間でも定期的な情報共有を図っている。そのタイミングに合わせて新規に気になるこどもについて情報等把握することもある。
- 学期に 1 回は学校とともに情報共有のための会議を実施しているが、区によってはそれ以上に実施していることがある。
- 要対協に参加するのは教育委員会で学校の統括的な立場の先生である。一方ネットワーク事業における支援会議は、学校の教職員が参加する。

<会議体の設置や電話、メール連絡等、共有方法>

- 区役所でやり方は様々である。電話、会議体等、現場のケース支援の方針にも応じて連携方法は柔軟に対応している。学校関係者も変わるので、支援者に応じて対応を変えることもある。

3. 支援方針検討から支援実施中の事項

<支援の中でも、特に「ピアサポート等相談支援」、「オンラインサロン」、「訪問支援」

の実施有無>

- ▶ ピアサポートによる相談支援ということで SNS や電話等の相談を実施しており、8月に開始してから LINE は友達登録 30 人強と徐々にではあるが増加している。オンラインサロンについて、参加者の応募が少ないため、実施手法等を検討している状況である。他の自治体の好事例をお伺いしたい。

4. フォローアップ中の事項

<フォローアップに係る対応の流れ>

- ▶ 要対協ケースにおける終結に関しては、原則リスクレベル E (5 段階で最も低いもの) を 2 回取ったら要対協登録は終了としている。その他の相談についてはケースバイケース。
- ▶ 学校からネットワーク事業に挙がってきた相談は総合福祉システムに入力していない。ケースはシステムではなく、各区のシートで管理している。支援会議を通じて、年度ごとで終結判断の管理をしている。

5. その他 (他所へのアドバイスやコメント等)

- ▶ 来年度から YC 支援に係る事業を具体的に展開していく。YC 支援として主なものは訪問支援サービスになるとは感じているが、国からは前向きに支援につながる具体的なサービスの打ち出しをして欲しい。
- ▶ 現場の現状のマンパワーで新たな取り組みを行うことは困難であるため、既存スキームをうまく活用し集約化することが必要であると考え。YC 支援は重要だと思うが、新たな内容ではなく、困難を抱えることのも一つの形が YC であるため、YC の支援だけが特別にあるのではなく、既存のものを集約化するような支援内容を提案し、現場への負担感の解消につなげるものにして欲しい。

【対象】H市

【日時】2022年11月28日（月）9：00～10：00

1. 回答者の基本情報

<体制等>

- YC 支援においては、YC 本人を含む世帯全体の事案と捉え、関係する機関が協力して対応すべきと考えている。その中で、こどもへの支援が必要となる事案では、令和4年4月に10区に設置した「子ども家庭総合支援拠点」が主体的に対応していくこととしている。特に他部署と連携した支援が必要である YC においては、要対協枠組みで支援する等、既存のネットワークを活用し、関係機関で連携した支援を実施することとしている。なお、コーディネーターの配置はしていない。
- SSW は、市教育委員会が全市立小学校に配置し、中・高等・特別支援学校には学校からの要請に応じ派遣している。SSW には、支援拠点と学校との円滑な連携を期待している。
- SC は市教育委員会が全市立小・中・高等・特別支援学校に配置している。
- 「子ども家庭総合支援拠点」は各行政区の児童福祉担当に設置した経緯がある。既存の児童福祉担当を中心に、その仕組みを活用し、拠点を立ち上げに至った背景がある。
- 各区に「子ども家庭総合支援拠点」を設置するにあたり、専門職の職員の増員対応も必要であった。拠点運営に必要な枠組みの検討と、設置に必要な事務手続き・マニュアルの整備等を当課で担った経緯がある。現在も管理運営に係る対応は適宜当課で実施中である。
- YC 支援の具体的な中身（内容）については、基本的に拠点内で検討・運営してもらう仕組みで運用。当課においては、ケアラー条例の制定にあわせて、「子ども家庭総合支援拠点でYCに関する相談を受け付けていること」やYCに関することについて、周知も行っており、チラシポスターを作成している。何か困ったことがあれば、「子ども家庭総合支援拠点」に相談いただきたいということは常に周知している。具体の支援の中で、必要であれば関係機関と連携する役割も拠点で担っている。
- また、ケアラー条例制定に伴い、YC がいる家庭へのヘルパー派遣事業も開始した。本事業の事業設計なども当課で担っている。各区役所の支援の中で本事業が必要と思われるケースが利用可能な仕組みとしている。

<想定する支援対象者の年齢層>

- 令和4年7月に市の「ケアラー支援条例」を施行しており、条例の中で、YC を「ケアラーのうち、18歳未満の者」と定義し、支援していくこととしている。

- ▶ 児童福祉の定義に沿って「18歳未満の者」としているが、実情に合わせて対応している。継続支援が必要であれば児童福祉で取り扱われているケースと同様に、既存の公的サービス（障害福祉や高齢福祉等）につないでいく。

<ヤングケアラー支援を開始した時期やきっかけ>

- ▶ 本市では、ケアラーが抱える悩みを一家庭の問題ではなく社会問題として認識し、市、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等が相互に連携を図りながら、ケアラーを社会全体で支えていくために、市の「ケアラー支援条例」を制定し、令和4年7月1日より、条例を施行した。その後、補正予算により予算を確保し、各種支援策を開始している。
- ▶ 市長の強い思いにより、積極的に取り組むことになった。対象はYCに関わらず、ケアラー全体について支援が行き届くように整備している背景がある。

<ヤングケアラー支援等の運用を主導するに至った経緯>

- ▶ 令和4年4月より、10区に設置した「子ども家庭総合支援拠点」では、こどもやその家庭に関することについてなんでも相談を受け付けており、こどもやその家庭の支援を行っている。また、要対協の調整担当者として、地域の関係機関の調整役を担っている。
- ▶ YC支援にあたっては、YCを含む世帯全体の事案と捉えて、関係する機関全てが協力して対応すべきと考える。その中で、こどもへの支援が必要となる事案では「子ども家庭総合支援拠点」が主体的に対応していくこととしている。「子ども家庭総合支援拠点」は令和元年度から準備しており、ここ1年でYC支援の必要性が問われるようになってきた。ケアラー支援を検討するにあたり、庁内で、PJチームを結成し、先んじて準備していた「子ども家庭総合支援拠点」において、YCに関する相談も受け付けるとした経緯がある。

2. ヤングケアラーの把握から支援につながるまでの事項

<学校や教育委員会等の教育分野でヤングケアラーが把握されてから支援に至るまでの流れ>

- ▶ 学校でYCを把握した場合、まずは、学校内において、SSWや担任の先生が中心となり、こどもの支援にあたっている。その中で、特に福祉的な支援（例えば、家族の介護認定や障害サービスの導入、児童虐待が疑われる等）が必要と判断された場合に、区役所に設置している支援拠点が中心となり、連携した支援を実施することとしている。

<学校や教育委員会等との役割分担>

- ▶ 学校では、日々こどもたちと接する中で、ちょっとした変化等に気が付きやすく、より身近で、こどもに寄り添った支援を行っていただいている。市長部局においては、そうした学校での様子等を共有させてもらいながら、介護

サービスや障害サービスの案内等、福祉的な支援の導入を含めた、家庭全体への支援を実施している。

- 「子ども家庭総合支援拠点」の取り組みとして、年に1, 2回、学校に拠点のケースワーカーが訪問させていただいている。顔の見える関係ができ、YCの判断に迷うケースの情報も連絡いただけるようになると考えているので続けていきたい。
- 子ども家庭総合支援拠点では、YCの支援に関する相談も含め、こどもやその家庭に関することについてなんでも相談を受け付けている。学校へのケースワーカー訪問によって、顔の見える関係を構築できていると認識している。YC支援に関してもそうだが、支援に悩んでいる状況がある時に、まずは一旦相談してみようと思える関係性の構築となっていると考えている。

<ヤングケアラーに関する情報の確認・記録・共有方法>

- 子ども家庭総合支援拠点では、受け付けた相談の全てについて、1週間に1回、ケースカンファレンス（事例検討会。以降、「CC」という。）を開催し、支援方針を決定している。CCの中で、支援の必要性等について検討している。
- 令和元年度子ども子育て支援推進調査研究事業で作成されたアセスメントシートをベースに、本市オリジナルのアセスメントシートを作成し、関係機関で共通して活用できるようにしている。ケアラー条例制定時に、障害福祉分野、高齢福祉分野等の各区役所の担当者の意見を反映させ本市版シートを作成した（そのとりまとめも当課で行った）。内容はほぼ国のシートと同様のもの。
- 情報共有先となる部門や機関は、生活保護、障害、高齢介護、保健センター、児童相談所、こころの健康センター等。内容や範囲、タイミングは、ケースバイケースである。

<会議体の設置や電話、メール連絡等、共有方法>

- 関係機関の連携の場としては、要対協の実務者会議が考えられる。
- 生活保護、障害、高齢介護、保健センターは、同じ区役所内であるため、直接連絡調整が可。児相とは、要対協実務者会議や、支援拠点・保健センター・児童相談所で実施している連携会議などでも可。
- 要対協の構成員として高齢福祉部門は含まれないが、必要であれば連携していく。

<この段階における現状や工夫>

- 連携先が、要対協の構成機関であることがほとんどであることから、主に要対協の枠組みで個人情報をやり取りしている。
- 個人情報の取扱いの基準は、要対協（要保護・要支援）の構成メンバー内の情報共有であれば問題が無いとの認識なので、YC 疑いも要対協と同様の個

人情報の取扱いでよいと返答している。判断基準は要対協（要保護・要支援）の進行管理台帳に掲載の有無ではないと説明している。

- ただし、高齢福祉分野は要対協のメンバーに入っていないので実務者会議で一括に情報共有とはいかないが、ケースの状況に応じて必要であれば連携している。
- YC 支援に係る対応は、アウトリーチの際や電話等で、必要に応じ教育分野にフィードバックしている。

3. 支援方針検討から支援実施中の事項

＜支援方針の検討から支援実施中の対応の流れ＞

- 子ども家庭総合支援拠点では、受け付けた相談の全てについて、1週間に1回、CCを開催し、支援方針を決定の上、対応している。

＜主な連携先と役割分担＞

- YC を含む世帯全体の事案と捉えて、関係する機関全てが協力して対応すべきと考える。例えば、家族の介護が必要であれば、高齢介護課と連携し介護認定を受けることや、家族の障害支援が必要であれば、障害支援係と連携し手帳や自立支援医療の取得により障害サービスの導入を検討する等

＜支援の中でも、特に「ピアサポート等相談支援」、「オンラインサロン」、「訪問支援」の実施有無＞

- YC 訪問支援事業を令和4年9月より開始。この事業の適用対象者は拠点で支援をしているケースの家庭としている。一般的な市民が利用可能の事業とは区別し、YC 支援の中で必要と判断された際に本事業を案内する流れ。
- 拒否のケースもある。理由としては、「利用が面倒である」、「自分の家に他人が入ることが嫌だ」等の些細な理由が挙げられていると聞いている。

＜支援内容の確認・記録・共有方法＞

- YC 支援に入る際の基準は個別の基準は設けておらず、虐待の分類を参考にしながら支援拠点 CC の中で、総合的に判断する。
- 支援拠点において要支援・要保護児童を支援しており、同じ様式（台帳）を使用している。システムではなく、電子ファイル⁸での管理となっている。

＜貴部門から連携先となる部門・機関への情報共有のタイミング＞

- すぐに介護サービスや障害サービスの導入が必要と判断されれば、随時、共有し、連携する。その他の場合は、要対協実務者会議や、支援拠点・保健センター・児童相談所で実施している連携会議などの場で共有する。

⁸ マイクロソフト・ワード、マイクロソフト・エクセル

<会議体の設置や電話、メール連絡等、共有方法>

- 関係機関の連携の場としては、要対協の実務者会議が考えられる。生活保護、障害、高齢介護、保健センターは、同じ区役所内であるため、直接連絡調整が可。児相とは、要対協実務者会議や、支援拠点・保健センター・児童相談所で実施している連携会議などでも可。

<この段階における現状や工夫>

- 連携先が、要対協の構成機関であることがほとんどであることから、要対協の枠組みで個人情報をやり取りしている。

4. フォローアップ中の事項

<フォローアップに係る対応の流れ>

- 週1回のCCにおいて、支援方針を決定し、必要に応じ、支援方針の見直しも行っている。支援計画において、次回見直し時期等を定め、定期的に支援方針を見直している。
- CCの受付をさらって、担当課長等で協議する。継続支援になったこどもは見直しのタイミングを決めている。
- 支援拠点を令和4年度までに設置することが求められる中、モデル的に2区で実施して現場の声を聴きながらマニュアル作りをしていて、それがYCにも活用できていた。
- 支援拠点で対応するケースは支援計画を立てるようになっており、強みや弱み、短期ゴールや最終ゴールを検討するようになっている。それに沿って支援拠点が支援計画を考える。

5. ヤングケアラーに関する情報の一元管理について

<把握したヤングケアラーに関する情報の一元管理の方法>

- YCに関し、一元管理している部署はない。
- 実際にYC支援は、子育て支援政策課（子育て相談支援、ひとり親の支援、ファミリー・サポート・センター等）や、青少年育成課（放課後児童クラブ等）や学校等の各部署で支援している実情がある。1か所だけで支援というわけではない。
- 以前からYCに該当する状況の子どもおり、要対協（要保護・要支援）や既存公的サービスの枠組みで、支援してきていると感じている。
- 今回、ケアラー条例制定に合わせ、YC支援についても、まずは体系化し、YC支援について再整したという考えである。
- YCも、要保護児童や要支援児童として管理しており、各区に「子ども家庭総合支援拠点」があり、子ども家庭総合支援拠点は、要対協の調整担当者とし

て、関係機関の調整役を担っている。

6. ヤングケアラーの把握・支援の準備

＜運用までに準備すべき事項＞

- 条例制定にあたりプロジェクトチームにて検討。アセスメントシートを作成するにあたり、関係機関と調整。
- 各区には福祉まるごと相談窓口があり、YCに限らず全世代のケアラーに対し支援が必要な人への総合福祉相談窓口であり、生活困窮も丸ごとと一緒に対応している。市としてはケアラー支援が必要であるとの大前提があり、とりわけ18歳未満は将来への影響もあるので、支援が必要の理解。だが数は多くないと感じている。
- 運用までの準備にかかる期間の目安は1年程度

7. その他（他所へのアドバイスやコメント等）

- 個々の自治体の体制や強み等の特徴に合わせながら、各自治体で体制構築を検討したらよいと思う。

【対象】 I 市

【日時】 2022 年 11 月 28 日（月） 11：00～12：10

1. 回答者の基本情報

<体制等>

- 児童福祉担当課が YC を含む児童虐待相談や養護相談を担当するとともに、要保護児童対策地域協議会の事務や調整を行っている。
- 市立小・中学校の SSW は県教育委員会が雇用し、市教育委員会へ派遣して 6 中学校区（中学校 6 校・小学校 16 校）へ 1 人ずつ配置している。
- 市立小・中学校の SC は、SSW と同様に県教育委員会が雇用し、市教育委員会へ派遣して各中学校区に配置している。SC は中学校区単位を基本に、全ての小学校、中学校、義務教育学校に配置されている。
- 当課が SC と直接連携する機会は、現時点では少ない。

<想定する支援対象者の年齢層>

- 基本は 18 歳未満を対象としている。18 歳以上は、現時点では実績はないが、必要に応じて青少年担当部署へつないで対応していく。

<ヤングケアラー支援を開始した時期やきっかけ>

- 2020 年夏の国からの通知をきっかけに、YC 支援を 2 年前に始めた。YC に該当する児童については、要対協で対応するという趣旨の通知であった。

<ヤングケアラー支援等の運用を主導するに至った経緯>

- 最初は要対協への通知であり、児童問題という位置づけだったため、要対協での対応としたが、その後、介護問題他、様々な生活問題に起因する部分もあるため、庁内関係 10 課と 2021 年度から協議を重ねて今に至る。
- 関係 10 課は、児童福祉、学校教育、地域福祉、高齢者、介護、障がい、青少年、生活保護、生活困窮、保健の事業担当課。制度としての支援施策を持ち、また、YC を発見する可能性のある業務を実施または所掌しているという観点で集まった。
- 庁内関係部署が YC について共通認識を持つ必要がある。YC は総合的な問題であり、何が問題なのか共有するため、10 課を対象に研修を行った。そこからさらに、各課内で研修を行い、理解を深めた。

2. ヤングケアラーの把握から支援につながるまでの事項

<学校や教育委員会等の教育分野でヤングケアラーが把握されてから支援に至るまでの流れ>

- 要対協の枠組みと同じである。YC は養護相談ケースになることが多い。虐待ケースの中にも YC であるこどもはいる。前者においても虐待通告と同等の流れで

扱う。通告受理をし、虐待の種別や程度を把握するためのアセスメントを行い、YC かどうかのチェックを実施するという流れである。

<学校や教育委員会等との役割分担>

- ▶ ケースバイケースであるが、福祉的支援が必要な場合は、児童福祉担当課が中心となる。学校内で対応できるものは学校内の仕組みでの支援を基本としている。SSW の配置が進んできており、学校は YC を見つけやすい場所であることから、深刻な YC の疑いがある場合は、できるだけ早く児童福祉担当課へ連携をするよう依頼している。教職員への YC 周知のため、夏休みに市内の全小・中学校で校内研修を行った。
- ▶ 児童福祉担当課に連携をする YC の基準等は設定していない。こどもの生活状態があまりにも圧迫されているようであれば連絡をいただくよう学校に伝えている。
- ▶ YC に限定したものではないが、「養育支援訪問事業」を実施している。保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に、保護者の希望があれば、ヘルパーを派遣している。

<ヤングケアラーに関する情報の確認・記録・共有方法>

- ▶ 相談を受けると、まず紙の受理票に相談内容を記載する。それに対して必要な調査を行い、補足を追記しながら支援を決めていく。基本情報はシステムに入力し、表計算ソフトも併用している。経過記録もシステムに入力している。
- ▶ 表計算ソフトの表では、YC のチェック欄を設けて管理している。表計算ソフトであれば一覧や担当者別で見やすく、システムに組み込まれていない YC の把握がしやすい。新しい概念も年々出てきており、最近では「無園児」の項目も付け加えている。
- ▶ システムと表計算ソフトのデータは紐づいていない。
- ▶ 情報共有については、要対協の枠組みを活用。

<この段階における現状や工夫>

- ▶ 個人情報の取扱いについては、一般的な行政のルールどおり。児童福祉担当課が関与する場合は、ほぼ全て要対協として対応することになる。要対協ケースとするかしないかを区別すると支援が必要な YC が支援から漏れてしまう恐れもあるので、通告を受けたものは全て対応している（要対協の枠組みの中での実施である）。
- ▶ 市教育委員会とは日常的に連携しているが、県教育委員会との連携はあまりない。県立高校の SSW を通じて、情報提供や相談を受ける。高校とは、従前から生活困窮課題で連携してきた経過があり、引き続き学校訪問等を行って情報共有している。

- 県教育委員会は SSW の力量を高めるため、SV（スーパーバイザー）を配置している。SSW の YC への理解が深まっていることが、YC についての相談が増えている一因ではないかと考えている。市の児童福祉担当者と学校の SSW が、色々な支援の場面で一緒に動いている。

3. 支援方針検討から支援実施中の事項

＜支援の中でも、特に「ピアサポート等相談支援」、「オンラインサロン」、「訪問支援」の実施有無＞

- YC に特化した支援は、今のところ行っていない。通常の要対協登録ケースへの支援の中で必要な場合は訪問支援を行っている。

4. フォローアップ中の事項

＜フォローアップに係る対応の流れ＞

- 支援を行う理由となった問題が小さくなったと見なせる時に終結とする。虐待の終結と同じように会議体の中で判断を行う。場合によっては他機関につなぐことで終結する。

5. ヤングケアラーに関する情報の一元管理について

＜把握したヤングケアラーに関する情報の一元管理の方法＞

- 要対協が把握した範囲では、一元管理を行っている。純粋な YC のみではなく、その他の課題も含んでいる。
- 純粋な YC のみの問題がどのようなものか定義が難しい。福祉サービスが適切に利用され、なおかつ、こどもの意欲を阻害しているようなケースであれば、学校で支援すべきとして対応している。
- 関係機関との情報共有についてはケースの内容と程度による。こどもの養育問題が大きければ、各関連機関と適切に情報収集・共有している。
- ケースを「最重度」「重度」「中度」「軽度」に区分している。年に2回程度、対応に苦慮しているケースがないか、進行管理を行っている。

6. ヤングケアラーの把握・支援の準備

＜運用までに準備すべき事項＞

- YC について庁内の10課が集まったの会議を行ってきた。その中で、各課が必要事項を考えて展開してきた。重層的な問題であるので、それぞれの課が自主的に案を考えて持ち寄って仕組みを構築した。
- 国が示した調査結果やマニュアルは要対協の実務者会議で配布・共有している。連携会議でも共有した。

7. 困難事例と対応の工夫

<家庭が支援を拒否する事例>

- 純粋な YC というわけではないが、養護問題や虐待問題とすれば、件数は多い。こどもの福祉のためということで強く入っていくが、対応が難しいケースは児童相談所が対応する。

<中退者等学校での把握が困難な事例>

- 現状の仕組みでは把握は困難と思われる。地域の中で、民生委員・児童委員が偶然に遭遇するなどないと把握は難しい。

8. その他（他所へのアドバイスやコメント等）

- YC は重層的支援の課題であり、様々な論点を含んでいるため、児童福祉だけの問題ではない。関係機関の体制が重要ではないか。

【対象】 J 市

【日時】 2022 年 11 月 29 日（火） 14：00～15：00

1. 回答者の基本情報

<体制等>

- 最初の相談は、学校教育課からが多い。
- 学校との協力体制で言えば、小中学生についての相談が入った際、その内容によって教育委員会や SSW へ情報提供や対応を相談している。また、毎月 1 回、要対協の実務者会議において連携している。
- 今年度からは市に SSW が配置された。加えて派遣指導主事として、学校教育課（教育委員会）に出向する仕組みがあり、要対協の構成員としても参加している。その先生が、要対協を通してケースである児童生徒の情報を学校教育の場から収集し、毎月実務者会議で報告してくれる。SSW も同様の実務を担っている。
- SSW の担う役割としては特に、要対協に挙げる前段階の児童生徒の情報について、事前に共有するなど連携の部分を担当している。
- SSW は役所内の学校教育課内に所属し、席も役所にある。学校からの相談があれば直接 SSW が聞き取り、必要があれば学校へ訪問し、連携している。元校長が SSW を担っているので、動きがきめ細やかな印象はある。
- YC として相談があるというよりは、学校から虐待があるケースや不登校の児童生徒について主担当の先生や SSW を経由して相談があり、家族関係を調べていくうちに YC かもしれないと判断される流れが多い。

<想定する支援対象者の年齢層>

- 実際は義務教育の小中学校の児童生徒が支援の対象としては多い。
- 要対協に挙がってくるケースは自分のことができるようになってきた小学生からが多く、高校卒業の 18 歳までを支援の対象にしている。

<ヤングケアラー支援を開始した時期やきっかけ>

- 要対協の仕組みを活用している中で、最近になり YC の概念が浸透してきたので、このこどもは YC かもしれないと認識するようになってきた。いつの時点から開始ということは無い。

<ヤングケアラー支援等の運用を主導するに至った経緯>

- 要対協の枠組みで YC 支援も対応しているため、その流れで当部門が行っている。

2. ヤングケアラーの把握から支援につながるまでの事項

<学校や教育委員会等の教育分野でヤングケアラーが把握されてから支援に至るまで

の流れ>

- 学校から要対協の教育部門の主担当や学校教育課所属のSSWへ相談があり、要対協の枠組みで対応することになる。各ケースについて、個別のケースカンファレンスにおいて関係者で相談し、支援方針を決定。要対協でも見守りが必要であれば対応する。要支援の人もいれば要保護のカテゴリーで支援をするケースもある。
- 学校以外で言えば、社会福祉協議会の障がい者支援の担当部署から気になる子どもがいるとして相談が上がってくるようなことはある。学校の情報を確認したところ家事を手伝ってはいるが、ほぼ毎日登校しているので、YCと判断する状況ではないと判断しているが、そのような子をどこまでYCとして見守っていくべきかの判断に迷う部分が多々ある。

<学校や教育委員会等との役割分担>

- 個別ケースカンファレンスで、要対協の管理ケースとして挙げる必要はないと判断されたケースにおいては小学校・中学校にて見守りをお願いすることが多い。

<ヤングケアラーに関する情報の確認・記録・共有方法>

- 客観的な基準はない。相談を受け、要対協へつなげるか否かについても関係者による個別ケースカンファレンスで決定している。
- YCと思われる状況にあり不登校となっているケース等は、要対協の要支援児童として見守り支援を行い管理していくことになる。しかし、YCの明確な基準が無いので、現場としてはYCを判断しにくいとの所感がある。
- 児童生徒の本人の意見「家族の介護等のお手伝いを嫌々行っている」等の発言があれば、YCと判断していけるとは考えているが、家の手伝いについてどこまでをYCとすべきか判断に迷いながら支援している。見守りをしたり、家庭内の母などの構成員に話を聞いたりして情報収集を行っている状況。
- YCケースは、表計算ソフトファイルで要対協の中で特別に区別することなく一元管理。
- 特段YCであるというラベルも付けていない。現在、要対協では数十件の進捗管理ケースがあり、ケースの経緯が記載されているので、要対協につながった経緯を読んで確認し、ケースの判断をしている。
- 随時緊急時は電話で情報提供があり、追って実務者会議にて紙面での情報共有を行う。
- 関係機関には、月に一回、実務者会議にて共有。緊急時は電話で情報提供し、追って紙で情報提供の流れ。
- 実務者会議の資料には児童生徒の実名が掲載されるが、それ以外では氏名を明記しない。出先で子どもの氏名を発言しない等、個人情報漏洩防止の取り

決めはある。

＜この段階における現状や工夫＞

- 個人情報の取扱いに関しては、要対協の運用ルールに従っている。
- 学校からこどもに関する相談があった時に、内容の程度によって要対協が把握している内容を話すこともあるが、個人が特定されないようなやり取りを心がけている。
- 学校へのフィードバックは要対協の会議体において行っている。

3. 支援方針検討から支援実施中の事項

＜主な連携先と役割分担＞

- 要対協に既に挙がっているケースは、直接小学校・中学校の先生とやり取りすることもある。基本的には学校教育課を介して連携をとっている。

4. フォローアップ中の事項

＜フォローアップに係る対応の流れ＞

- YC と疑わしきケースは要対協にあげるが、見守りをしていて、3 か月必要な支援がなければ終結の判断をしている。YC に限らず、終結についてはどのような観点で判断すればいいのか悩む部分もあるのだが、職員向けの研修の中で得た基準を取り入れている。

5. ヤングケアラーに関する情報の一元管理について

＜把握したヤングケアラーに関する情報の一元管理の方法＞

- 社会福祉協議会からの相談の例もあるように、要対協メンバー以外の機関から相談が入ることもあり、こどもの事であればこちらも把握している情報がある場合があるが、相談元や相談内容によっては共有できる情報が異なってくる。情報共有の際には、個人が特定できないようにするなど留意している。
- ケース登録システムは導入したものの、辛いケース数が少ないことから、マイクロソフト・エクセルやマイクロソフト・ワードファイルにて管理を行っている。ケース記録は基本的に紙で管理している。

＜上記方法における現状や工夫＞

- 1 児童 1 件でカウントしている。
- 暴力の有無が要対協に挙げるか否かの一つの基準となる。
- 終結については、特段何も変化がなく見守りができていたら 3 か月経過した時点で終了することにしてしている。再度アクションがあれば再受理し対応する流れ。

6. 困難事例と対応の工夫

<家庭が支援を拒否する事例>

- 困難事例ケースは児相と連携している。
- 市の児童福祉部門はこどもを一時保護する権限が無い。保護して欲しいケースもあるが児相の判断で保護に至らないこともある。
- 要支援ケースから YC ではないかと把握がなされたケースの場合は支援も入りやすいが、不登校等のように日常生活を見ている中で心配があって学校から相談が来るケースにおいては、保護者が支援拒否をするケースも多く、介入が難しい。

7. その他（他所へのアドバイスやコメント等）

- 要対協の管理運営も含め、YC 支援の他の自治体の好事例を伺いたい。
- YC という言葉が先走っている気がする。こどもが負担に感じているのは良くないが、家の事をお手伝いレベルで行っているのはいいのではとの意見も聞かれる。この概念の判断は線引きが難しい。

【対象】 K 市

【日時】 2022 年 11 月 29 日（火） 15：30～17：10

1. 回答者の基本情報

<体制等>

- YC の対応は要対協の枠組みの中で対応している。
- 要対協の構成員は小・中学校、SSW などの学校関係、幼稚園、保育園、医師会、歯科医師会、警察、児童委員、児童養護施設、母子生活支援施設、児童家庭相談センター、障害福祉部門、民間のセンター、福祉事務所など、民間、公的機関含め多岐にわたる。
- 要対協の枠組みで守秘義務があり、その中で対応している。
- コーディネーターは当センター自体が調整機関であるため、配置はしていない。
- SSW は県の教育委員会が必要に応じて各学校に配置し市の小・中学校に派遣。とりまとめは市が行っている。
- SSW は現場にいるので期待したい役割である。

<想定する支援対象者の年齢層>

- 18 歳までは対象年齢になっている。
- 当市では YC だからと言って特別に支援をすることはなく、ネグレクトなどの登録状況がある中で子どもの権利が阻害されているところに焦点を当てている。

<ヤングケアラー支援を開始した時期やきっかけ>

- こどもの養育環境が良くないことなどを総合的に見てネグレクトなどとして支援につなげており、結果として YC だよねということになる。YC の状況が終わったからといって、子どもの権利が侵害されている状況に変わりがなければ支援は終結しない。
- こどものお手伝いをどこまで見るのかという点に難しさを感じる。

<ヤングケアラー支援等の運用を主導するに至った経緯>

- 特別に YC ということを重視しているわけではなく、より内面的なところをアセスメントしている。
- 困難事例は人により捉え方が異なると考えている。YC も同様で、家事を率先してやってくれていて学校に行けている子もいるし、嫌で嫌でしょうがない子もいる。人間関係を築ける場合は、すんなりいくこともある。

2. ヤングケアラーの把握から支援につながるまでの事項

<学校や教育委員会等の教育分野でヤングケアラーが把握されてから支援に至るまで

の流れ>

- 最近はYCという言葉が先行しており、不登校で複雑な家庭環境の場合はYCではないかという通告がある。市としては虐げられている部分にどう支援ができるかを確認していくが、YCだから受理するという話にはならない。
- YCという単語を使いやすくなり、学校からの連絡が増えたと感じる。学校の感覚は鋭く、要対協の登録ケースになるこどもは多いが、YCとしての手当てが必要になるかは別である。
- 啓発活動はしている。8月に講師を招き、YCについての講演会を主催した。11月は虐待防止月間でもあり、リーフレットも配布している。
- YCはこどもが虐げられている理由の一つという印象がある。お手伝いがいけないのというのは違う。こどもであっても家族の構成員の一人であるため、子どもの権利は大切という前提の上で、役割を担うこともあると思う。

<学校や教育委員会等との役割分担>

- 要対協の進行管理会議で役割等を確認しあっている。個別ケース検討会議の中で具体的な話をすることはある。個別ケース検討会議は要対協の実務者会議や受理会議とも別。通告があり、緊急に受理し、調査し、判断をする。非該当の場合もある。受理をし、支援レベルをつけ、半年見て進行管理会議、実務者会議を行う。その間必要に応じて個別ケース検討会議を行う。その中で当センターや学校で役割を決めている。

<ヤングケアラーに関する情報の確認・記録・共有方法>

- 情報共有の方法等は要対協に準じている。

<この段階における現状や工夫>

- 個人情報の取扱いも要対協の中で行っている。
- 学校から直接当センターに連絡が来ることもある。それぞれで顔の見える関係になるよう、学校に顔を出し、YCだからということではなく、気になることがあれば相談して欲しいと伝えている。一部の県立高校とやり取りをしたことはある。
- 啓発はYCの講演会を行い、学校を中心に教育委員会にも声をかけて実施した。定期的に外部向けの研修をし、こういう時にはこういう通告して欲しいという点や当センターを知ってもらうための啓発を、保育園、幼稚園、学校、教育委員会、療育機関、NPOなどの民間機関を対象として年に何回か実施している。

3. 支援方針検討から支援実施中の事項

＜支援の中でも、特に「ピアサポート等相談支援」、「オンラインサロン」、「訪問支援」の実施有無＞

- 民間企業と提携してヘルパーに対応いただくようにしている（ヘルパー派遣は「養育支援訪問事業」）。管理は地区担当がしている。他分野におけるヘルパーの利用が難しい場合に導入するサービスである。
- 支援者が変わればサービス導入につながる可能性もある。担当が変わりやりやすくなったという話も聞く。
- YC については、学校からの通告が一番多い。民間のヘルパー事業所からも通告がある。

4. フォローアップ中の事項

＜フォローアップに係る対応の流れ＞

- YC の終結ではなく、子どもの権利が守られるようになった時に終結になる。虐待も全て同じである。

5. ヤングケアラーに関する情報の一元管理について

＜把握したヤングケアラーに関する情報の一元管理の方法＞

- 要対協の進行管理会議でケースを終結するなど、登録児童のレベルを変更したりして管理している。
- 進行管理台帳は表計算ソフトである。今はシステムを使っていないが、今後使っていきたいと考えてはいる。表計算ソフトは当センター内のみで共有しているもので、要対協においては会議のタイミングで適宜状況を報告する。進行管理台帳の中で、厚労省が出している項目に該当するようなケースを一斉に確認したことがある。
- 当センターは小学校区ごとに分かれている。市内で転居する場合はケース移管という形で連携する。

6. ヤングケアラーの把握・支援の準備

＜運用までに準備すべき事項＞

- YC の対応はもともと要対協で行っていることであり、YC だから準備をするというのは違う。
- 啓発活動をすることで通告が増えたが、増えること自体は目が行き届いているということでよい面もある。児童相談所であれば一時保護があるが、当センターにはそれがない。要対協で何かするのは難しい。もし YC だと通告があり、介入し、家事が負担になっており、きょうだいの面倒を見て学校に遅刻

するという子どももいる。母も母子家庭で家を早く出なくてはいけない場合は、きょうだいを連れて学校に行くこともある。このケースの場合、どうすれば YC が解消できるのか。ヘルパーは時間帯を気にせず必要な時に必要な分だけ利用できるような万能なものではない。この家庭の場合は課題が解消されない状態が続いていくことになると思う。

- YC の認識が広まり、学校からの通告が増えた。子どもとの会話の中で判断してもらえるとありがたいと感じるところはある。

7. 困難事例と対応の工夫

<家庭が支援を拒否する事例>

- この困難事例は本来困難ではなく、支援を拒否するというのは普通のこと。行政がいきなり来たら構えるのは当然のことだと思う。
- ケースワークのやり方にもよると思う。拒否するケースは当センターに来る前に生活保護の担当ケースワークをしていた時にもあったが、そこまで困難だと感じたケースはなかった。

<中退者等学校での把握が困難な事例>

- このケースであれば、子どもではなく、家庭に支援が必要なのであり、家族構成を問題視した方がよいと感じる。子どもに手当をしたところで、介護される人が元気になるわけではない。子どもだけがハッピーになることは、子どもが望むことなのかどうか。
- 表面の中退者だけに手当をするから、もぐらたたきのようなになる。家族全体を見る方が正しいアプローチである。

8. その他（他所へのアドバイスやコメント等）

- YC とは何なのか。そもそも子どもの権利が侵害されている状況について考える必要があるのではないか。言葉尻で考えていくよりも本質を捉える必要性があると思う。YC という言葉だけで見えてしまい、本質を見る力を失ってしまうのではないかと感じることもある。

【対象】L市

【日時】2022年12月5日（月）13:00～14:40

1. 回答者の基本情報

<体制等>

- 当市は、全国で初めて YC 相談・支援専用窓口（以下、「YC 専門窓口」という。）を設置。関係者及び当事者からの相談を受け、支援の調整を行う窓口となっている。
- 10 代だけでなく 20 代の若者への支援も実施。名称は「こども・若者ケアラー」としている。基本的には、ケアラーが 18 歳未満の場合には、「各区役所・支所のこども家庭支援室」、18 歳以上の場合には「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」が相談を受け付ける体制。実際は当 YC 専門窓口にも 18 歳未満の YC の相談はあり、区役所で対応できない場合は区役所から当 YC 専門窓口へ相談されることもある（区役所では児童虐待の相談も受けている）。
- YC 専門窓口の相談件数のうち、学校関係、SSW からの相談が最も多い。それ以外の相談経路は、介護分野の地域包括支援センター、ケアマネジャー、障害分野の相談支援センター、区役所など。
- 当初は当事者及び当事者のご家族からの相談が多いただろうと想定していたが、実際は関係機関からの相談が多い。当事者や家族はあまり自分等が YC であるという認識がないものと思われる。また、当事者からの相談はいずれも高校生以上で、小中学生からの相談はない。
- YC 専門窓口に関しては、学校関係は市内の SSW の会議等で直接周知を行っている。既に連携していることもあり、SSW からの情報提供が一番多い。障害・介護分野においては、地域包括支援センター、ケアマネジャー等の団体、個別にも周知しているが、相対的に学校関係からの相談が多くなっている。
- SSW は支援のキーになると考えている。こどもの状況をよく把握しているからである。
- 当市は YC 支援の専門部署を立ち上げ、YC 支援の総合調整を行っているので、国がいうコーディネーターと同じ役割を担っている。

<想定する支援対象者の年齢層>

- イギリスの YC は 18 歳未満、18 歳から 24 歳をヤングアダルトケアラーと、オーストラリアは 25 歳までを YC とするなど、18 歳以上も支援対象に含める国もある。ケアラーが 18 歳を超えても就職の課題や、家庭内の課題が継続することも多く、大学生でも学業が満足に行えない等の現状もある。ケアラーは年齢では区切れない。こどもがケアラーになった時に公的支援が必要であることは言われてきているので、やはり行政は何らかしらの支援体制を構築す

るための検討が必要と考えている。

- 当市では、対象者が 18 歳未満である時は区の子育て支援の部門（要対協事務局）で相談を受け、18 歳以上は YC 専門窓口で対応するとした。しかし、その運用を開始しはじめたら、区によっては虐待対応に追われている区もあるので、全区が統一的な対応ができているとは言えない部分がある。

<ヤングケアラー支援を開始した時期やきっかけ>

- YC 支援の取組を始めたきっかけとしては、令和元年に起こった 20 歳の若者ケアラーが同居していた認知症の祖母を殺害してしまう不幸な事件が発生し、ケアラー支援が必要であると問題が浮き彫りになったことが発端となっている。その後、市で PT（福祉局、健康局、こども家庭局、教育委員会事務局から編成）を立ち上げて、YC 支援体制強化の検討に入った。
- ここ最近ではケアラー世帯向けの「配食サービス」の導入をきっかけにして家族から相談が入るようになってきている。また、こどもがケアラーになってしまうのではないかとの相談を受けることがあり、「予防的支援」の必要性も感じる。

<ヤングケアラー支援等の運用を主導するに至った経緯>

- PT の検討において、こどもだけでなく若者も YC 支援の対象に含めるので、こども部局ではなく福祉部局が対応する方向が大枠で決まっていた。生活保護、障害、介護などの連携部門との関係性も強く、円滑に連携できる部局でもある。おそらく、これは自治体において少数派なのではないだろうか。多くの自治体では、こども部局や教育委員会が YC 支援の窓口になっているのでは。特に、昨年度の多機関連携マニュアルでも示されている「要対協の枠組みで対応すれば、個人情報保護の課題は、要対協のルールで取扱いが可能なので、クリアになる」とし、要対協で YC 支援を管理している場合が多いのでは。
- ここで大事なのは、要対協はあくまでも要保護・要支援のケースの、主に虐待支援の視点で運用されている枠組みであるという点。そうすると、‘ケアラー’支援に関しては要対協の虐待対応の枠組みでの対応ではないとの認識があるのも事実。当市も同様の認識はある。
- 福祉局は YC・若者支援に関して推進しており、もちろん要対協へも支援推進について啓発をしていくが、要対協は要対協の枠組み（主に児童虐待事案への対応の枠組み）で YC ケースを捉える。そこで、虐待のリスクは低いと判断されると、YC 支援は要対協が取り扱うケースではないとの感覚も生じるのが実情。
- 要対協で言えば、虐待事案への対応という視点からリスクが無いとなると、支援の土壌が無いと考える。仮にこども家庭センター（児童相談所）などの虐待事案への対応が中心の部署が YC 支援を担うならば、虐待リスクの少ない

予防的支援のような YC ケースが零れ落ちる恐れがあり、それをどの部署がカバーするのかといった所まで検討が必要であると思う。

- 仮に YC を運営上は虐待ケースとするとしても、現場では違和感が生じる。例えば、YC をこどもへのネグレクトであると分類するのは違和感があり、そのように言い切れないケースも多い。

2. ヤングケアラーの把握から支援につながるまでの事項

＜学校や教育委員会等の教育分野でヤングケアラーが把握されてから支援に至るまでの流れ＞

- 当市では各種様式を用いて支援を行っている。その中に「チェックシート（気づきのためのシート）」があり、学校現場の先生が YC かもしれないこどもを発見するための気づきを促すものとして使用している。例えば、遅刻しがちや休みがち、授業中よく寝ている、といったように生徒の一つの側面しか見られなかったものが、このシートにある項目で一つでもチェックがつけば YC の可能性があるかもしれないという視点を持ってもらう。そういう意味でのチェックシートになっている。
- 学校現場等でチェックシートを活用して検討していただき、何か気になることがあった場合は YC 専門窓口にご相談いただく。

＜学校や教育委員会等との役割分担＞

- YC 専門窓口が直接相談対応を行うこともあるが、SSW との関係で言えば、YC 専門窓口は SSW への間接支援⁹を行っている。それを受けて、SSW のほうから学校や YC 本人へアプローチしてもらう。
- SSW は YC のいる家庭と接点があるので、匿名で相談をいただくこともある。その際は、SSW への間接支援の範疇で、家庭へのアプローチの方法や、行政支援（配食事業や訪問支援等）の紹介などをして連携することができている。また、SSW が入ることで、支援を受けとる側（支援対象者）の支援の受け入れ姿勢が軟化することも期待している。

＜ヤングケアラーに関する情報の確認・記録・共有方法＞

- 定期的に相談ケースの情報を提供する関係者は、教育委員会の事務局のみ。SSW を管轄している所管課である。SSW から相談いただいたケースのみを、マイクロソフト・エクセルファイルに出力し、毎月、情報を更新して共有している。
- 市内に配置された SSW 計 17 人（アウトリーチ職員 2 名、区別相談員 15 名）とは密に連携しながら、対象ケースの情報共有している。

⁹ 本人や家族以外の、支援に関わる関係機関等からの相談対応をいう。

- ケースはシステム上で記録し、管理している。流れとしては、相談受理日 17 時以降の終礼で当日の相談内容について報告（個別ケース報告）。毎週火曜日に個別ケース会議を開催しているため、相談のあった日から最も直近の火曜日に当該会議において新規相談ケースを報告し、処遇方針を決める。その際、次回の再評価日を設定し、システムに次回ケース検討日を入力している。
- システムは、庁内の共有ネットワークを活用している（YC 専門窓口の相談員のみが閲覧できるよう制限）。システムの管理は課長が行っている。ケース記録は対象者 1 人ごとに作成し、個人フォルダの中に支援経過等を蓄積していく。
- YC 支援の調整役である当課の役割について。関係機関が支援対象者に各種公的サービスを導入して家庭に入っていく際、ケアラーを含めた世帯全体の課題に着目する視点がまだ乏しいと思う。その点を啓発することができるのが当課の強みであり、役割でもあると捉えている。

<支援の中でも、特に「ピアサポート等相談支援」、「オンラインサロン」、「訪問支援」の実施有無>

- 当市のある県では、県のケアラー支援事業として、配食サービスを開始した。合計 12 回分（週 1 回）、家族の人数分、無料で食事を置き配方式で提供する事業である。県の事業であるが、このサービスの利用対象者が当市に在住する方の場合は、当市がサービス利用の必要ありと判断すれば利用可能となる制度になっている（当市以外に対象者が在住する場合は、県のケアラー相談窓口が取り扱うことになっている）。県知事が YC 支援に力を入れていたので、県における支援事業の立ち上げにも力を入れてもらっている。
- この配食サービスの利用をきっかけに、これまで行政がアクセスしにくかった YC の保護者にアクセスできたとの実感がある。実際に、配食サービス利用後に訪問支援サービス（ヘルパー）の導入につながることができた例もある。いきなり訪問支援事業につなげることは難しい印象がある。間に配食サービスを挟むことで訪問支援事業につながるという効果があると感じている。
- YC 世帯にとって、お弁当を「対面」ではなく「置き配」で提供してもらえることは非常にありがたいことなのではないかと思う。訪問支援は家庭の中まで入っていくサービス。他人が家の中まで入ることやこれまでの生活の形を変えることには抵抗があると思う。他方、置き配ではサービスを受ける抵抗感は少ないものと推察でき、支援の導入につながっていく実情がある。配食サービスの利用をきっかけとして YC の保護者との関係性が構築され、行政への信頼感が醸成されるので、訪問支援サービスの利用も検討しやすくなる背景があるようだ。
- 配食サービスの利用意向を保護者が示した際、口頭で個人情報の取扱いの同

意を得ている。

- 県立高校は、所管が県となるため学校との連携は少なくなる。一方、市立高校の高校生が YC 支援について勉強したいとの申し入れがあり対応したところ、その後に YC の啓発動画を作成してくれた。
- また、研修や講演を行っているが、県立高校の養護教諭から研修の依頼があり、対応することになっている。
- 様々な場で啓発活動を実施することで、講義の依頼をいただく事も多い。YC 支援の専門部門である当課の活動を通して、広報・啓発が浸透している実感もある。

3. フォローアップ中の事項

＜フォローアップに係る対応の流れ＞

- ケア対象の方が施設入所した、ケアラーが世帯転出をした、ケア対象の方が亡くなったなど、ケアラーの要因がなくなった場合は終結する。なかにはケアラーの疑いの段階で支援をしているが、顕著にケアラーの要因が見られない場合は見守り期間を何か月が設けた上でいったん終結とする。
- 有識者から指導頂いたのが「伴走的支援」という考え方。YC 専門窓口が継続して支援することで伴走的支援ができるのか、関係機関が引き継いで支援をすることで伴走的支援ができるのかを議論したことがあるが、必ずしも、YC 専門窓口が継続支援することが伴走的支援ではないと結論づけた。次に引き継いでいただける関係機関があればバトンタッチをしてそこに寄り添っていただく。仮にまたケアラー状態に戻った場合は、こちらの YC 専門窓口にも再度相談していただく、そういった途切れのない形でどこかの機関が関わることで伴走的支援ができるのではないかと。関係機関にバトンタッチし、一定期間の見守りを経てから終結することもある。
- 週1回開催する個別ケース会議において、昨年までは毎週全ケースの検討を行っていた。現在は対応件数が増えてきたため、継続ケースは再評価日のスケジュールを定めるようにし、検討のタイミングが来たものは、当該週の新規ケースとともに共有や検討を行っている。この方法で、時間の効率化とケースの進捗管理が可能になった。
- 終結の判断や状況については、外部機関等には特段情報共有はしていない。

4. ヤングケアラーに関する情報の一元管理について

＜把握したヤングケアラーに関する情報の一元管理の方法＞

- 正直な所、情報の管理、特に個人情報の取扱いについては現状ではグレーな部分と感じている。令和4年4月に示された多機関連携マニュアルでの「情

報共有における留意点」では、関係機関と個人情報を共有するにあたり、本人・親の同意が前提となっているが、全て同意をとれるものではない。同意が取れない場合として3つの例示、①児童虐待防止法に基づく要対協ケースとして取り扱う、②自治体の個人情報保護審議会で承認を得る③児童福祉上の要支援児童の発見と捉えて同意を得られずとも個人情報を共有する、である。

- 実際に支援を導入する際は個人情報をやり取りしないといけないので、要対協以外のケースであれば、厳密に言うと個人情報保護審議会にかけて、情報の取扱いを検討することになるが、保護審議会のハードルはどこの自治体も高いものである。あるいは、児童福祉法上の「要保護支援児童の発見」に該当する場合であれば個人情報を報告する規定があるが、あくまでも努力義務に過ぎない。相談ベースでは匿名で関係機関とやり取りを行わざるを得ない実態がある。
- YC 専門窓口内部で行うケース検討では個人情報の共有は行われているが、その全部の情報を外部関係機関に出せるわけではない。SSW から相談のある匿名のケースなどへは、アドバイス・ベースでフィードバックしているのが現状。
- 根拠法令の改訂が伴わなければ要対協（要保護・要支援）での YC 支援の運用は非常に難しいと考えている。要対協で YC 支援を担っていくには、児童虐待防止法の法改正により、対象者の定義を YC も含めた広い意味での対象者（予防的支援も含む等）の再定義が必要と考えている。

<上記方法における現状や工夫>

- 一元管理の際、1つのケースは、実件数をカウントしている。

<個人情報を共有するための基盤やルール作りについての課題や工夫>

- YC 支援は福祉課題として根拠法令が無い中でやらなければならない状況。しかも、行政として YC 支援を外部委託（社会福祉法人等）している場合は、情報共有は困難であるものと推察する。行政の部署であるからこそ責任をもって支援していけるし、庁内の関係部署に声をかけることや、情報を共有することが可能になると考えている。
- 自治体が限られた社会資源の中で、どのように支援していくべきか検討する姿勢が大事。
- 月1回、YC 分野の有識者に事例検討会に来ていただき、指導いただいている。スーパーバイズしていただくことで支援の質の向上や質の担保ができると考えている。
- 市のケアラー支援事業の検証委員会も開始しており、当市の施策についての検討も行っている。
- PT の立ち上げ以降、庁内連携協議会を年4回実施している。この会議では各

所管課が YC 支援において何ができるのかを話し合っており、どこの課でも YC 支援の視点が必要であることや、支援を提供していく当事者になりえることの認識を共有している。市の内部で、YC 支援に係る共通認識を醸成する場である。

5. 困難事例と対応の工夫

<家庭が支援を拒否する事例>

- 支援拒否となるケースは家の中に人が入ることに拒否感があることが多い。訪問支援事業の利用実績が伸び悩んでいるが、まずは心理的なハードルが比較的低いと思われる兵庫県がモデル事業として始めた置き配の配食サービスを利用してもらい、支援を受けるメリットを感じてもらうことで、訪問支援サービスの導入へとつなげたり、そもそもの親の不安（こどもが YC になってしまいますのではないかな等）については、相談してもらい関係性を構築して寄り添い型の支援を行ったりしている。
- 他人が家の中に入ってくることへの不安があるだろうし、病院を受診しなさい等、とやかく言わないで欲しいとの気持ちがあるケースも多い。保護者としては、YC となってしまった背景を無理やり修正することは受け入れがたいという気持ちもあるだろう。その気持ちに配慮して支援していく必要がある。例えば訪問支援事業の中でも、買い物サービスから導入し、病院受診同行や掃除・洗濯・調理などの家事支援サービスへと移行するなど、段階を経て支援していくことが重要。
- YC 支援には心理的なフォロー（寄り添い型、伴走型の支援）が必要と考えている。こどもにとって、誰かが見てくれているといった安心感があることこそが重要であると捉えている。声を挙げれば相談を受けてもらえると感じる環境を整えることは効果的な支援である。

<中退者等学校での把握が困難な事例>

- 中学、高校卒業後で学校の所属が無ければ、ケアマネジャー、生活保護ケースワーカー等の家庭に入っている専門職が気付くことが有効。そのため医療・福祉・保健等の関係機関に対して YC 支援について啓発していくことが非常に有効であり、重要であると考えている。

6. その他（他所へのアドバイスやコメント等）

- YC についても予防的支援の視点は非常に重要であると感じている。この意識を各関係機関や公的サービスの提供者にまで浸透させていくことが重要である。

4 考察

(1) ヤングケアラー支援の運用スキームのパターン

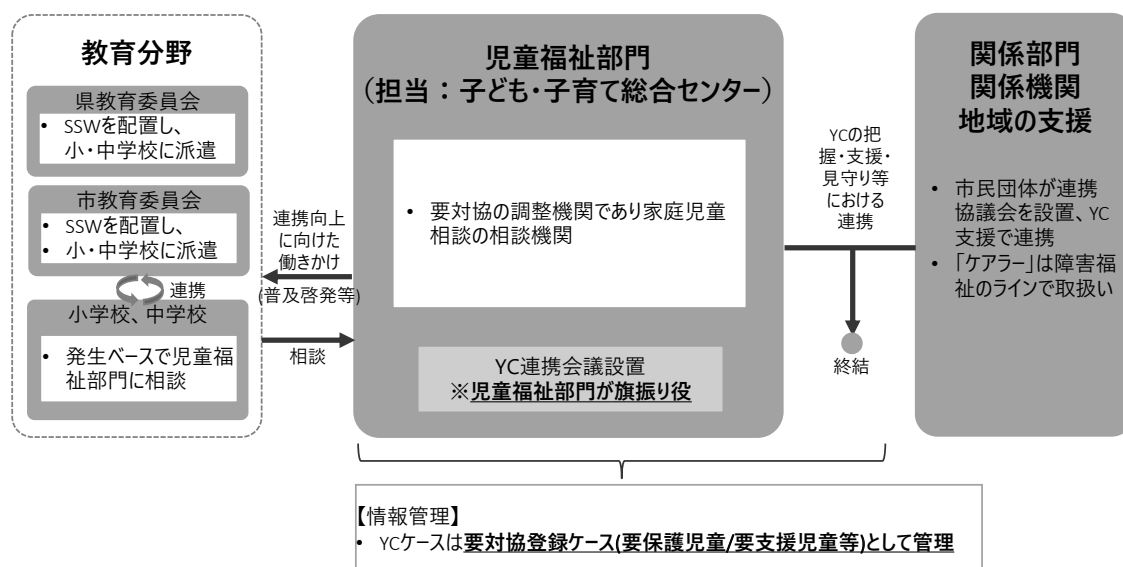
ヒアリングの結果から、児童福祉部門が窓口となりヤングケアラー支援の運用を主導する場合の仕組みの例を、下記の4つのパターンに分類して整理した。

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 仕組み例① | 要対協の枠組みを活用した運用 |
| 仕組み例② | 国庫補助事業である各種訪問支援事業を活用した運用 |
| 仕組み例③ | 児童福祉部門に「ヤングケアラー相談窓口」を設置した運用 |
| 仕組み例④ | 行政区ごとに「ヤングケアラー相談窓口」を設置した運用 |

仕組み例① 要対協の枠組みを活用した運用

<特徴>

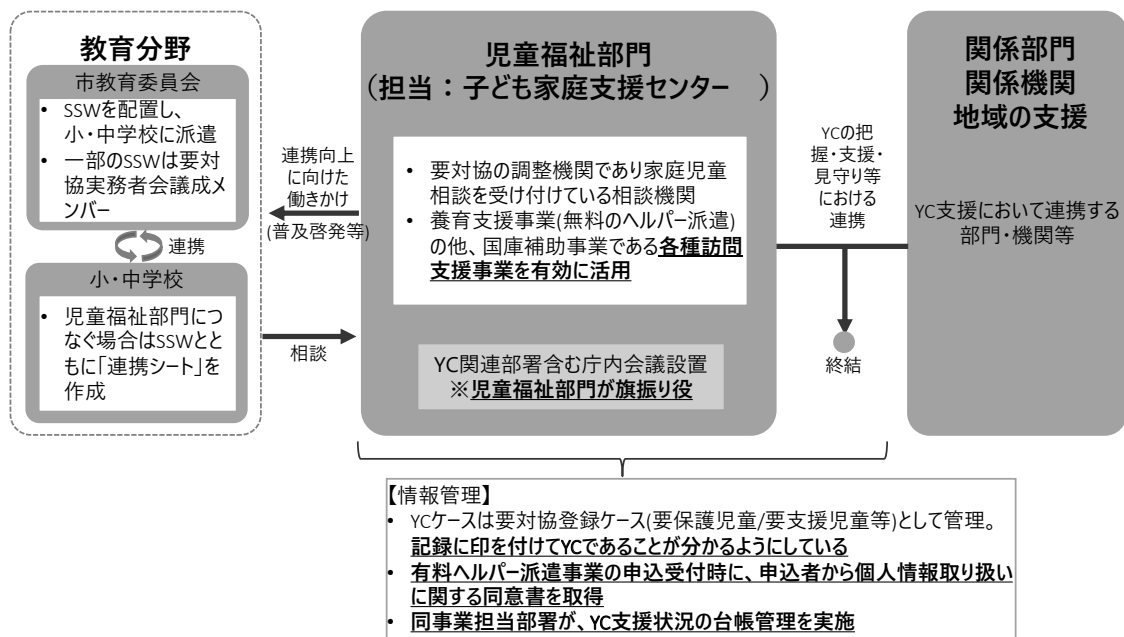
- ・ 児童虐待事案等を取り扱う要対協の既存の枠組みを活用した運用方法。
- ・ 教育分野で把握したヤングケアラーを、家庭児童相談の窓口や要対協調整機関につなぎ、要対協登録ケースと同じ仕組みの上で管理。



仕組み例② 国庫補助事業である各種訪問支援事業を活用した運用

＜特徴＞

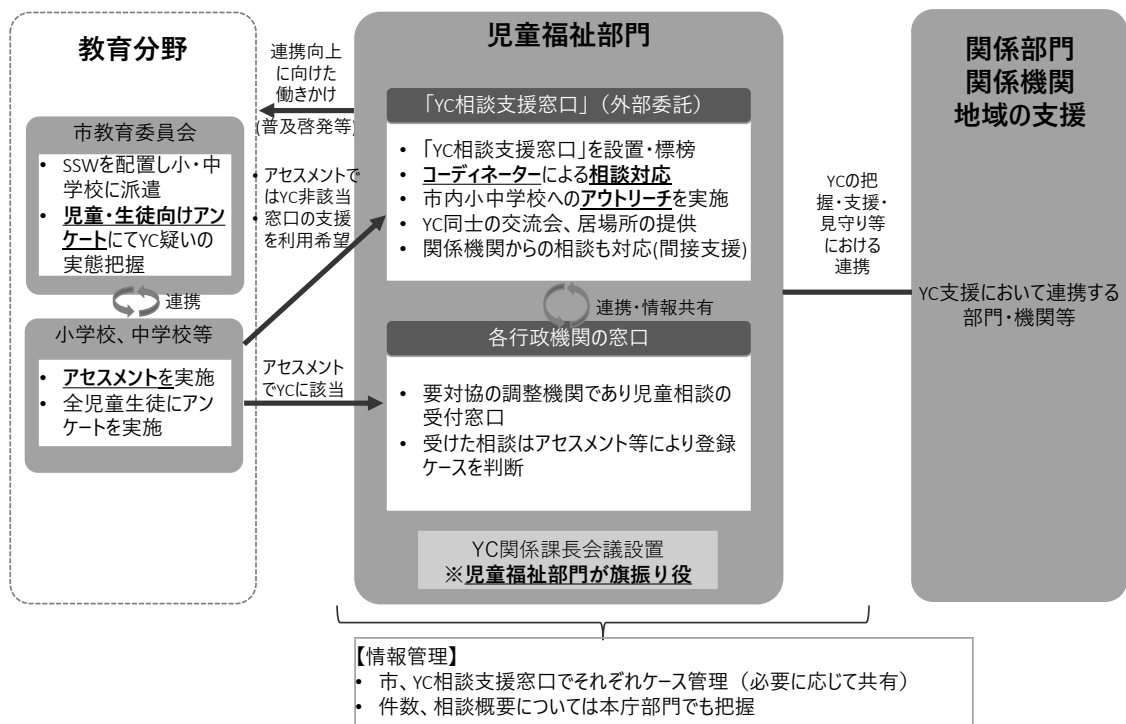
- ・ 児童虐待事案等を取り扱う要対協の既存の枠組みを活用した運用方法。
- ・ 教育分野で把握したヤングケアラーを、家庭児童相談の窓口や要対協調整機関につなぎ、要対協登録ケースと同じ仕組みの上で管理。
- ・ 国庫補助事業である各種訪問支援事業（有料のヘルパー派遣事業の対象をヤングケアラーに絞らないことで、結果としてヤングケアラーにつながる制度設計等）を有効に活用しながら、ヤングケアラーを支援。



仕組み例③ 児童福祉部門に「ヤングケアラー相談窓口」を設置した運用

<特徴>

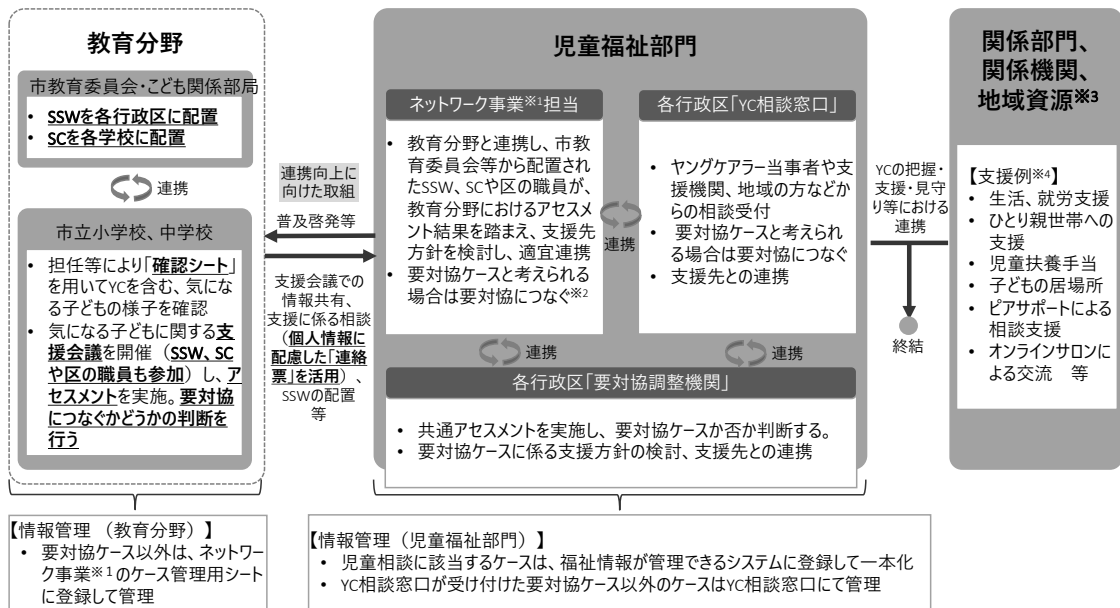
- ・ 児童福祉部門に「ヤングケアラー相談支援窓口」を設置して、ヤングケアラー支援に係る相談を受け付け、支援する運用方法。
- ・ 教育分野で把握したヤングケアラーを、行政機関の窓口または「ヤングケアラー相談支援窓口」につなぎ、ヤングケアラー支援ケースとして要対協とは別の枠組みの中で管理（要対協登録ケースでありヤングケアラーの状態でもあるケースは、従前の要対協の枠組みの中でも管理）。



仕組み例④ 行政区ごとに「ヤングケアラー相談窓口」を設置した運用

<特徴>

- ・ 教育分野で把握した気になるこどもを、福祉の専門家である SSW、SC や区役所の職員を交えて支援等について検討し、ヤングケアラーケースかどうかをアセスメントした上で、区役所等必要な支援先につなぎ管理（要対協登録ケースでありヤングケアラーの状態でもあるケースは、従前の要対協の枠組みの中でも管理）。



※1行政区を実施主体とし、学校現場と連携して支援が必要な子どもや家庭を発見するための仕組みを設けたネットワーク事業として従前より実施するもの（図表においては仮で「ネットワーク事業」として示す）

※2当該事業担当が状況に応じて他機関と連携し、支援を行う場合もある。

※3関係機関には医療機関、児童相談所、社会福祉協議会等を含む。また、地域資源には民生委員・児童委員、NPO法人、地域団体、福祉サービスに係る相談支援機関等を含む。

※4ピアサポートによる相談支援、オンラインサロンによる交流は寄り添い型相談支援事業における支援。

(2) 先行事例の考察から明らかになった課題等

ヒアリング調査により収集した先行事例を考察し、ヤングケアラー支援の運用スキームを考察する中で、下記の課題が浮き彫りになった。

① 支援を必要とするヤングケアラーを把握することができるかどうか

ヤングケアラーは、法で定められた厳格な定義があるわけではなく、こどもの置かれている状況、子どもの権利が侵害されている可能性や家族の状況、考え、思いなどを理解した上で、支援の必要性を総合的に検討し判断していくことになる。

児童福祉部門と教育分野といった複数の分野・部門で情報を共有しながら検討し、必要となる支援を進めるにあたり、「どのような場合に支援につながるのか」について、関係者間で共通の認識を持って対応する必要がある。

② 要対協の枠組みを活用する際の留意点

児童福祉部門が要対協の調整機関を担う場合は多く、既にある要対協の枠組みを活用しながらヤングケアラー支援の運用を行うのが効率的と考えられる。

この場合、ヤングケアラー支援ケースを要対協登録ケースとして取り扱っていると、要対協で管理するケース数が増加する場合がある。ケース数が増加することで、ヤングケアラーを含む一つ一つのケースで必要なアクションを適時に行うことができない、という状況にならないような確認の仕組みが必要である。

③ ヤングケアラー支援ケースの一元管理はどのように行うか

ヤングケアラー支援には、当研究事業で対象とした児童福祉部門や教育分野以外にも多種多様な部門・機関が関わる。ヤングケアラーの把握にはじまり、支援の実施から見守りや事後支援に至るまで、段階ごとに主な対応部門・機関が変わる場合もある。例えば、教育分野や児童福祉部門とは別の所で把握したヤングケアラーで、そのまま支援が完結した場合、ケース管理上の取扱いをどのようにするかなど、管理する範囲や方法、体制を、既存の取組との兼ね合いも含め検討する必要がある。

支援を主導し調整役となるヤングケアラー相談窓口が明確になっていれば、ヤングケアラー支援に関する情報が集約され、一元管理がしやすくなることが考えられる。その際、可能であればコーディネーターを設置する等して、情報を一元的に把握し、集約していくことが望ましい。また、児童福祉部門が自らヤングケアラー支援施策

(相談やヘルパー派遣事業等)を持つ場合にも、その支援サービスの利用状況が把握できるため、把握や管理しやすくなることが考えられる。

④ ヤングケアラーの状況にあるこどもが18歳を超えた／超えている場合の対応

児童福祉部門が担当するのは基本的に18歳未満のこどもである。しかし、ヤングケアラーであるこどもが抱える課題は18歳を超えてもなお続く場合もある。また、18歳を超えてから支援の必要性が生じる場合もある。児童福祉部門での対応として、18歳を超えた／超えている相談の受け付けや支援継続の方針・仕組みを考えておく必要がある。

18歳を超えた方であっても、引き続きヤングケアラーに関連する相談を受け付けることも考えられる。切れ目なく支援ができるよう、地域の実情にあわせて予め検討しておくことが求められる。

⑤ 高校や私立学校との連携を促進させるにはどうするか

児童福祉部門にとって、市立の小学校や中学校は、それぞれに派遣・配置されたSSW含め、いわゆる‘顔の見える関係’が既にできている先である。他方、高校(県立の場合は都道府県教育委員会が所管)や私立学校(都道府県知事部局(私学担当部局)が所管)については、これまであまり連携して支援等を行った実績がないことが考えられる。

高校や私立学校においても、支援を必要とするヤングケアラーがいることが考えられ、これまで支援を行ってきたヤングケアラーがそれらの学校に進学することもあり得る。ヤングケアラー支援からこどもが抜け落ちてしまうことがないよう、高校や私立学校との連携を推進させるための工夫が必要となる。

例えば、小学校や中学校の段階からヤングケアラーであると把握していたケースについては、本人や家族の同意を得た上で、高校や私立学校への進学に際して、進学先の学校に連絡し、連携していくことも考えられる(転校時も同様)。

第5章 パイロット版・手引きの作成

1 目的

運用スキーム検討のためのヒアリング調査の結果をもとに、有識者からの助言・指導を受けながら再検討し、パイロット版の児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた、市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用手引きを作成した。

2 パイロット版の手引きの構成

手引きの構成について以下に示す。この内容を用いて、「第7章 パイロット版・手引きを用いた試行運用」を実施した。

図表 10 パイロット版・手引きの構成

第1章 手引きの背景と目的.....	4
1.1 手引きの背景と目的.....	4
1.2 手引きの使い方.....	5
1.2.1 手引きの対象.....	5
1.2.2 手引きの読み方・使い方.....	5
1.2.3 本誌で使用する用語の説明.....	5
第2章 ヤングケアラー支援概論.....	7
2.1 ヤングケアラーの概要.....	7
2.1.1 ヤングケアラーとは.....	7
2.1.2 ヤングケアラーがおかれている状況.....	8
2.2 ヤングケアラー支援の流れ.....	10
2.2.1 ヤングケアラー支援の流れの概要.....	10
2.2.2 ヤングケアラー支援にかかわる多様な関係機関.....	12
第3章 ヤングケアラー支援の運用の仕組み.....	13
3.1 ヤングケアラー支援の運用の仕組み例.....	14
3.1.1 仕組み例① 要対協の枠組みを活用した運用.....	14
3.1.2 仕組み例② 市独自の支援事業を活用した運用.....	19
3.1.3 仕組み例③ 児童福祉部門に「ヤングケアラー相談窓口」を設置した運用	21
3.1.4 仕組み例④ 行政区ごとに「ヤングケアラー相談窓口」を設置した運用	24
3.1.5 ヤングケアラー支援の運用における課題.....	28
第4章 児童福祉部門が主導するヤングケアラー支援の運用に必要な事項.....	31
第5章 対応が困難な事例ごとの留意点や工夫.....	38
5.1 家庭が支援を拒否する例.....	38
5.2 中退者等学校での把握が困難な例.....	39

第6章 試行運用協力先検討のためのアンケート調査

1 目的

試行運用協力先を検討するため、ヤングケアラーへの支援の現状、特に、ヤングケアラーの把握、ヤングケアラー支援の窓口、試行への参加意向などをアンケート調査により把握した。

2 調査概要

(1) アンケート調査の対象者

アンケートは、全国自治体（市区町村）の児童福祉部門の担当者に対して実施した。回答数 1,013 件（回収率：59.0%）であった。

(2) 調査の時期

調査実施時期は 2022 年 11 月 7 日（月）～11 月 21 日（月）である。

(3) 調査の方法

インターネットによるアンケート調査を実施した。具体的には、厚生労働省担当課から、市区町村の児童福祉部門に対して、電子メール等により調査専用サイトの URL を記した依頼状を送付。依頼状を受け取った対象に、インターネット上でアンケートに回答することを求めた。

(4) 調査項目

調査項目を、以下に示す。

図表 11 調査項目

アンケート項目案	
1. 回答者の基本情報	① 自治体名 (FA) ② 担当課名、担当者名、連絡先 (FA) ③ 貴市区町村の人口をお教えください。(SA) 1. 80万人以上 2. 50万～80万人未満 3. 20万～50万人未満 4. 5万～20万人未満 5. 5万人未満 ④ 貴市区町村の児童生徒人口をお教えください。(SA) 1. 10万人以上 2. 5万～10万人未満 3. 3万～5万人未満 4. 1万～3万人未満 5. 1万人未満
2. ヤングケアラーの把握について	① 貴児童福祉部門において、貴自治体に所在するヤングケアラーを把握していますか？ (SA) 1. 把握している 2. 把握していない ② (「把握している」と回答した場合にお尋ねします) 令和3年度において把握したヤングケアラーの人数を教えてください(概数で構いません)。(FA) ③ (「把握していない」と回答した場合にお尋ねします) ヤングケアラーを把握していない理由としてあてはまるものを教えてください。(MA) 1. 現時点ではヤングケアラーを把握する必要性を感じない 2. 把握する方法が分からない 3. 把握するためのリソースが足りない(担当者や予算等) 4. 既に他部門が把握している 5. その他(具体的に:)
3. ヤングケアラーの支援の窓口について	① 貴市区町村において、ヤングケアラー支援の窓口を担い主導する立場にあるのはどの部門ですか？ 1. 貴児童福祉部門が担っている 2. 貴児童福祉部門とは別の他部門が担っている(具体的に:) 3. 特に決めていない、わからない
4. 試行への参加意向	① 本事業においては、現在、先行事例を調査しながら市区町村におけるヤングケアラー支援の在り方を検討しております。今後、調査結果や検討結果をもとに作成した「支援の手引書(案)」を用いて、試行運用の機会を設ける予定です。(試行運用の時期: 2023年1月～2月) この試行運用への参加意向についてお聞かせください。 1. 参加したい 2. 参加を検討したい 3. 参加しない (注) 参加のご希望を多数頂戴した場合には、地域や人口規模、本アンケートへの回答内容等を考慮し、ご協力いただく自治体を絞らせていただきますことご了承ください。

※FA：自由記述回答、SA：単数回答、MA：複数回答

3 結果

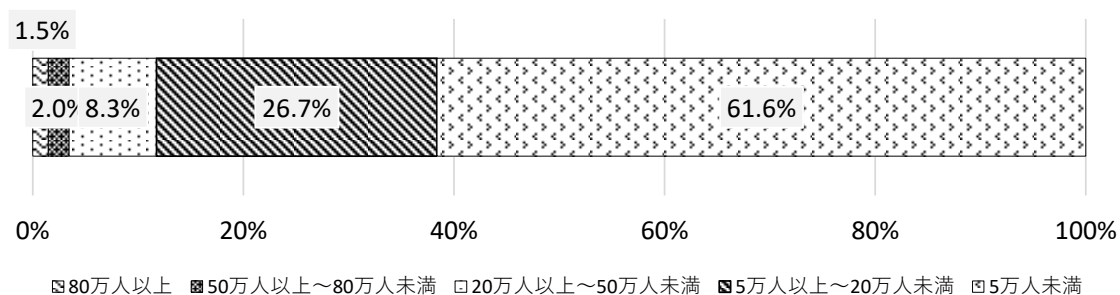
ここからは、自治体アンケート調査の集計結果を調査項目カテゴリーごとに説明する。なお、小数点以下第二位を四捨五入した値を掲載している。

(1) 回答者の基本属性

1) 所在する市区町村の人口規模（単数回答）

回答いただいた市区町村において、人口規模は5万人未満が624件で61.6%を占めていた。

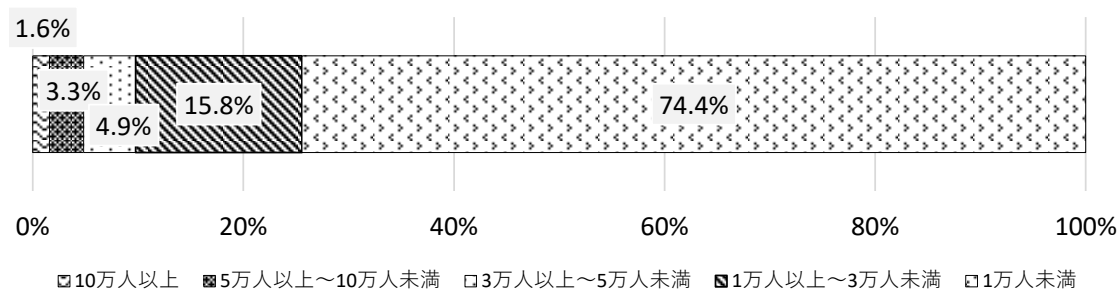
図表 12 市区町村の人口規模（n=1,013）



2) 所在する市区町村の人口規模（単数回答）

回答いただいた市区町村において、児童生徒数は1万人未満が754件で74.4%を占めていた。

図表 13 市区町村の児童生徒人数（n=1,013）

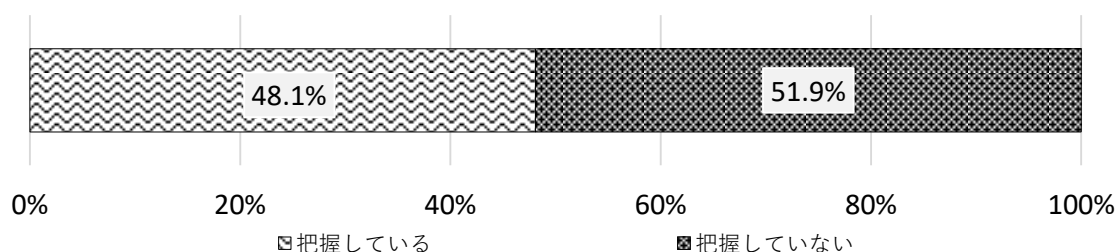


(2) ヤングケアラーの把握について

1) 所在する市区町村の児童福祉部門におけるヤングケアラーの把握状況（単数回答）

ヤングケアラーを把握している自治体は 487 件で 48.1%、把握していない自治体は 526 件で 51.9%であった。

図表 14 市区町村のヤングケアラー把握状況 (n=1,013)



2) 【2-1で「把握している」と回答した場合のみ】

所在する市区町村の児童福祉部門におけるヤングケアラーの把握人数（自由記述回答）

自治体における、平均ヤングケアラーの人数は約 12 人であった。最小値は 0 人、最大値は 1,942 人¹⁰であった。

図表 15 令和3年度におけるヤングケアラー把握人数

Q4	令和3年度において把握したヤングケアラーの人数 (概数で構いません)	全体	統計量 母数	合計	平均
		487	487	5630	11.56
		標準 偏差	最小値	最大値	中央値
		89.955	0	1942	3

3) 【2-1で「把握していない」と回答した場合のみ】

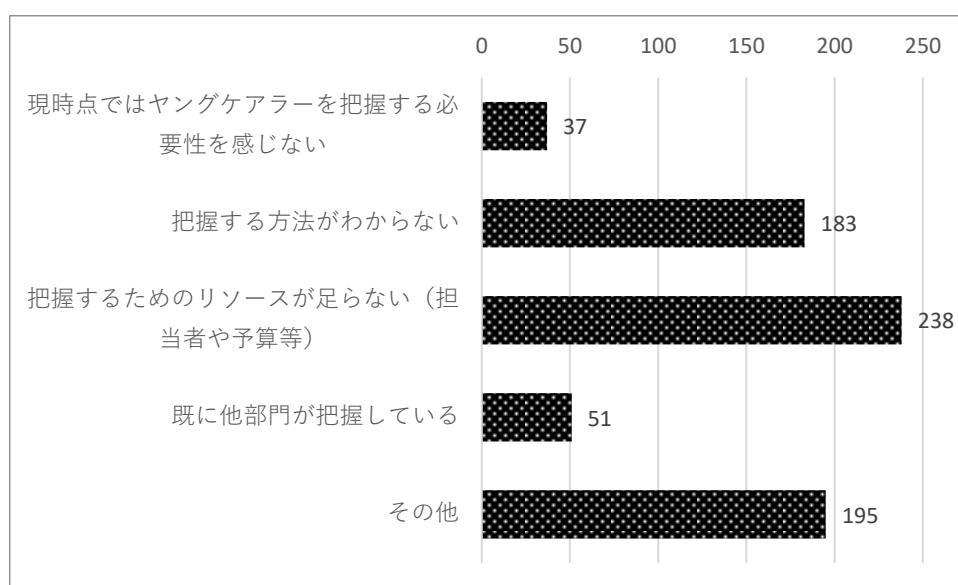
ヤングケアラーを把握していない理由（複数回答）

ヤングケアラーを把握していない理由としては、把握するためのリソースが足りていない（担当者や予算等）と回答した自治体が 238 件で 45.2%と最多であった。次い

¹⁰ 「把握している人数」については、自治体において、広く実態調査を行った結果として把握した人数を回答している場合と、ヤングケアラー支援に相談があったり支援を検討したりする中で個別に把握した人数を回答している場合との両方があることが推察される。

で、その他の回答が 195 件で 37.1%であり、その他に関する詳細な記述（自由記述式での回答を求めた）を確認¹¹したところ、ヤングケアラーに関わらず把握（一部を把握）しているという趣旨の回答が 27.2%と最も多かった。

図表 16 ヤングケアラーを把握していない理由（n=526）



図表 17 ヤングケアラーを把握していない理由（その他の自由記述）

選択肢5の自由記述結果			
Q5	ヤングケアラーを把握していない理由 (その他の具体的記述)	N	%
1	YCにかかわらず把握/一部を把握	53	27.2
2	実態調査未実施/実施中/実施予定	44	22.6
3	定義や判断基準があいまい	28	14.4
4	該当者がいまいと理解している	23	11.8
5	調査・支援体制ができていない	15	7.7
6	担当部署が不明確	7	3.6
7	問題が表に出づらく把握しづらい	6	3.1
8	実態調査は実施したが匿名	6	3.1
9	他部門で対応	6	3.1
10	情報が入っていない	5	2.6
11	把握方法が分からない	4	2.1
12	マンパワーが足りない	1	0.5
13	その他	7	3.6
	全体	195	100.0

※自由回答の内容を確認し、事務局にて分類・集計した。
 複数のカテゴリに該当する場合は、あてはまるもの全てに計上している。

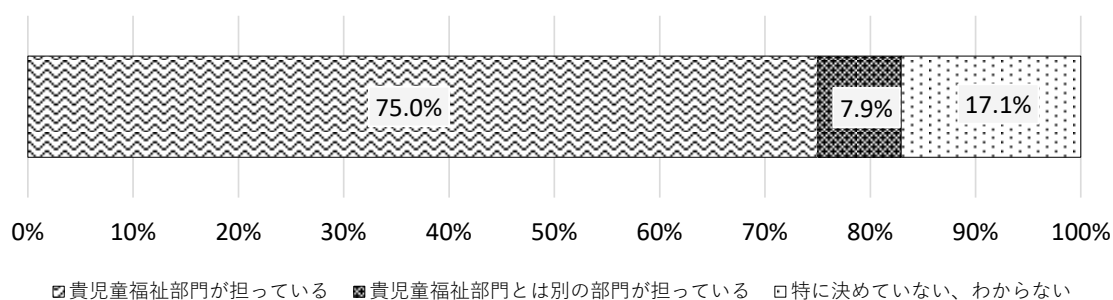
¹¹ 記述内容を似た内容同士でグループ化し、集計した。

(3) ヤングケアラー支援の窓口について

1) 市区町村において、ヤングケアラー支援の窓口を担い、主導する立場にある部門 (単数回答)

ヤングケアラー支援の窓口は児童福祉部門が担っていると回答した自治体が 760 件で 75.0%であった。児童福祉部門とは別の部門が担っていると回答した場合、具体的にどの部門が担っているかを訊ねた所、市の教育委員会（学校教育課）が 30.0%と最多であった。

図表 18 ヤングケアラー支援の窓口 (n=1,013)



図表 19 ヤングケアラー支援の窓口（別の部門が担っているの自由記述）

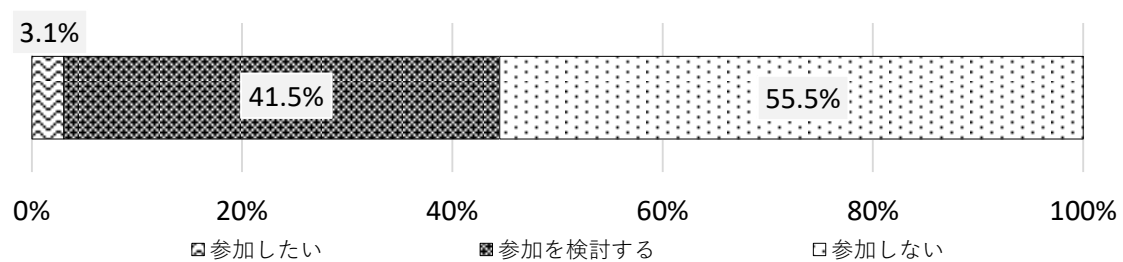
選択肢 2 の自由記述結果		
Q6 ヤングケアラー支援の窓口を担い、主導する立場にある部門	N	%
1 教育委員会(学校教育課)	24	30.0
2 福祉部門	12	15.0
3 保健部門	5	6.3
4 政策部門	4	5.0
5 重層的支援体制	3	3.8
6 高齢部門	1	1.3
7 複数の部門で対応	22	27.5
8 その他	7	8.8
9 無効回答	2	2.5
全体	80	100.0

※自由回答の内容を確認し、事務局にて分類・集計した。

2) 試行運用への参加意向について（単数回答）

「参加したい」と回答した自治体が 31 件で 3.1%、「参加を検討する」と回答した自治体が 420 件で 41.5%、「参加しない」と回答した自治体が、562 件で 55.5%であった。

図表 20 試行運用への参加意向について（n=1,013）



4 考察

調査回答機関における、人口規模が 5 万人未満の占める割合が 61.6%、及び児童生徒人数 1 万人未満の占める割合が 74.4%の結果から、本調査の回答は比較的小規模の自治体からの回答が多かったと推察されるが、全国の自治体の人口規模分布と総じて同様の分布がみられ、全国を代表した自治体からの回答が得られたと推察された。

ヤングケアラー支援の窓口として児童福祉部門が担っている割合が 75.0%であることが分かった一方で、児童福祉部門でのヤングケアラーの把握に関して、把握していると回答した割合が 48.1%と全体の半数以下である結果より、児童福祉部門でのヤングケアラーの把握についてはこれからである自治体はまだあることが示唆された。

児童福祉部門でヤングケアラーを把握していない理由として、把握するための担当者や予算確保がなされていないと回答した割合が 45.2%を占めた結果より、自治体におけるヤングケアラー支援体制構築の前段階である、ヤングケアラー自体の把握の準備段階である自治体も多いことが推察された。また把握していない理由としてその他と回答した割合が 37.1%を占め、さらにその理由として、ヤングケアラーに関わらず把握していると回答した割合が 27.2%を占めた結果より、児童福祉部門内の要対協の既存スキームの中の虐待対応の中で、ヤングケアラーを区別することなく、対応している可能性が多分にあることについても示唆された。

ヤングケアラー支援の試行運用に参加したい、または、参加を検討したいと回答した自治体は 44.6%を占め、ヤングケアラー支援体制構築について、その在り方等や具体的な連携体制、情報連携の具体を模索している自治体が多い現状が窺えた。

第7章 パイロット版・手引きを用いた試行運用

1 目的

ヤングケアラー支援の運用の在り方(スキーム等)に係る事項を収載した成果物(手引き)が支援の現場で役立つものになることを目指し、これからヤングケアラー支援の体制構築や支援の具体等を検討している自治体に協力を依頼し、パイロット版の手引きに沿ってヤングケアラー支援の試行運用を行い、パイロット版の手引きにおける課題や改善点等を明らかにする。

2 試行運用方法

協力が得られた自治体(5自治体)に「児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた、市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用手引き_パイロット版(仮称)」を配付し、市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究の試行運用に関する説明会を実施した上で、手引きに沿ってヤングケアラー支援を運用することを想定した場合の感想を求めた。なお、意見のヒアリングは、オンライン会議形式あるいは書面及び電話にて実施した。

(1) 試行運用に関する説明会

説明会は、試行運用並びにパイロット版・手引きについての説明、試行運用協力先の自治体から質疑応答、厚生労働省よりヤングケアラー支援施策の紹介、といった流れで実施した。

(2) 試行運用期間後の確認事項

主に手引きにおける下記項目について確認した。

- ・ 運用スキーム(案)の実現可能性
- ・ 運用スキーム(案)における課題
- ・ 手引きの構成に係る意見
- ・ 手引きの具体的内容に係る意見
- ・ 手引きの体裁に係る意見
- ・ 手引きの活用方法(想定される活用場面、活用頻度、活用範囲、使いやすさ、留意点等)に係る意見
- ・ その他改善点

(3) 実施期間

試行運用の実施期間は 2023 年 1 月 21 日（火）～2 月 28 日（火）であった。

3 結果

試行運用協力先である 5 自治体から、パイロット版のマニュアルへの意見共有（項目の追加や削除、文言の修正、分量、体裁等について）等、フィードバックを受けた。

(1) 試行運用対象自治体

協力を依頼した自治体を以下に示す。

図表 21 試行運用先自治体

自治体	自治体規模	試行運用先 部署等
奈良県葛城市	5 万人未満	こども・若者サポートセンター
滋賀県東近江市	20 万～50 万人未満	こども相談支援課
山梨県北杜市	5 万人未満	こども政策部 ネウボラ推進課
埼玉県ふじみ野市	20 万～50 万人未満	子育て支援課
東京都杉並区	50 万～80 万人未満	子ども家庭部 管理課

(2) 試行運用結果（協力先となった自治体からのフィードバック）

各自治体からの意見のうち主なものを以下に示す。

（全体について）

- ・ 手引書を読んでいて、なるほどと気付きが多かった。改めてヤングケアラー支援について確認できたと思う。ただし、大きな市を対象に書かれたマニュアルという所感。
- ・ ヤングケアラー支援は個別のケースバイケースの中で行うのが大前提の中で、マニュアルを作成していることは理解している。明確に書き切る部分と柔軟な連携対応が可能な書きぶりに書き分けることは非常に難しく、マニュアル化していくことは骨が折れると思う。
- ・ 専門部署を作る提案は当市でも難しいと感じている。

(手引きの内容について)

- ・ 終結するかどうかの判断を、もう少し詳しく記載して欲しい。
- ・ ヤングケアラーを対象とした支援施策やヤングケアラーが利用可能な支援施策については、実際には人的な養育や家事支援に回る人材が不足している現状もある。
- ・ 18歳未満のヤングケアラー状態の高校中退等の義務教育以降の対象者への対応をどうしていくのが、切れ目のない支援の展開での課題であると思われる。中退を契機に教育部門の見守りの目から離れてしまうので、支援が行き届かない恐れがある。
- ・ 何をもってヤングケアラーの課題とするのか。何を持って支援しているのか。ヤングケアラーであることを解消するのは難しいという前提があって、でも見守り等の支援をしていく必要があるというヤングケアラーの本質の部分に触れた方がよい。
- ・ ヤングケアラーは、そもそも虐待までいかななくても、要支援で取り扱われている。ヤングケアラーへの支援はヤングケアラーとして個別に関わるのではない。何とか生活が送れる事を確認していき見守りに入っていく支援になる。解消と言い切る状況にならないため、「終結」、「解消」の表現に違和感がある。

(手引きの内容と各地の現状について)

- ・ 把握については具体的にどうやって確認して、把握するのか、現場としては苦慮するところ。根本的な所だが、確認・把握をどうするのかが一番大事だと思っている。
- ・ ヤングケアラーの把握で言えば、教育分野の実態調査で把握しているが児童福祉部門が把握していないケースもある。児童福祉部門が把握しているヤングケアラーと教育部門が把握しているヤングケアラーは乖離がある。その乖離について、現場（児童福祉部門も把握すべきなのかどうか等）としては管理すべきなのかどうか悩ましい。
- ・ ケース管理の視点では、要対協での管理がしやすいが、どこまでヤングケアラーを管理すべきかについてはさらに検討が必要と感じている。実態調査をした学校でのヤングケアラー支援が現時点でどうなっているか、またどうしていきたいかも現時点では児童福祉部門でも把握できていない。
- ・ 寄り添う、話を聞いて抱える課題が軽減・解消されていることがヤングケアラー支援の中では重要であると感じている。
- ・ ヤングケアラーの課題は子どもと高齢者等と重なる部分がある。重層的支援体制の中でヤングケアラー支援も行っていくことが本市としては現実的。
- ・ ヤングケアラー相談窓口の取組は児童福祉部門のみ対応している現状がある。福祉、介護、障害とか他部門では人的にも余裕がない。ヤングケアラーへの必要な

支援を他領域の現場で認識しても、そこで人的支援の対応ができるのか、マンパワーが足りていないという不安がある。厚生労働省の人的資源への補助金の活用の他に、行政内の人的資源の確保が、困難な場合は民間委託（企業、事業所、ボランティア、NPO 法人など）の活用を検討しているところ。その際は行政として情報連携・管理が大事であると思う。

- ・ ヤングケアラーであることの同意を得る事ではなく、困り感を聞くということがヤングケアラー支援の中核と捉えている。
- ・ 児童福祉部門と教育部門との連携がこれから。要対協の構成員に教育分野に入っていないため、連携の形を検討する必要があるが、その前に現時点でのヤングケアラー支援についても把握していく必要もあるし、向かうべきヤングケアラー支援のあり方についても児童福祉部門と教育部門で検討していく必要があるのかとも感じているが、何分これからなので、なんともいえない。これからヤングケアラー支援について、検討・構築していく上では手引きは参考になる点が多い。ただし、まだ児童福祉部門内の連携も含め、教育部門との連携やヤングケアラー支援についても見えていない部分が多い。
- ・ 要対協でヤングケアラー支援も行っているが、要対協の仕組みや児童福祉部門内の連携も充分とは言えないと思っている。その中で教育部門との連携を考えると、難しいところもある。これからヤングケアラー支援について考えるところではあるが、具体的に児童福祉部門から教育部門への連絡票などがあると体制構築の検討がしやすいと思う。

第8章 運用スキームを収載した手引きの完成

試行運用において得られたパイロット版・手引への意見等について配慮した文章・表現や内容構成となるように手引きの内容を修正した。修正を反映し完成させた成果物は、別添の「児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き」を参照されたい。

第9章 総合考察 —教育分野と児童福祉部門に焦点をあてた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用とは—

1. 運用体制について（児童福祉部門が主導する意義）

- ・ ヒアリング調査にて収集した各所の取組から、教育分野と児童福祉部門に焦点をあてた市区町村におけるヤングケアラー支援の運用スキームは、おおよそ4つのパターンに大別できた。
- ・ 児童福祉部門がヤングケアラー支援の窓口を担い、主導して支援を運用していくにあたっては、既存の要対協の枠組みが活用できるものと考えられる。ヤングケアラー相談専用の窓口を設けることについては、例えば小規模な自治体にとっては難しいことも考えられるが（実際に、ヒアリング調査においてヤングケアラー支援の窓口設置が確認できた自治体は、行政区を擁する規模の大きな自治体である）、既存のスキームを活用するのであれば、規模に限らず導入はしやすいものと考えられる。
- ・ 既存の要対協の枠組みを活用する上でのメリットは、個人情報取扱いの面でもあり、要対協の構成員であれば、仮に本人の同意が得られていない状況であっても、支援対象者の情報を支援のために共有することができる。
- ・ ヤングケアラーの背景に虐待がある場合、一時保護の必要性もある事例を考慮すると、児童相談所との連携のしやすさという観点では児童福祉部門が主導する意義がある。
- ・ また、客観的には支援が必要と考えられるような場合であっても、ヤングケアラー本人が家族のケアを自分の存在意義だと感じ、現状を変えることについての抵抗が大きいことも少なくない。このような中で、子どもとの関わりが、子どもの権利やこども基本法などの内容を踏まえた取組になるよう進めていくことにおいても児童福祉部門が主導する意義がある。

2. 教育分野（学校、教育委員会）の担う重要な役割について

- ・ こどもが多く時間を過ごす場所の一つに学校がある。こどもの立場からすると、学校はケアから離れる場でもある。また、教員をはじめ、SSWやSCといった教育分野の様々な専門家は、最もこどもの変化や抱えている困りごと、心配ごとなどを敏感に感じ取り、こどもに寄り添いながら丁寧に捉えることができる立場と言える。実際に、ヒアリング調査でも、ヤングケアラー相談の相談経路は教育分野が多いことが聞かれた。
- ・ 教育分野に求められることは大きく分けて2点であり、1つ目は、ヤングケアラーに気付くということ。ヒアリング調査では、学校で生徒にアンケート形式で（ヤングケアラーに係る）困り感等を調査し、漏らすことなくこどものSOSをキャッ

チする取組についても聞かれた。また、単に「ヤングケラーである可能性があるこどもを発見する」ということにとどまらず、ヤングケアラー支援が必要であるのか、また、こども本人の思いはどうか聞き取りながら、支援の必要性について教育分野で確認・検討することも求められていることが考えられる。2つ目は、見守り、つなぐ（ハブ機能）ということ。見守りについては、行政（当事業においては児童福祉部門）での支援が必ずしも必要ではない状況であることがわかった場合も含めて、教育分野においてこどもの様子を見守ることに関するニーズがヒアリング調査を通して聞かれた。つなぐことについては、行政での支援が必要な場合には、情報共有等を行いながら、連携して支援が行えるようつなぐことが期待されていた。

- ・ 特に、児童福祉分野のヤングケアラー支援の現場から、SSW へと寄せる期待が大きいことを、ヒアリング調査を通して把握した。

3. 課題（再掲）

① 支援を必要とするヤングケアラーを把握することができるかどうか

ヤングケアラーは、法で定められた厳格な定義があるわけではなく、こどもの置かれている状況、子どもの権利が侵害されている可能性や家族の状況、考え、想いなどを理解した上で、支援の必要性を総合的に検討し判断していくことになる。

児童福祉部門と教育分野といった複数の分野・部門で情報を共有しながら検討し、必要となる支援を進めるにあたり、「どのような場合に支援につながるのか」について、関係者間で共通の認識を持って対応する必要がある。

② 要対協の枠組みを活用する際の留意点

児童福祉部門が要対協の調整機関を担う場合は多く、既にある要対協の枠組みを活用しながらヤングケアラー支援の運用を行うのが効率的と考えられる。

この場合、ヤングケアラー支援ケースを要対協登録ケースとして取り扱うと、要対協で管理するケース数が増加する可能性がある。ケース数が増加することで、ヤングケアラーを含む一つ一つのケースで必要なアクションを適時に行うことができない、という状況にならないような確認の仕組みが必要である。

③ ヤングケアラー支援ケースの一元管理はどのように行うか

ヤングケアラー支援には、当研究事業で対象とした児童福祉部門や教育分野以外にも多種多様な部門・機関が関わる。ヤングケアラーの把握にはじまり、支援の実施から見守りや事後支援に至るまで、段階ごとに主な対応部門・機関が変わる場合もある。例えば、教育分野や児童福祉部門とは別の所で把握したヤングケアラーで、その

まま支援が完結した場合、ケース管理上の取扱いをどのようにするかなど、管理する範囲や方法、体制を、既存の取組との兼ね合いも含め検討する必要がある。

支援を主導し調整役となるヤングケアラー相談窓口が明確になっていれば、ヤングケアラー支援に関する情報が集約され、一元管理がしやすくなることが考えられる。その際、可能であればコーディネーターを設置する等して、情報を一元的に把握し、集約していくことが望ましい。また、児童福祉部門が自らヤングケアラー支援施策（相談やヘルパー派遣事業等）を持つ場合にも、その支援サービスの利用状況が把握できるため、把握や管理しやすくなることが考えられる。

④ ヤングケアラーの状況にあるこどもが18歳を超えた／超えている場合の対応

児童福祉部門が担当するのは基本的に18歳未満のこどもである。しかし、ヤングケアラーであるこどもが抱える課題は18歳を超えてもなお続く場合もある。また、18歳を超えてから支援の必要性が生じる場合もある。児童福祉部門での対応として、18歳を超えた／超えている相談の受け付けや支援継続の方針・仕組みを考えておく必要がある。

18歳を超えた方であっても、引き続きヤングケアラーに関連する相談を受け付けることも考えられる。切れ目なく支援ができるよう、地域の実情にあわせて予め検討しておくことが求められる。

⑤ 高校や私立学校との連携を促進させるにはどうするか

児童福祉部門にとって、市立の小学校や中学校は、それぞれに派遣・配置されたSSW含め、いわゆる‘顔の見える関係’が既にできている先である。他方、高校（県立の場合は都道府県教育委員会が所管）や私立学校（都道府県知事部局（私学担当部局）が所管）については、これまであまり連携して支援等を行った実績がないことが考えられる。

高校や私立学校においても、支援を必要とするヤングケアラーがいることが考えられ、これまで支援を行ってきたヤングケアラーがそれらの学校に進学することもあり得る。ヤングケアラー支援からこどもが抜け落ちてしまうことがないよう、高校や私立学校との連携を推進させるための工夫が必要となる。

例えば、小学校や中学校の段階からヤングケアラーであると把握していたケースについては、本人や家族の同意を得た上で、高校や私立学校への進学に際して、進学先の学校に連絡し、連携していくことも考えられる。

第10章 成果の公表方法

本報告書並びに「児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き」は、有限責任監査法人トーマツのホームページにて広く一般に公開する。

(別添)

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究」

児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた 市区町村におけるヤングケアラー 把握・支援の運用の手引き

令和5年3月
有限責任監査法人トーマツ

目次

第1章	手引きの背景と目的.....	1
1.1	手引きの背景と目的.....	1
1.2	手引きの使い方.....	2
1.2.1	手引きの対象.....	2
1.2.2	手引きの読み方・使い方.....	2
1.2.3	本誌で使用する用語の説明.....	3
第2章	ヤングケアラー支援概論.....	4
2.1	ヤングケアラーの概要.....	4
2.1.1	ヤングケアラーとは.....	4
2.1.2	ヤングケアラーがおかれている状況.....	5
2.2	ヤングケアラー支援の流れ.....	8
2.2.1	ヤングケアラー支援の流れの概要.....	8
2.2.2	ヤングケアラー支援に関わる多様な関係機関.....	11
第3章	ヤングケアラー支援の運用の仕組み.....	12
3.1	ヤングケアラー支援の運用の仕組み例.....	13
3.1.1	仕組み例① 要対協の枠組みを活用した運用.....	13
3.1.2	仕組み例② 国庫補助事業である各種訪問支援事業を活用した運用.....	19
3.1.3	仕組み例③ 児童福祉部門に「ヤングケアラー相談窓口」を設置した運用.....	22
3.1.4	仕組み例④ 行政区ごとに「ヤングケアラー相談窓口」を設置した運用.....	25
3.1.5	先行事例の考察を通して見えてきたヤングケアラー支援の運用における課題.....	29
第4章	児童福祉部門が主導するヤングケアラー支援の運用に必要な事項.....	33
第5章	対応が困難な事例ごとの留意点や工夫.....	43
5.1	家庭が支援を拒否する例.....	43
5.2	中途退学者等学校での把握が困難な例.....	45

第1章 手引きの背景と目的

1.1 手引きの背景と目的

- この手引きは、市区町村が行うヤングケアラー支援の中でも、「児童福祉部門」と「教育分野（学校や教育委員会）」とに焦点をあてて作成したものです。
- ヤングケアラー支援は、市区町村における様々な部門や地域の支援者たちが関わりながら進められます。その運用を主導する部門等は地域の実情により様々ですが、特にこどもに近い立場にある市区町村の児童福祉部門や学校などの教育分野は、ヤングケアラーの存在に気づいたり、ヤングケアラーに寄り添いながら必要なサポートについて考えたり、実際にサポートしたりする上でとても重要な役割を担います。
- そこで、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究」（以下、「当研究事業」といいます。）では、まずはヤングケアラー支援のカギともいえる児童福祉部門と教育分野との連携を中心として、児童福祉部門が主導する支援の‘入口’から‘出口’までを効率よく運用していくための在り方を検討し、手引きを作成しました。
- この手引きにおいて、児童福祉部門が主導する支援の‘入口’は、あるこどもをヤングケアラーなのではないか？と気づくところであり、その後、必要な支援を行ったり支援につなげるなどして、そのこどもがヤングケアラーとして持つ課題や困難さが軽減・解消され、支援を終えたり別の支援や見守りに移行したりするところまでフォローアップし、児童福祉部門における対応を終了するところが‘出口’としています。手引きでは、その一連の流れにおいて、市区町村の児童福祉部門がヤングケアラーに関する情報を集約し、窓口としてヤングケアラー支援を運用する上で参考になる事項をとりまとめました。児童福祉部門とタッグを組みヤングケアラー支援を進める教育分野にとって参考になる事項もまとめています。
- 手引きは、これからヤングケアラー支援の運用を始めたい、これまでの運用を強化したい、と感じている市区町村においてその実現を後押しすることを目指して作成しています。

1.2 手引きの使い方

1.2.1 手引きの対象

- この手引きは、ヤングケアラー支援を行う市区町村の児童福祉部門職員や、当該地域の学校や教育委員会といった教育分野の関係者を主な対象として作成しています。

1.2.2 手引きの読み方・使い方

- 手引きでは、「第2章 ヤングケアラー支援概論」において、本誌における「ヤングケアラー」の捉え方、ヤングケアラーのおかれている状況など、ヤングケアラーに関する基本的な事項や、ヤングケアラー支援の流れ、ヤングケアラー支援に関わる多様な関係機関についてまとめています。ヤングケアラー支援を運用するにあたって押さえておくべき基本情報として参照してください。
- 「第3章 ヤングケアラー支援の運用の仕組み」では、児童福祉部門が窓口となりヤングケアラー支援の運用を主導する場合の仕組みの例を4パターン提示し、その仕組みの説明、当研究事業において行った市区町村へのヒアリング調査で収集した事例を記載しています。また、仕組みにおける課題や留意点も提示していますので、ヤングケアラー支援をより効果的に運用していくための視点としてあわせて参照してください。
- 「第4章 ヤングケアラー支援の運用に必要な事項」では、第3章で説明した仕組みの総括として、ヤングケアラー支援の運用におけるポイントを提示しています。よりよい役割分担を検討するための手立てとしてもご参照ください。
- 「第5章 対応が困難な事例ごとの留意点や工夫」では、対応困難な支援事例を取り上げ、その難しさや留意点、工夫について記載しています。ヤングケアラー支援の運用を進めていく上で出会うであろう事例の予備知識として参照してください。

1.2.3 本誌で使用する用語の説明

- 手引きでは、以下のように用語を使用します：
 - 学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等）や教育委員会を「教育分野」といいます。
 - 家庭や児童の相談を受け付ける相談機関・窓口、要保護児童対策地域協議会の調整機関、こどもに関連する政策や施策の立案・実行・評価等、様々な立場や役割でこどもの福祉に関わる部門を総称して「児童福祉部門」といいます。
 - 相談事例や支援事例のことを「ケース」といいます。
 - スクールソーシャルワーカーは「SSW」と省略して表記します。
 - スクールカウンセラーは「SC」と省略して表記します。
 - 要保護児童対策地域協議会は「要対協」と省略して表記します。
 - 高等学校を「高校」と省略して表記します。

第2章 ヤングケアラー支援概論

2.1 ヤングケアラーの概要

2.1.1 ヤングケアラーとは

- ヤングケアラーには法令上の定義はありませんが、厚生労働省のホームページ上では、「『ヤングケアラー』とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと」¹とされています。
- こどもが家事や家族の世話をするのは、家庭内での役割としてこれまでも一般的に行われてきたことであり、こどもの年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いはこどもの思いやりや責任感を育むなどの良い面もあります。
- 一方で、こどもの年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業など、過度な負担が続くと、こども自身の心身の健康が保持・増進されない、学習面での遅れや進学に影響が出る、社会性発達の制限、就労への影響などが出てくることがあると報告されています²。
- 本誌は、ヤングケアラーの中でも特に支援対象となりうるこどもに焦点を当てながら作成しています。
- ヤングケアラーが担うケアの量や質には幅があり、ヤングケアラー本人がケアについてどのように受け止めているかも様々です。また、ヤングケアラー支援についても、学校での支援（先生からの寄り添い支援等）、地域での支援（介護現場等からの見守り）、公的サービスの利用など多岐にわたります。
- それぞれの支援の対象となりうるヤングケアラーをどう捉えるかは、支援の種類や地域の状況に応じて多様であると考えられますが、まずは、ヤングケアラーと思われるこどもを見逃すことなくキャッチすることが重要です。そのためには、下図の「ヤングケアラーの例」にあるような生活をこどもが日常的に送っている場合に気がつくことができるようアンテナを張るとともに、子どもの権利条約に定められた権利（教育を受ける権利、休み・遊ぶ権利、意見を表す権利、健

¹ 厚生労働省ホームページより

² S. Joseph, J. Sempik, A. Leu, and S. Becker, "Young Carers Research, Practice and Policy: An Overview and Critical Perspective on Possible Future Directions," *Adolescent Research Review*, vol. 5, no. 1. 2020.

康・医療への権利など)が侵害されている可能性がないかといった視点を持ちながらこどもの様子を気にかけることが重要になります。その際、客観的な状況のみならず、こどもの内面・気持ちにも気を配りましょう。

図表 1：ヤングケアラーの例



出所：厚生労働省ホームページ

- なお、ヤングケアラーが何かしらの課題を抱えている場合、その背景には、複合的な家庭の課題があることが少なくありません。必要に応じて、保護者の話を聞いたり、家庭に対して公的サービスの導入を検討したりすることが求められます。

2.1.2 ヤングケアラーがおかれている状況

- ヤングケアラーは多様な状況におかれていることが先行研究で明らかとなっています。
- ヤングケアラーが担うケア（家事や家族の世話）の内容や質が多様であるのはもちろんですが、こども本人がそのことに対してどう感じているのか、支援を望んでいるのかといった点も様々です。また、それらはヤングケアラーがケアをする家族の状況や、こどもの年齢、発達状況によって変化することもあります。

図表 2：ヤングケアラーがおかれている状況（先行研究より）

通番	調査内容	主な調査結果
1	ケアを必要としている人の状況	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「若い」が最も多く、次いで「精神疾患（疑い含む）」、「知的障がい」、「高齢（65歳以上）」、「身体障がい」、「要介護（介護が必要な状態）」、「その他」、「依存症（疑い含む）」、「精神疾患、依存症以外の病気」、「認知症」と続く³。 ◇ 「その他」の中には、「外国籍で日本語が不自由」、「きょうだいが多い」、「養育能力が低い（発達障害、知的障害等を含む）」、「ネグレクト」、「多忙」、「病気の後遺症」、「経済困窮」が挙げられる³。
2	ケア対象者へのケア内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「きょうだいのケア」が最も多く、次いで「食事の世話」、「食事以外の家の中の家事」、「見守り」、「感情面のケア」、「家族の身体介護」、「通院の付き添い」、「家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助」、「通訳」、「金銭管理」、「その他」と続く³。 ◇ 「その他」の中には、「学校や保育所等への送迎」、「甥、姪等のケア」、「医療ケア」、「事故の予防」、「家計支援」、「手続き関係」が挙げられる³。
3	ケア時間 (平日1日あたり)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 中学2年生は平均4.0時間、全日制高校2年生は平均3.8時間⁴。 ◇ 小学6年生は平均2.9時間⁵。 ◇ 大学3年生は「1時間以上3時間未満」の割合が約4割と最も高く、次いで「1時間未満」、「3時間以上5時間未満」、「7時間以上」と続く⁵。
4	ケアのきつさ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 中学2年生、全日制高校2年生ではともに「特にきつさは感じていない」が最も多いが、次いで、中学2年生は「時間的余裕がない」が多く、全日制高校2年生は「精神的にきつい」が多い⁴。 ◇ 小学6年生は「特に大変さは感じていない」の割合が約6割と最も高く、次いで「気持ちの面で大変」、「時間の余裕がない」と続く⁵。 ◇ 大学3年生は「精神的にきつい」の割合が約4割と最も高く、「時にきつさは感じていない」も同等に高く、「時間的余裕がない」と続いている⁵。
5	ヤングケアラーとしての自覚	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 家族の世話をしていると回答した中学2年生、全日制高校2年生のうち、約15～16%が「自分はヤングケアラーにあてはまる」と

³有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～(令和4年3月)」

⁴三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書(令和3年3月)」

⁵株式会社日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書(令和4年3月)」

通番	調査内容	主な調査結果
		<p>回答している一方で、「あてはまらない」と回答しているのが約42～47%⁴。</p> <p>◇ 現在世話をしている家族がいると回答した大学3年生のうち、「現在あてはまる」が27%、「あてはまらない」が38%、「わからない」が21%。世話をしている家族が現在はいないが、過去にいたと回答した大学生のうち、「現在あてはまらないが、かつてあてはまったと思う」が52%、「あてはまらない」が35%、「わからない」は10%⁵。</p>
6	学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援	<p>◇ 中学2年生、全日制高校2年生、定時制高校2年生相当、通信制高校生ともに「特にない」が約4割となっているが、次いで、中学2年生、全日制高校2年生は「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」、「自由に使える時間がほしい」、「進路や就職など、将来の相談にのってほしい」、「自分の今の状況について話を聞いてほしい」と続く。全日制高校2年生は「家庭への経済的な支援」が他に比べてやや高い傾向にある⁴。</p> <p>◇ 小学6年生は「特にない」が約5割と最も高くなっているが、次いで「自由に使える時間がほしい」、「勉強を教えてほしい」、「自分のことについて話を聞いてほしい」が他と比べて高くなっている⁵。</p> <p>◇ 大学3年生は「特にない」を除くと、「学費への支援・奨学金等」、「進路や就職など将来の相談にのってほしい」の割合が最も高く28%、次いで「自由に使える時間がほしい」と続く⁵。</p>
7	世話について相談した経験	<p>◇ 小学6年生は、世話について相談した経験について、「ある」が17%、「ない」が76%となっている⁵。</p> <p>◇ 大学3年生は、世話を必要としている家族のことや世話の悩みを誰かに相談したことはあるかについて、「ある」が33%、「ない」が67%となっている⁵。</p>

2.2 ヤングケアラー支援の流れ

2.2.1 ヤングケアラー支援の流れの概要

○ ヤングケアラー支援は、一般的に、下記の流れをたどります：

- ① 支援を必要とするヤングケアラーの把握（本誌では教育分野を想定）
 - ヤングケアラーの状況にある子どもを把握します。その際、ヤングケアラーであることに気づくための視点（確認のポイント）が整備されているとよいでしょう。
 - ケアの状況のみならず、子どもの生活や生き方にケアがどのように影響しているのか、そして何よりも、子ども本人がケアをすることについてどのように考えているかを確認することが肝要です。それらを通して、子どもが支援に対してどのようなニーズを持っているのかを理解します⁶。
 - 家庭内の課題は表面化しづらい場合があり、日頃から子どもの様子を見てよく知っていたり、信頼関係が構築されていたりするような、学校関係者の役割が非常に重要となります。
- ② 支援が必要なヤングケアラーの支援窓口への共有/情報提供（本誌では教育分野から児童福祉部門を想定）
 - 支援に関するニーズを持つヤングケアラーや、何等かの支援が必要と思われるヤングケアラーを、ヤングケアラー支援窓口につなぎます。
 - ヤングケアラー支援窓口につなげる際には、そのことをヤングケアラーの状況にある子ども本人にも説明します。
 - 支援が必要なヤングケアラーが適切な支援を受けられるように、ヤングケアラー支援窓口がどこの部門であるかを明確にしておく必要があります。
 - 相談元の部門や機関と情報をやり取りするにあたり、個人情報の取扱いに留意が必要です。

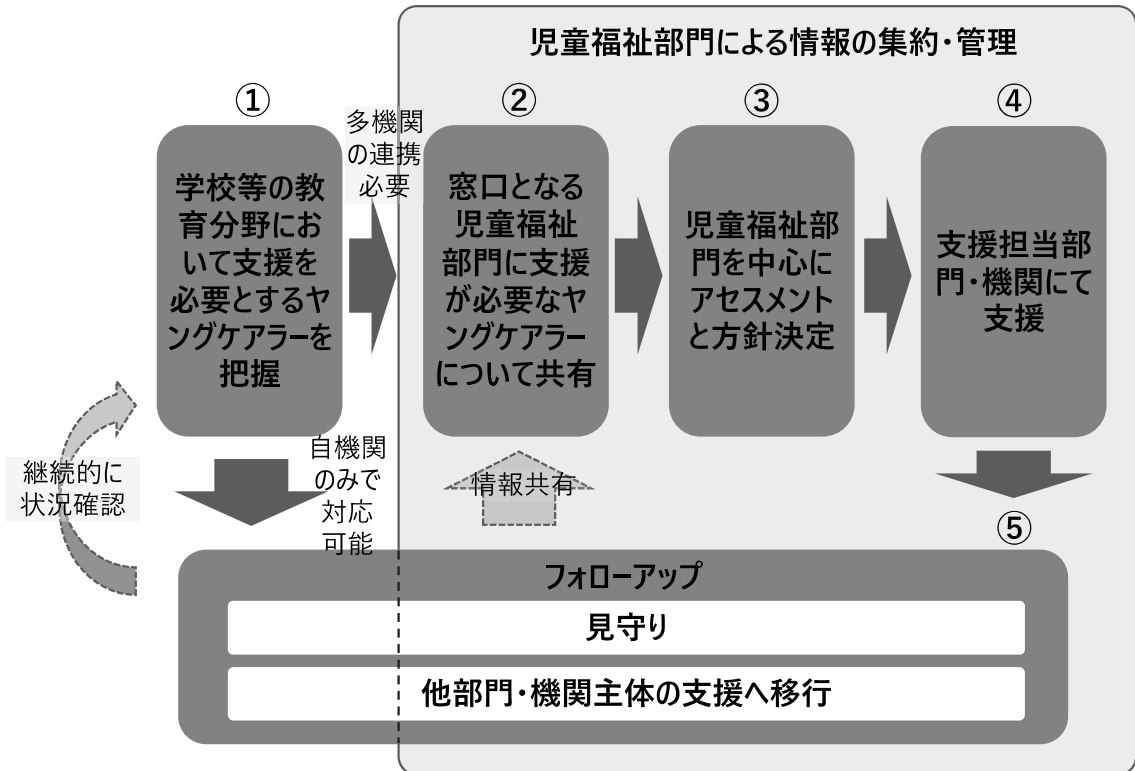
⁶ 中には、支援が必要であっても必要と答える子どもや、支援の必要性に気が付いていない子どももいます。他方、支援者側が必要と考えていても、子どもにとってはその支援が（今は）必要ではないと感じる場合もあります。子どもの想いに寄り添いながら確認することが重要です。

- ③ ヤングケアラー支援窓口を中心としたアセスメント（状況の評価・分析）と方針決定（本誌では児童福祉部門を想定）
- 支援を担当する部門や機関（多機関連携による支援の要否）等を検討します。
 - その際、アセスメントの視点やツール（活用できる書式等）が整備されているとよいでしょう。
 - 多機関連携による支援が必要となる場合は、連携先の機関・部門につなげます⁷。多機関連携を行う場合は複数部門が関わることになるため、主導し統括する部門があるとよいでしょう。
 - ヤングケアラー支援窓口に関係機関や団体等と連携して相談や支援、適切な機関へのつなぎを行うヤングケアラー・コーディネーターを配置することも考えられます。
- ④ 支援実施部門・機関による支援の実施
- 具体的な援助方針を決定し、それに沿って支援を実施します。
 - 支援実施状況をモニタリング（観察・状況報告）し、関係機関・部門と進捗を共有します。
- ⑤ フォローアップ（見守り・事後支援）
- 状況に応じて、他の部門や機関等への支援の移行を検討します。
 - 見守りを行い、フォローアップの必要がなくなったことを関係機関等とも相談しながら確認して、支援を終えます。
 - ヤングケアラーが困った時に相談できるよう、こどもに寄り添える体制を整備されているとよいでしょう。こどもに寄り添うのは公的機関だけではなく、民間団体の場合もあります。
 - 家族のケアが終わった場合であっても、それまで長期にわたって過度な負担が続いた結果、深く傷ついているこどもがいることも考えられます。ヤングケアラーの状態でなくなったとしても、一人のこどもとして、支援が必要な場合があることには留意が必要です。

○ この流れを、児童福祉部門と教育分野に焦点をあてて図示すると、おおよそ下記のようになります。

⁷ 多機関・多職種連携による支援については、「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」)に詳しい。

図表 3：児童福祉部門と教育分野に焦点をあてたヤングケアラー支援の流れ

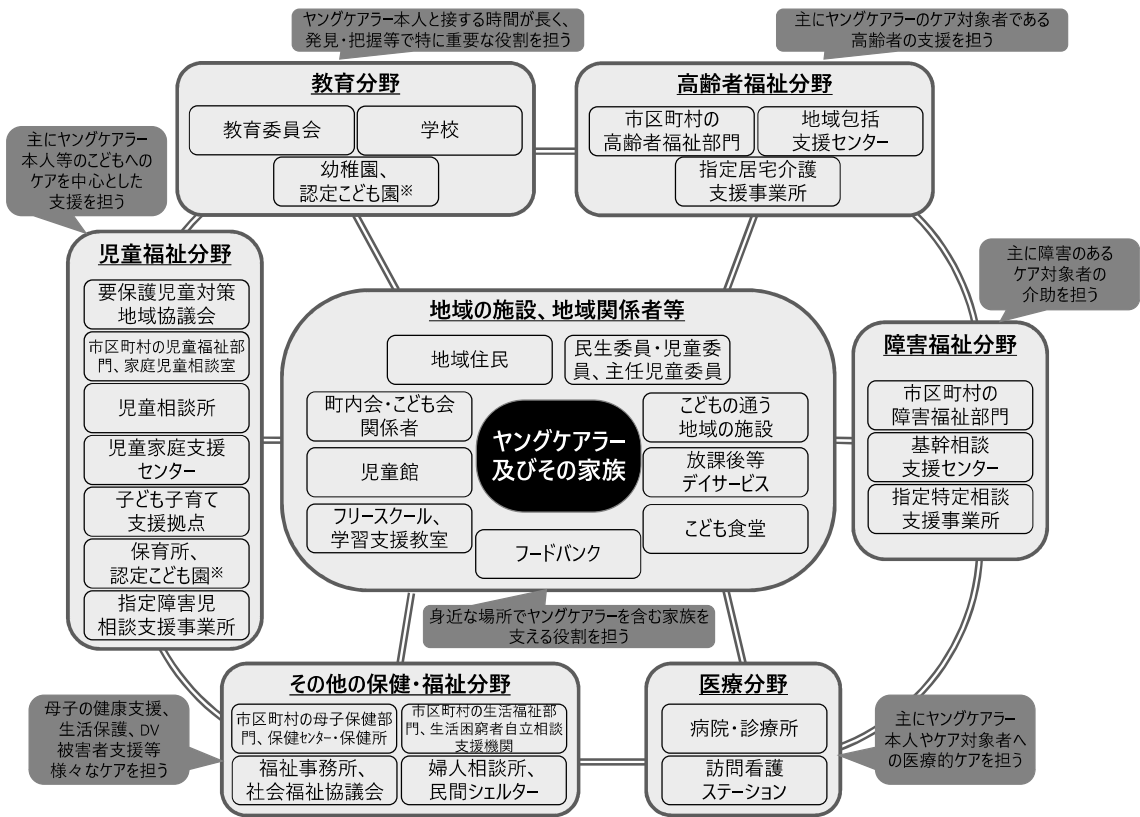


- 第3章で、この流れを効率よく運営していくための仕組みについて説明します。また、第4章で、具体的な運用の方法を示します。

2.2.2 ヤングケアラー支援に関わる多様な関係機関

- ヤングケアラーがおかれている状況は多岐にわたるため、ヤングケアラーを含む世帯への支援を行うためには、分野の垣根を越えた多機関連携が必要となる場合が少なくありません。なかには日常的に連絡を取る機会がない他分野の機関とも連携が必要になることがあるため、連携する可能性がある機関にはどのようなところがあり、それぞれの機関の役割としてできること、できないことをある程度把握しておくことが望ましいといえます。

図表 4：ヤングケアラー支援に関わる多様な関係機関



※認定こども園は4類型あり、類型によって関係する分野が異なる

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～(有限責任監査法人トーマツ,2022年)」をもとに一部改変。

第3章 ヤングケアラー支援の運用の仕組み

- 当研究事業では、児童福祉部門が主導してヤングケアラー支援を行う市区町村の協力を得て、ヤングケアラー支援の運用の体制や方法、留意点や課題等に関するヒアリング調査を行いました。その結果をもとに、当研究事業に設置した有識者委員会での助言や指導を得ながら、ヤングケアラー支援の流れを効率的に運用するための仕組みを検討しました。
- 第3章では、調査した各市区町村の事例をもとに主だった4つのパターンを例示し、各地の事例も織り交ぜながら説明します（本章の記載はヒアリング調査にご協力いただいた市区町村からの回答に基づいています）。
- 説明は、第4章で示す具体的な運用方法との対応を示すため、〔括弧書き〕で第4章の項目を示しています。

例： **〔2. ヤングケアラー支援の運用内容> (2) 対象者〕**

⇒上記の場合は、「第4章 2 (2)」と対応していることを示しています。

[5. 関係者による連携会議]

- 児童福祉部門が旗振り役となり、多機関の連携体制を強化するための関係部門によるヤングケアラー連携会議を設置。会議は、具体的な支援内容の検討・管理というよりも、ヤングケアラー支援において何が課題であるのかを明確にすることに主眼が置かれている。
- ヤングケアラー連携会議には行政職員の他、ヤングケアラー協議会メンバーも参加している。行政で参画する部署は母子保健担当課、社会福祉担当課、高齢者福祉担当課、保育課、学校教育課（教育委員会）、子ども未来部（子育て支援課）であり、保健師や市教育委員会に所属する教員経験者も含む 12 名。ヤングケアラー協議会からの参加者は社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、作業療法士、社会福祉士を含む 5 名。

[6. 支援のより良い運用のために]

- 市民団体によるヤングケアラー協議会への参加や、当該法人の実施する SNS 相談との連携など地域の支援を活用し、ヤングケアラーに寄り添う支援を展開している。

【類似の仕組みで運用する他市の事例】

D 市（人口規模：50 万～80 万人未満）

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (2) 対象者]

- 年齢が 18 歳を超えたタイミングで児童福祉部門と福祉事務所の情報連携ができる仕組みを整備。所定の様式（世帯の基本情報やこれまでの支援の経緯等を記載）を作成して、福祉事務所につなぐ取り決めをしている。福祉事務所は重層的支援体制整備事業の事務局となっており、当該事業における支援方針会議では守秘義務に関する記載があるため、その枠組みの中で対応できるものと考えている。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 5) 児童福祉部門でのアセスメント]

- 通告のあった事案は要対協としての視点と、ヤングケアラーとしての視点双方からアセスメントしている。調査の結果、ヤングケアラー支援が必要ないものと判断された場合は、終結とする。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (3) 実施方法> 8) ケース情報の管理]

- 要対協の調整機関事務局内に、ヤングケアラー支援の庶務的業務を行う係を設置しており、当該係が統計（属性や支援状況等）の管理、福祉事務所へのつなぎを担当している。統計情報は表計算ソフト（マイクロソフト・エクセル）にて一元管理し、必要に応じて更新作業を行っている。また、一目見てヤングケアラーの記録と分かるよう、児童記録票の表紙に緑色のラベルシール（相談受付日や管理開始日を記載）を貼付している。

[4. 教育分野との連携> (1) 児童福祉部門が主に実施]

- 各関係機関の対応を定めた「ヤングケアラー支援マニュアル」を庁内で作成し、関係部に配布。

[4. 教育分野との連携> (2) 教育分野が主に実施]

- 学校内でヤングケアラーを見つけたら、まずは管理職やSSW等と共有し、アセスメントシートで学校での様子や家庭の状況について整理しつつ、当該児童・生徒への見守りや声掛けを行う。学校だけでは対応・支援が困難と判断される場合に、児童福祉部門（調整機関）に連絡し、今後の対応を相談することとしている。

E 町（人口規模：5万～20万人未満）

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (3) 実施方法> 5) 児童福祉部門でのアセスメント]

- ヤングケアラー支援の相談を受けた際に要対協登録ケースにするかどうかは、学校等から相談を受けたケースワーカーらとともに受理会議を行い判断する。ネグレクトといった児童虐待ケースとして対応すべきか判断に迷う時は児童相談所に相談する流れを取っている。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (3) 実施方法> 8) ケース情報の管理]

- 要対協ケースの記録台帳の他、ヤングケアラー支援の記録台帳があり一元管理している。それら以外に、児童福祉部門の基幹的な仕組みとして、こども全数の「個別カード」（永年保存）がある。この個別カードを基本として、当部門で行った支援の内容を追記していく形になっている。個別カードがあるので、ヤングケアラーに限ったことではないが、全児童生徒（20歳になるまで）見守りの仕組みがある。

[4. 教育分野との連携> (1) 児童福祉部門が主に実施]

- 児童福祉部門の取組として保健師の小学校と中学校への巡回相談を年2回実施しており、学校とは顔の見える関係があるため、ヤングケアラーに関する相談についても直接学校とやり取りしている。保育所と幼稚園にも巡回相談を行っているため、ヤングケア

ラー支援において連携を図る素地がある。教育分野との連携は、一つ一つ連携の好事例を積み重ねながら、支援を多機関と連携することで得られるメリットを感じていただき、情報共有ができるようになった経緯がある。

F市（人口規模：20万～50万人未満）

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (2) 対象者]

- 当部門で対応するヤングケアラーは18歳未満を対象としており、18歳以上の「ケアラー」への対応は、福祉総務課がとりまとめる。高齢者にかかるものであれば高齢者福祉部門、障害にかかるものであれば障害福祉部門、とそれぞれのケースの必要とされる支援に応じて振り分けられる。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (3) 実施方法> 5) 児童福祉部門でのアセスメント]

- 学校で気になるこどもがいたら、そのこどもの状況を把握して、児童福祉部門に直接連絡いただくようにしている。その際、ヤングケアラーの状況にある場合はネグレクト事案として受理し、ヤングケアラーである疑いがある場合は要支援児童として受理をしている。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (3) 実施方法> 6) 支援施策]

- 「支援対象児童等見守り強化事業」（宅食サービス事業）を開始。ヤングケアラーも対象としている。この事業の委託先から月に1回データで報告を受けており、その中に家庭に関する情報も含まれているため、ケース記録を入力するシステムに当該で記録していくようにしている。
- 令和5年1月から子育て世帯の訪問支援事業（ヘルパー派遣事業）や、同じ見守り強化事業でも、居場所型としてこども食堂作りを実施していく予定である。

[2. ヤングケアラー支援運用の内容> (3) 実施方法> 8) ケース情報の管理]

- 台帳等のケース管理ツールは要対協と同じものを使用。それとは別に電子ファイルでもケース管理をしており、ヤングケアラーに関連する項目（例えば、家事をしている、きょうだいの世話をしているなど）を5つほど設置して、どの項目にあてはまるか分かるようになっている。

[4. 教育分野との連携> (1) 児童福祉部門が主に実施]

- ヤングケアラーの認知度を高めるため、庁内の関係部署や学校現場の方に知っていただくよう、教頭会議にて研修を実施。そこから現場の先生の会議などにも周知していただいた。

I 市（人口規模：20 万～50 万人未満）

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 5) 児童福祉部門でのアセスメント]

- 児童福祉部門で受けたヤングケアラーに関する相談は、要対協への相談として受理している。支援が必要なヤングケアラーが、支援から漏れることのないように対応している。
- ヤングケアラーは、保護者の養育困難などに起因する養護相談ケースや虐待相談ケースの中に見られることが多い。いずれのケースも通告受理をし、虐待の種別や程度などを把握するためのアセスメントを行っている。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 8) ケース情報の管理]

- ヤングケアラー支援ケースを含め要対協登録ケースの内容はシステムに入力しているが、ケース管理のために表計算ソフト（マイクロソフト・エクセル）も併用している。表においては、ヤングケアラーのチェック欄を設けて把握に努めている。

[4. 教育分野との連携 > (1) 児童福祉部門が主に実施]

- 県立高校に配置されている SSW を通じて、情報提供や相談を受ける。高校とは、従前から生活困窮支援で連携してきた経過があり、引き続き学校訪問等を行って情報共有している。
- 学校はヤングケアラーを見つけやすい場所であることから、深刻なヤングケアラーの疑いがある場合は、できるだけ早く児童福祉担当課へ連絡をするよう依頼している。教職員へのヤングケアラー問題周知のため、夏休みに市内の全小・中学校が校内研修を行った。

[5. 関係者による連携会議]

- 支援施策を持ち、ヤングケアラーを発見する可能性のある業務を所管する庁内関係 10 課（担当は児童福祉、学校教育、地域福祉、高齢者、介護、障がい、青少年、生活保護、生活困窮、保健）でヤングケアラー支援に関する会議を持っている。ヤングケアラーが抱える問題を共有するための合同研修や、各課内での研修を実施した。家族全体を見て適切な支援を行うためには、庁内でヤングケアラーについて共通認識を持つ必要がある。

J 市（人口規模：5 万人未満）

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 4) 教育分野での把握]

- 最初の情報は児童虐待疑いということで市教育委員会から入ることが多い。虐待がある場合や不登校の児童生徒について、教員や SSW から教育委員会を經由して情報があり、当該家族関係を調べていくうちにそのこどもがヤングケアラーかもしれないと判断される流れが多い。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (3) 実施方法> 5) 児童福祉部門でのアセスメント]

- 学校から要対協の教育部門の主担当や学校教育課所属のSSWへ相談があり、要対協の枠組みで対応することになる。各ケースについて、個別のケースカンファレンス（事例検討会）において関係者で検討し、支援方針を決定。要対協でも見守りが必要であれば対応する。児童相談所の判断によって要支援のケースもあれば要保護のケースもある。

[4. 教育分野との連携> (2) 教育部分野が主導]

- 個別ケース会議で要対協登録ケースではないと判断された場合は、小学校・中学校にて見守りをお願いすることが多い。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (3) 実施方法> 7) 終結の判断]

- ヤングケアラーと疑わしき状況のケースは要対協にあげるが、見守りをしている、3か月必要な支援がなければ、終結の判断をしている。ヤングケアラーに限らず、終結についてはどのような観点で判断すればいいのか悩む部分もあるのだが、児童虐待事案に係る終結の基準を参考にしている。もしも、再度アクションがあれば再受理し対応する流れとなる。

K市（人口規模：20万～50万人未満）

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (3) 実施方法> 7) 終結の判断]

- 子どもの権利が阻害されているといったところに焦点を当てて対応している。ヤングケアラーである状況が終わったからといって、子どもの権利が侵害されている状況に変わりがなければ支援は終結しないという考え方。

[4. 教育分野との連携> (1) 児童福祉部門が主に実施]

- 講師を招きヤングケアラーについての講演会を主催。学校を中心に教育委員会にも声をかけて実施した。外部向けの研修は定期的に行っており、どういう場合に通告してほしいのかという点や、児童福祉部門の役割や取組を知ってもらうための啓発を行っている。保育園、幼稚園、学校、教育委員会、療育機関、NPO法人などの民間機関を対象として年に複数回実施している。虐待防止月間にはヤングケアラーに関するリーフレットも配布し普及啓発を行っている。
- ヤングケアラー支援に関する相談は、SSW（県が配置し、市の小・中学校に派遣。とりまとめは市）や学校から児童福祉部門に相談が入る。学校と互いの顔の見える関係になるよう学校に訪問し、ヤングケアラーに限らず気になることがあれば相談してほしいと伝えている。

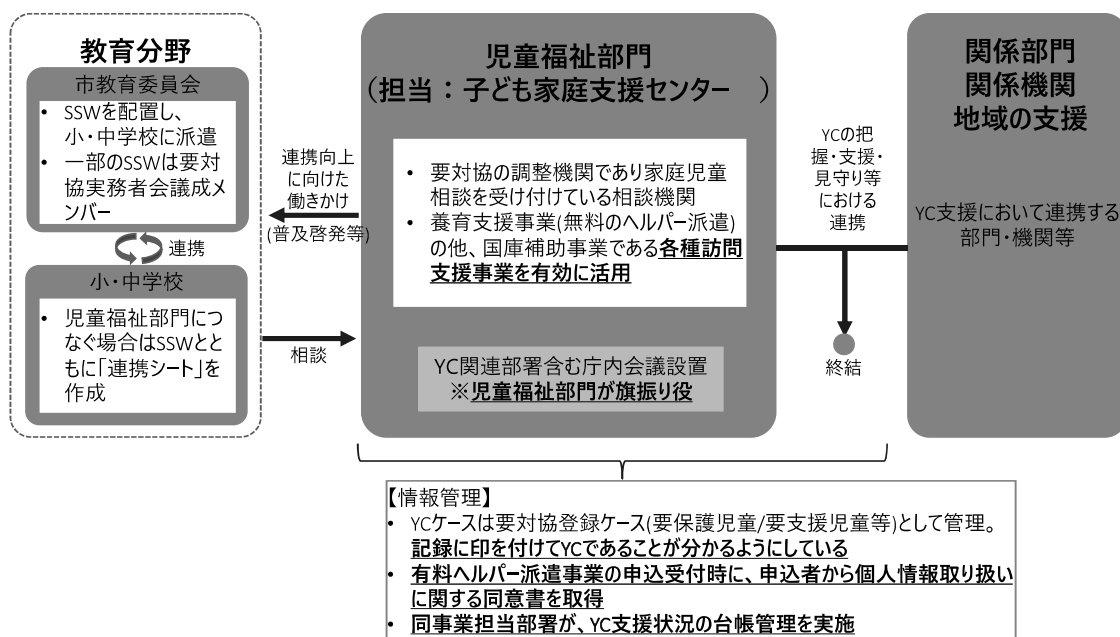
3.1.2 仕組み例② 国庫補助事業である各種訪問支援事業を活用した運用

- 児童虐待事案等を取り扱う要対協の既存の枠組みを活用した運用方法です。
- 教育分野で把握したヤングケアラーを、家庭児童相談の窓口や要対協調整機関につなぎ、要対協登録ケースと同じ仕組みの上で管理します。
- 国庫補助事業である各種訪問支援事業⁸（有料のヘルパー派遣事業の対象をヤングケアラーに絞らないことで、結果としてヤングケアラーにつながる制度設計等）を有効に活用しながら、ヤングケアラーを支援しています。

【仕組み例② C市の事例の特徴】

C市（人口規模：20万～50万人未満）

図表 6：仕組み例②－C市の事例－



⁸ 国庫補助事業を活用した市の各種「訪問支援」事業は、「ヘルパー派遣3事業（①②有料・③無料）+ アウトリーチ型訪問支援事業（④無料）」といった構成。①は「子育て世帯訪問支援臨時特例事業（子育て支援対策臨時特例交付金＝安心こども基金）」、②は「ひとり親家庭等日常生活支援事業（母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金）」、③は「養育支援訪問事業（子ども・子育て支援交付金）」、④は「支援対象児童等見守り強化事業【アウトリーチ型】（児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金）」。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (3) 実施方法> 4) 教育分野での把握]

- 児童虐待に該当する場合は即座に連絡をしてもらうよう学校やSSWに伝えているため、児童虐待事案でありヤングケアラーの状況におかれてもいるこどもがいれば即座に連絡が来る。それ以外の相談事案は、担当SSWに学校で「新規連携シート」（どのようなこどもであるか、どのような家族関係であるか、現在どういった状況にあるから一緒に考えてほしいのかといった事項を記載）を作成して渡してもらう。その相談事案の中にもヤングケアラーの状況になっているこどもが含まれている。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (3) 実施方法> 6) 支援施策]

- 国庫補助事業として、児童虐待の未然防止やヤングケアラーのいる家庭の養育環境を整えるという目的で、ヤングケアラーのいる家庭も対象とする有料の各種訪問支援事業（ヘルパー派遣事業）を実施している。有料のヘルパー派遣事業の対象を①市在住であること、②18歳未満のこども又は妊婦がいること、③家事育児に不安や負担があると本人が述べていること等の主に3つにあてはまる方とし、あえてヤングケアラーに絞らないことで、結果としてヤングケアラーにつながる制度設計になるよう工夫している。
- その他にも、特定妊婦や台帳登録家庭等を対象とした無料のヘルパー派遣事業、ショートステイ等子育て短期支援事業やファミリー・サポート・センター事業等も一緒に考慮して、対象となる本人から状況や希望、一番の困り感を聞き取った上で、当部門で最適な支援を検討する。なお、ヘルパー派遣当日は、訪問介護事業所と一緒に市職員が自宅を訪問し、事業の注意点等をお伝えするとともに、家庭の養育環境等の確認を行っている。
- 事業名に「ヤングケアラー」と入れることで、既にヤングケアラーのいる家庭に支援に入っている訪問介護事業所の一部から「以前からヤングケアラーの支援を行いたかった」との声があり、この事業を受託いただいている。また、事業開始と同時にSSWを対象としたヤングケアラー研修会にて、ヘルパー派遣事業の案内を行うことで、SSWからの相談をヤングケアラー支援につなぐことができた。その他にも、地域包括支援センターのケアマネジャーや障害福祉分野の相談支援専門員を対象とした研修会にて周知を図るなど、ヤングケアラーへの支援につながるよう、広く周知している。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (3) 実施方法> 8) ケース情報の管理]

- いわゆる虐待の定義にあてはまらないがヤングケアラーの状況にあるというこどもは、ケース管理上は児童虐待に係るケースの取扱いと変わらず要支援児童として登録するが、ケース管理に用いる台帳においてヤングケアラーに関する項目を設けて管理している（該当する場合はその項目の枠に「○」をつける）。
- 児童相談システムには児童福祉部門で記録を入力し、このシステムとは別に紙ベースでも管理している。このシステムを保健部門や教育部門にも設置しており、どのケースが動いているかの確認ができる。
- ヤングケアラー支援状況に関しては、支援事業の主担当と地区担当ケースワーカーは、一元的に台帳管理している。

[3. 個人情報の取扱い]

- 有料のヘルパー派遣事業においては、世帯所得等の確認の必要があるため、申請時に個人情報の取扱いに係る同意書を出してもらうルールにしている。また、ヘルパー派遣事業の利用状況や聞き取りを行った内容は児童相談システムにも転記するようにしており、関係するケースワーカーに共有できる形となっている。
- 「新規連携シート」を用いた相談は、対面での聞き取りを行い、要対協登録ケースとして、各関係機関で情報共有し支援を行っている。そのため、個人情報は要対協管理となっている。

[4. 教育分野との連携> (2) 教育部分野が主に実施]

- 要支援・要保護児童の中には高校とも連携をとって支援しているケースもある。要支援・要保護児童が比較的多く在籍している場合は、管理職ベースにより年間を通して打ち合わせを行う学校もあるため、当部門の取組についても周知されており、高校と子ども家庭支援センターの関係が築けている。

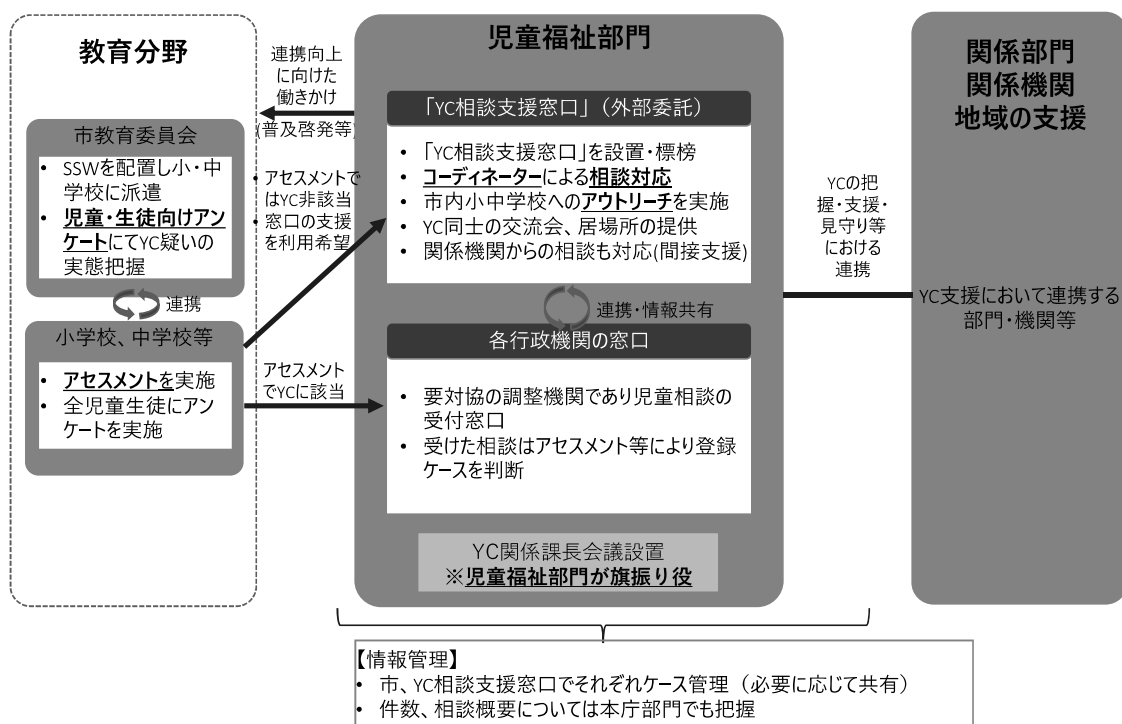
3.1.3 仕組み例③ 児童福祉部門に「ヤングケアラー相談窓口」を設置した運用

- 児童福祉部門に「ヤングケアラー相談支援窓口」を設置して、ヤングケアラー支援に係る相談を受け付け、支援する運用方法です。
- 教育分野で把握したヤングケアラーを、行政機関の窓口または「ヤングケアラー相談支援窓口」につなぎ、ヤングケアラー支援ケースとして要対協とは別の枠組みの中で管理します（要対協登録ケースでありヤングケアラーの状態でもあるケースは、従前の要対協の枠組みの中でも管理）。

【仕組み例③ B市の事例の特徴】

B市（人口規模：80万人以上）

図表 7：仕組み例③－B市の事例－



【2. ヤングケアラー支援の運用内容＞（1）実施主体】

- ヤングケアラーを含む児童相談の入口は、要対協の調整機関であり児童相談の窓口である行政機関の窓口（以下、「行政窓口」という。）と、ヤングケアラー支援に特化した「ヤングケアラー相談支援窓口（委託）」の2つ。委託先では市が定めた仕様書に沿って運営が行われている。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (2) 対象者]

- 「ヤングケアラー相談支援窓口」は18歳未満を基本的な対象としている。18歳を超えた方からの相談については傾聴対応を行っているが、18歳以上の場合は「ヤングケアラー相談支援窓口」で支援や見守りをし続けていくことを想定はしておらず、別の枠組みへとつなぐことになる。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (3) 実施方法>2)体制整備②：ヤングケアラー相談を専門とする窓口の設置、3)体制整備③：コーディネーター機能]

- 「ヤングケアラー相談支援窓口」には常時コーディネーターがいる体制。コーディネーターは有資格者かつ現場経験がある方で、ヤングケアラー本人からの悩みも聞ける体制としている。また、来所相談を希望する場合やヤングケアラー同士のつながりをもちたい場合等に対応するため、対面形式やオンライン形式での交流会等の実施が可能な設備も整えている。
- 「ヤングケアラー相談支援窓口」では、ヤングケアラー支援に関することであれば、ヤングケアラー本人や家族のみならず、支援する関係者からの相談も受け付けている（間接支援）。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (3) 実施方法> 5) 児童福祉部門でのアセスメント]

- ヤングケアラーのアセスメントに用いる基準としては、令和元年度子ども子育て支援推進調査研究事業において策定されたアセスメントシートを一部修正して活用している。
- 学校側で把握されたヤングケアラーは、行政窓口へ要保護・要支援について情報共有を行う。行政窓口で情報収集・再アセスメントをした結果、要保護・要支援児童に該当する場合は、関係機関での継続した支援を行う。該当しない場合は、学校での見守りの継続、必要に応じて、ヤングケアラー相談支援窓口での支援（本人の相談対応、ヤングケアラー同士の交流等）も行う。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容> (3) 実施方法> 8) ケース情報の管理]

- 要保護・要支援児童として対応がなされる場合であれば通常の要対協の枠組みの中でケースが管理される。ヤングケアラーの状態があるケースの数は当部門でも把握しており、ヤングケアラー支援対象者の一覧の中でカウントするようにしている。

[3. 個人情報の取扱い]

- ヤングケアラーの支援を行うにあたっては、こども本人や家族に情報共有に係る同意を取るよう学校や関係者にお願いしている（児童虐待が疑われる等は除く）。
- こども本人や家族の同意がないと支援につなぐことができない。同意が取れない場合は、個人情報を用いない形で一般的な対応のアドバイスをしている。
- 「ヤングケアラー相談支援窓口」の担当者には、行政窓口や学校等とケースについて共有する際は、原則として本人の同意を得た上で、行政窓口や学校等、対面で状況共有を行っている。

[4. 教育分野との連携 > (1) 児童福祉部門が主に実施]

- ヤングケアラーの現状や支援の必要性についての啓発活動に力を入れた。窓口のPRと同時に、対象になりそうなこどもで、必要な支援が届いていないこどもがいれば相談してほしい旨を併せて伝えている。市立全小・中学校等については全児童生徒に「ヤングケアラー相談支援窓口」のチラシを配布し、家族の目にもとまるようにした。私立学校や県立学校を担当する部門にも周知し、必要時に活用していただくよう伝えている。
- 「ヤングケアラー相談支援窓口」コーディネーターは、アウトリーチ（巡回訪問）活動として、市内の小中学校等に巡回して窓口について周知している。その際、支援関係者の相談も受け付けていること（間接支援）もあわせて伝えている。

[4. 教育分野との連携 > (2) 教育部分野が主導]

- 市立全小・中学校等が実施する児童生徒向けのアンケート項目の中に、ヤングケアラーに関連する質問項目が含まれるようになった。アンケート実施後、ヤングケアラーの疑いのある児童生徒に対し、面談とアセスメントを行い、支援の必要があると判断した場合には、行政窓口へ情報提供するといった流れができた。

[6. 支援のより良い運用のために]

- 相談窓口の質の維持向上のために、有識者から支援に関するスーパービジョン（助言・指導）を受ける仕組みを導入している。

- 支援対象となったケースはアセスメントにより支援方針の検討・具体的支援の進捗状況・支援の効果などを一元化して管理する。

世帯の状況に応じて要保護児童/要支援児童として要対協担当部署へつなぐ場合もあり、必要に応じて要対協と連携しながら当該事業でケース管理を行う。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 5) 児童福祉部門でのアセスメント]

- 共通アセスメントにより要対協登録ケース(要保護/要支援児童)を判断している。要対協登録ケースとならないものは、ヤングケアラー相談窓口がケース管理を実施。

なお、令和3年度末にG市における虐待対応マニュアルを改訂し、当該マニュアルに掲載している共通アセスメントシートにおいて、ヤングケアラーの把握もできるよう、ヤングケアラーに関する項目を追加した。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 6) 支援施策]

- 支援対象となったケースについて、必要に応じて関係機関と連携。
- ヤングケアラー寄り添い型支援事業として、ピアサポートによるSNS相談やオンラインサロンを実施している。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 8) ケース情報の管理]

- 区で受理した児童相談に該当する全ケースについては、福祉サービスの受給状況や住民基本台帳情報などを一元管理するシステムに、児童虐待情報などを入力し、進捗管理している(総合福祉システム)。
- 要対協登録ケースについてはシステムに入力されている内容を踏まえて要対協の調整機関である区が紙ベースで会議資料を作成し、要対協の実務者会議などにおいて要対協の構成員と児童の情報を共有している。
- 総合福祉システム内の全ての児童相談を入力する画面にヤングケアラーの項目を追加し、ヤングケアラーの把握に漏れがないように改修を行った。

[3. 個人情報の取扱い]

- 学校内のアセスメントとして「確認シート」を活用しているが、個人情報保護条例の関係から学校内での共有に留めており、区役所に相談して情報を提出する際は、別途「連絡票」を作成するルールとなっている。
- なお、「連絡票」にはこどもの氏名、生年月日、就学状況、家族の状況、児童虐待の可能性や障がいの有無、その他に気になる点、関係機関における支援記録を記載できるフォーマットとしている。

[6. 支援のより良い運用のために]

- 従前より、行政区を実施主体とし、学校現場と連携して支援が必要な子どもや家庭を発見するための仕組みを設けたネットワーク事業を実施。この事業においては、学校で全児童対象に確認シートによる課題を抱える児童生徒の発見とSSW等によるアセスメントを実施し、適切な支援につなげる流れができていく。この事業はヤングケアラーを早期発見するツールとしても活用している。

【類似の仕組みで運用する他市の事例】

H市（人口規模：80万人以上）

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (2) 対象者]

- 市のケアラー支援条例では、ヤングケアラーを「ケアラーのうち、18歳未満の者」と定義しているが、支援にあたっては、実情にあわせて対応している。継続支援が必要であれば児童福祉で取り扱われているケースと同様に、既存の公的サービス（障害福祉や高齢福祉等）につないでいく。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 2) 体制整備②：ヤングケアラー相談を専門とする窓口の設置]

- ヤングケアラー支援は、子どもへの支援が必要となるケースとして、各行政区に設置した「子ども家庭総合支援拠点」が主体的に対応していくこととしている。特に他部署と連携した支援が必要であるヤングケアラーにおいては、要対協の枠組みの中で支援するなどして既存のネットワークを活用しながら関係機関で連携した支援を実施することとしている。子ども家庭総合支援拠点は、要対協の調整担当者として、関係機関の調整役を担っている。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 4) 教育分野での把握]

- 学校でヤングケアラーを把握した場合、まずは、学校内において、SSW や担任の先生が中心となりこどもの支援にあたっている。その中で、特に福祉的な支援（例えば、家族の介護認定や障害サービスの導入、児童虐待が疑われるなど）が必要と判断された場合に、区役所に設置している子ども家庭総合支援拠点が中心となり、連携した支援を実施することとしている。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 5) 児童福祉部門でのアセスメント]

- （学校と連携しアンケート調査を実施しているわけではなく、）学校が独自にアンケート等により調査した結果、学校として支援が必要と判断した場合に、まずは学校の中でできる支援をし、その中で児童福祉部門との連携が必要な場合に、各区の「子ども家庭総合支援拠点」に相談が入るようになっている。

[2. ヤングケアラー支援の運用内容 > (3) 実施方法 > 6) 支援施策]

- ケアラー条例制定に伴い、ヤングケアラーがいる家庭へのヘルパー派遣事業も開始（当該事業の事業設計なども担当課が担っている）。各区役所が管理するヤングケアラー支援ケースの中で必要と思われる場合に利用可能な仕組みとしている。

[4. 教育分野との連携 > (1) 児童福祉部門が主に実施]

- 子ども家庭総合支援拠点では、ヤングケアラーの支援に関する相談も含め、こどもやその家庭に関することについてなんでも相談を受け付けている。また、学校へのケースワーカー訪問によって、顔の見える関係を構築できており、支援に悩む状況がある時に、まずは一旦相談してみようと思える関係性が構築されていると考えている。

3.1.5 先行事例の考察を通して見えてきたヤングケアラー支援の運用における課題

- ヤングケアラー支援を児童福祉部門が主導して運用していくにあたり、いくつかの課題が考えられます。
 - 支援を必要とするヤングケアラーを把握することができるかどうか
 - ・ ヤングケアラーは、法で定められた厳格な定義があるわけではなく、こどもの置かれている状況、子どもの権利が侵害されている可能性や家族の状況、考え、想いなどを理解した上で、支援の必要性を総合的に検討し判断していくこととなります。児童福祉部門と教育分野といった複数の分野・部門で情報を共有しながら検討し、必要となる支援を進めるにあたり、「どのような場合に支援につながるのか」について、関係者間で共通の認識を持って対応する必要があります。
 - 要対協の枠組みを活用する際の留意点
 - ・ 児童福祉部門が要対協の調整機関を担う場合は多く、既にある要対協の枠組みを活用しながらヤングケアラー支援の運用を行うのが効率的です。
 - ・ ヤングケアラー支援ケースを要対協登録ケースとして取り扱うと、要対協で管理するケース数が増加する場合があります。ケース数が増加することで、ヤングケアラーを含む一つ一つのケースで必要なアクションを適時に行うことができない、という状況にならないような確認の仕組みが必要です。
 - ヤングケアラー支援ケースの一元管理はどのように行うか
 - ・ ヤングケアラー支援には、当研究事業で対象とした児童福祉部門や教育分野以外にも多種多様な部門・機関が関わります。ヤングケアラーの把握にはじまり、支援の実施から見守りや事後支援に至るまで、段階ごとに主な対応部門・機関が変わる場合もあります。例えば、教育分野や児童福祉部門とは別のところで把握したヤングケアラーで、そのまま支援が完結した場合、ケース管理上の取扱いをどのようにするかなど、管理する範囲や方法、体制を、既存の取組との兼ね合いも含め検討する必要があります。

- ・ 支援を主導し調整役となるヤングケアラー相談窓口が明確になっていれば、ヤングケアラー支援に関する情報が集約され、一元管理がしやすくなることが考えられます。その際、可能であればコーディネーターを設置するなどして、情報を一元的に把握し、集約していくことが望ましいでしょう。また、児童福祉部門が自らヤングケアラー支援施策（相談やヘルパー派遣事業等）を持つ場合にも、その支援サービスの利用状況が把握できるため、把握や管理しやすくなることが考えられます。
 - ・ 支援が必要なこどもに漏れなく滞りなく支援できる連携体制が整っている場合には、必ずしも一元管理しなくとも、多機関でそれぞれが管理していく方法もあります。各自治体の状況に応じた管理方法を検討するとよいでしょう。
- ヤングケアラーの状況にあるこどもが18歳を超えた／超えている場合にどう対応するか
- ・ 児童福祉部門が担当するのは基本的に18歳未満のこどもです。しかし、ヤングケアラーであるこどもが抱える課題は18歳を超えてもなお続く場合があります。また、18歳を超えてから支援の必要性が生じる場合もあります。児童福祉部門での対応として、18歳を超えた／超えている相談の受け付けや支援継続の方針・仕組みを考えておく必要があります。
 - ・ 18歳を超えた方であっても、引き続きヤングケアラーに関連する相談を受け付けることも考えられます。また、関連部門（例えば、重層的支援体制での支援や、‘ケアラー’という視点でケアの受け手に対して支援を行っている高齢者福祉部門や障害福祉部門などでの支援）へと引き継ぐ場合もあるかもしれません。切れ目なく支援ができるよう、地域の実情にあわせて予め検討しておくことが求められます。
- 高校や私立学校との連携を促進させるにはどうするか
- ・ 児童福祉部門にとって、市立の小学校や中学校は、それぞれに派遣・配置されたSSW含め、いわゆる“顔の見える関係”が既にできている先であり、ヤングケアラー支援においても連携のイメージが沸きやすいのではないのでしょうか。他方、高校（県立の場合は都道府県教育委員会が所管）や私立学校（都道府県知事部局（私学担当部局）が所管）

については、これまであまり連携して支援等を行った実績がないかもしれせん。

- ・ 高校や私立学校においても、支援を必要とするヤングケアラーがいることが考えられますし、これまで支援を行ってきたヤングケアラーがそれらの学校に進学することもあり得ます。
- ・ 仮に高校を中退した場合には、教育分野での見守りから離れてしまうことになり、いよいよ支援が行き届かなくなる恐れがあります。
- ・ ヤングケアラー支援からこどもが抜け落ちてしまうことがないよう、高校や私立学校との連携を推進させるための工夫が必要です。
- ・ 例えば、小学校や中学校の段階からヤングケアラーであると把握していたケースについては、本人や家族の同意を得た上で、高校や私立学校への進学に際して、進学先の学校に連絡し、連携していくことも考えられます（転校時も同様）。
- ・ また、高校との連携促進に向けた取組として、都道府県教育委員会へ働き掛けを行うことも考えられます。高校に配置されている SSW との会議や県立学校への巡回相談といった取組は、普段から“顔の見える関係”になるために有効であると考えられます。ただし、高校への巡回を網羅的に行うことは所管の違いや物理的な距離的な問題等からも難しい場合があります。その場合は、例えば定時制高校に絞るなどして、巡回相談を行う検討をしてもよいでしょう。また、定期的に教頭や教育相談担当者、生徒指導主事に対して、電話やメールにより巡回することも考えられます。
- ・ 高校から情報を得る際は、ヤングケアラーに限らず、「福祉的な内容で困っているこどもがいたら教えてください」として児童福祉部門が『どのようなことでも聞きますよ』というスタンスを示すと、情報を得やすくなるでしょう。
- ・ 私立高校については、都道府県の知事部局などの私立高校を所管する部署において SSW の配置状況を把握している可能性がありますので、必要に応じて問い合わせ、私立高校に配置されている SSW に連絡をするなどして関係性を築いていくとよいでしょう。

- ・ 高校や私立学校では、所管の違いからヤングケアラーの支援の相談がしたくても行政側の窓口が分からない場合があります。高校や私立学校に対しても、所管する部署を経由し、あるいは、直接的に、児童福祉部門から積極的に声をかけることが子どもたちを助けることにつながります。

第4章 児童福祉部門が主導するヤングケアラー支援の運用に必要な事項

- 第4章では、児童福祉部門が主導するヤングケアラー支援の運用において必要となる事項についてまとめます。

1. 児童福祉部門が主導するヤングケアラー支援の運用が目指すこと

- ヤングケアラーであるこどもが抱える課題を軽減したり解消したりするためには、様々な分野・部門が連携して行う支援が必要です。
- 多機関・多職種がそれぞれの専門性や支援施策を持ち寄ってヤングケアラー支援を進める際、滞りなく、また、効率的に進めるためには、誰かがその取組を主導し、まとめ、管理していく必要があります。
- 他方、こどもが多く時間を過ごす場所の一つに学校があります。教員はもちろん学校に勤務するSSWやSCは、最もこどもの変化や抱えている困りごと、心配ごとなどを敏感に感じ取り、こどもに寄り添いながら丁寧に捉えることができる立場といえるのではないのでしょうか。ヤングケアラー支援において、教育分野は非常に重要な役割を担います。
- 教育分野で把握されたヤングケアラーを公的支援につなげるにあたり、児童相談や様々なこども関連政策・施策を所管する児童福祉部門は、教育分野と日頃から接点があり連携の経験もあるため、教育分野同様、ヤングケアラー支援において非常に重要な役割を担います。
- 児童福祉部門が主導するヤングケアラー支援の運用が目指すのは、支援を必要とするヤングケアラーを、漏れなく、切れ目なく、滞りなく、こども本人のペースにあわせて進めていくことです。
- そして何よりも、子どもの権利やこども基本法などの内容を踏まえた取組になるよう進めていくことに、児童福祉部門が主導する意義があります。

2. ヤングケアラー支援の運用内容

(1) 主体の考え方

- ここでいう「児童福祉部門」とは、こどもの福祉に関連する部門を総称したものです。家庭や児童の相談を受け付ける相談機関・窓口、要対協の調整機関、こどもに関連する政策や施策の立案・実行・評価等、様々な立場や役割でこどもの福祉に関わる部門を、広く捉えています。

(2) 対象者の考え方

- 児童福祉部門が対象とするのは、基本的には18歳未満の児童ですが、支援を必要とするヤングケアラーが支援を継続していく中で18歳を超える場合や、支援が必要と気づいた時点で18歳を超えている場合があります。
- ヤングケアラー支援の窓口となり主導するという意味では、下記の方法が考えられます。
 - 18歳を超えた場合に、関連する他部門の支援へとつなぐ
 - 18歳を超えた場合でもしばらくフォローアップを続けていく
 - 18歳未満と18歳以上の相談先を分けて明示する
 - 18歳を超えている場合であっても、ヤングケアラー支援の窓口としていたん相談を受け付ける（その後、関連する他部門の支援へとつなぐ）
- いずれにせよ、予めどのような方針で対応にあたるかを決めておく必要があります。

(3) 実施方法

1)体制整備①：まずは既存のスキーム（制度、枠組み）の活用から

- 児童福祉の分野では、要対協の枠組みを用いた支援ケースの運用方法があります。ヤングケアラー支援ケースが必ずしも児童虐待に該当するわけではありませんが、ヤングケアラー支援の運用を担うコスト（人員や予算等）があまり確保できない場合は、この既存の枠組みを活用して支援ケースを運用・管理していくことが考えられます。

2)体制整備②：ヤングケアラー相談を専門とする窓口の設置

- 児童福祉部門の中に「ヤングケアラー相談の専門窓口」を設置する方法もあります。

- 窓口は、市の児童福祉部門に設置する場合もあれば、（行政区がある場合）行政区の役所に設置する場合があります。また、この窓口を自前（直営）で運用する場合もあれば、委託して運用する場合があります。
- ヤングケアラー相談の専門窓口の役割としては下記が考えられます。
 - ヤングケアラー本人や家族からの相談対応
 - ヤングケアラー支援に関するアセスメント、援助方針の決定
 - ヤングケアラー支援における連携に係る調整（コーディネート）
 - 支援担当者からの相談対応（間接支援）
 - ヤングケアラー支援のケース管理
 - 関係機関への普及啓発活動（巡回訪問等の方法による）
 - その他、ヤングケアラー支援に係る支援施策の実行 等

3)体制整備③：コーディネーター機能

- 先述したヤングケアラー相談の専門窓口が担う重要な役割の一つにヤングケアラー支援における連携に係る調整（コーディネート）があります。専門窓口が設置できない場合であっても、ヤングケアラー支援窓口に関係機関や団体等と連携して相談や支援、適切な機関へのつなぎを行う専門家としてヤングケアラー・コーディネーターを配置することも考えられます。

4)教育分野での把握

- 学校等の教育分野において、ヤングケアラーかもしれないと気づくためのポイントを、予め児童福祉部門と確認し、共通の認識を持つておくことが大切です。
- 児童・生徒向けのアンケート調査において、ヤングケアラーであることに気がつくための質問を加える方法もあります。アンケートの結果としてヤングケアラーかもしれない児童や生徒がいた場合、個別に面談するなどして、状況や本人の考えを確認するとよいでしょう。
- ヤングケアラーかもしれない気が付いた場合、下記のような対応が考えられます。いずれの場合であっても、予め児童福祉分野と「支援をどのような流れ・手順で進めていくか」についての大枠の方針や方法、ルールなどを協議しておく必要があります。
 - まずはヤングケアラー支援を主導する児童福祉部門に相談する
 - 教育分野において、教員やSSWが、確認のための様式を用いて、そのこどもの抱える課題を整理し、支援の方針を立てる

- 児童福祉分野につなぐ前に、教育分野において支援会議を行い、教育分野における対応にとどめるか児童福祉分野の支援につなげるか等を検討する

5)児童福祉部門でのアセスメント

- 教育分野からヤングケアラー支援に関する相談があった場合、児童福祉部門において受理会議を行い、ヤングケアラーの状況や支援の必要性についてアセスメントします。
- ヤングケアラー支援のアセスメントについては、先行研究の結果を参照するなどしてアセスメントのための項目を予め検討しておくとい良いでしょう。
- 児童虐待のリスクアセスメントの際に使用するツールといった既存のアセスメントツール（確認や評価・分析のための様式等）の中に、ヤングケアラーの状況を確認するための項目を追加する方法もあります。
- 教育分野からヤングケアラー支援に関する相談を受け付けた後、ヤングケアラーの状況や自治体の体制・考え方により様々ではありますが、対処の方としてはいくつかの方法が考えられます。
 - ケースの管理
 - ◇ ヤングケアラー支援を行うケースを要対協登録ケースとして取り扱う（状況に応じて、要支援児童の場合も要保護児童の場合もあり）
 - ◇ ヤングケアラー疑いとして相談があったケースを要対協登録ケース（要支援児童）として取り扱う
 - ◇ ヤングケアラー支援を行うケースをヤングケアラー相談窓口が個別に管理する（要対協登録ケースとして取り扱う形と併用する場合もあり）
 - 相談の種別
 - ◇ 虐待相談（ネグレクト事案）として受け付ける
 - ◇ 虐待と判断される要素がない場合、養護相談として受け付ける

6)ヤングケアラーを対象とした支援施策やヤングケアラーが利用可能な支援施策

- 「子育て世帯訪問支援事業」（ヘルパー派遣事業）や「ヤングケアラー寄り添い型支援事業」（ピアサポート等）、「支援対象児童等見守り強化事業」（宅食事業）といった事業があります。市区町村によっては、よりヤングケアラー支援に活用しやすいよう対象者設定を工夫したり、いくつかの事業を組み合わせたりして、支援策として活用しています。
- 上記以外にも、既存サービスの利用対象者を拡大して活用できる場合もあります。まずはヤングケアラー支援としても対応できそうな施策がないか、あるとすれば対象者をヤングケアラーに拡大可能かどうかを確認し、整理してみることが有意義です。
- 上記事業等に対応する人材の確保が難しい場合は民間委託等も考えられます。
- ヤングケアラー本人に寄り添い、話を聞き、見守るということ自体も、大切な支援と考えられます。
- 市町村においては、令和5年度予算に盛り込まれた「市町村相談体制整備事業（ヤングケアラー支援事業）」を活用し、学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備することで、より効果的な取組を展開することができると考えられます。

図表 9：市町村相談体制整備事業

<div style="display: flex; align-items: center;"> 拡充 市町村相談体制整備事業 </div>	
<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）> 令和5年度当初予算（案）：208億円の内数（202億円の内数）	
1. 事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図る ○ 学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する【拡充】
2. 事業内容、実施主体、補助率	<p>実施主体 市町村 負担割合 国：1/2、市町村：1/2</p> <p>(1) 市町村スーパーバイス事業 市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。 【基準額】 中核市等 2,605,000円 その他市町村 1,303,000円</p> <p>(2) 要保護児童対策地域協議会機能強化事業 ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。 イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイスをを行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。 【基準額】 1市町村当たり 交付要綱による</p> <p>(3) 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業 児童等に対する必要な支援を行うための拠点を運営する。 【基準額】 1支援拠点当たり 交付要綱による</p> <p>(4) 市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業 支援拠点において、相談対応に加え、一時預かり事業、産後ケア事業その他の子育て支援に関する事業の利用と合わせた支援ができるよう、相談者及び子育て支援事業を行う者と必要な調整を行い、相談者に対する支援を行う。 【基準額】 ①基本分（1か所当たり）564,000円 ②加算分（宿泊を伴わない場合）延べ利用児童数×5,500円 ③加算分（宿泊を伴う場合）延べ利用日数×13,980円</p> <p>(5) ヤングケアラー支援事業【拡充】 学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。 【基準額】 1市町村当たり 1,860,000円</p>

7) 終結するかどうかの判断

- ヤングケアラー支援ケースを要対協登録ケースとして取り扱う場合は終結の判断は要対協における終結の基準に従うことになると考えられます。
- このほか、こどもがケアをする対象者の施設入所や死亡等で、こどもの負担がなくなった場合や、支援を主導する機関が他の機関に移ったことをもって児童福祉部門での対応を終結するという考え方があります。
- ただし、こどもの負担がなくなった場合であっても、それまで長期間にわたり過度な負担が続いた結果、こどもが深く傷ついていることも考えられます。ヤングケアラーではなくとも、一人のこどもとして、支援が必要な場合があることには留意が必要です。
- ヤングケアラーが困った時に相談できるよう、こどもに寄り添える体制が整備されているとよいでしょう。こどもに寄り添うのは公的機関だけではなく、民間団体の場合もあります。

8) ケース情報の管理

- 要対協登録ケースとなった場合、要対協の枠組みの中で管理します。
- 管理台帳の上で、ヤングケアラー支援ケースであることが分かるような印をつけて、ヤングケアラー支援ケースが分かりやすくなるようにするといった工夫もあります。
- 要対協登録ケースとして取り扱う場合、ヤングケアラー支援ケースのみを専任で確認する担当者を置くと、ヤングケアラー支援ケースが埋もれてしまったり、滞ってしまったりすることを防ぐことができます。

コラム：社会福祉分野での先行事例ー日本で初めてのヤングケアラー相談・支援窓口ー

L市は、全国で初めて、いわゆるヤングケアラーを対象とした相談・支援の専用窓口を設置した市です。10代だけでなく20代の若者への支援も実施しており、ヤングケアラーではなく、「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」という名称を用いています。当事者及び関係者からの相談を受けるだけでなく、支援の総合調整も担っています。

➤ 対象となるケアラーの捉え方

基本的には、ケアラーが18歳未満の場合には、「各区役所・支所のこども家庭支援室」、18歳以上の場合には「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」が相談を受け付ける体制ですが、実際は「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」にも18歳未満のヤングケアラーの相談があったり、より専門的なヤングケアラー支援が必要と考えられたりする場合などは、区役所からケースの相談を受けることもあるそうです。

➤ 窓口設置の経緯

この窓口が設置されたのは、令和元年に発生した不幸な事件によりケアラー支援に関連する問題が浮き彫りになったことが発端でした。翌令和2年度に市でプロジェクトチーム（福祉局、健康局、こども家庭局、教育委員会事務局から編成）を立ち上げて、支援体制強化の検討に入ったそうです。その後、令和3年度に福祉局政策課に相談・支援窓口が設置されました。こどもだけでなく若者も支援の対象に含めるため福祉部局が所管しており、生活保護、障害福祉、介護保険など、同じ局内の課とも連携できる体制です。

➤ 支援における学校関係、SSWの重要性

相談・支援窓口が対応するこども・若者ケアラーに関する相談は、関係機関からの相談が最も多く、4割以上が学校やSSWからの相談です。特にこどもの状況をよく把握しているSSWはヤングケアラー支援において鍵となる存在と考えており、SSWの定期的な会議の場などを活用しながら相談・支援窓口について積極的に周知してきました。

➤ フォローアップや終結の考え方と伴走支援

相談・支援のフォローアップについては、ケアを受ける対象の方が施設に入所した、ケアラーが世帯から転出をした、ケア対象の方が亡くなったなど、ケアラー要因がなくなったら終結するという考えがあります。また中には、ケアラーではないかという疑いの段階で相談・支援を始めたケースで、ケアラーの要因が認められない場合は、一定の見守り期間を設けた上で終結としています。

これまでに、有識者からの指導を得る中で、相談・支援窓口が継続して支援することで伴走的支援ができるのか、あるいは、他の関係機関が引き継いで支援をすることで伴走的支援ができるのかといった点を議論したことがあったそうですが、必ずしも、相談・支援窓口が継続支援することのみが伴走的支援ではないという結論に至りました。次に引き継いでいただけ関係機関があればボタンタッチをしてそこに寄り添っていただく、仮にまたケアラー状態に戻った場合は、相談・支援専門窓口が支援を再開する。そのように途切れのない形でいずれかの機関が関わることで伴走的支援が実現できるのではないかと考えているとのことです。

3. 個人情報の取扱い

- 要対協の枠組みにおいてヤングケアラー支援ケースを取り扱う場合は、構成員に情報を共有することができます。
- 既存の会議体において、構成員における守秘義務に関する規定が設けられている場合は、その会議体において情報を共有することが考えられます。
- ヤングケアラーが何等かの支援事業に参加する場合、その参加申請の際に、あわせて支援に必要な場合に個人情報を関係機関に共有することについて同意を取得する方法もあります。
- 上記を除き、自機関で入手した個人情報を他機関に共有する場合、ヤングケアラーであるこどもも本人や家族の同意を得ることが求められます。

4. 教育分野との連携

(1) 児童福祉部門が主に実施（普及啓発、アウトリーチ（巡回訪問））

- 児童福祉部門から教育分野に対しては、下記のような働き掛けが考えられます。
 - ヤングケアラーに関する研修会（児童福祉部門が主導する場合）
 - 巡回相談
 - ヤングケアラーの支援に係るマニュアルやアセスメントツールなどの共有
 - ヤングケアラーを把握した際のフローの検討や共有
 - 関係者会議の開催
 - ヤングケアラー支援に係る取組についての啓発
 - ヤングケアラー支援に係る相談先、連絡先
- 普段から顔の見える関係を作っておくことが大切です。
- 市内の小・中学校だけではなく、高校や私立学校、特別支援学校など、あらゆる学校に対してヤングケアラー支援について周知することが重要です。

(2) 教育分野が主に実施

- 教育分野で主に実施することが求められるものとしては、下記のような取組が考えられます。
 - 教育委員会等を通じた啓発活動（ヤングケアラーに関する研修会等）
 - 学校における、支援会議
 - SSW によるヤングケアラーに対する相談支援
 - 中学校を卒業し高校に入学するヤングケアラーがいる場合に、当該生徒に係る情報の高校との情報共有

5. 関係者による連携会議

- ヤングケアラー支援において連携する部門や機関で関係者会議を開く方法があります。全ての関係機関が当事者意識を持って関わるのが肝要であり、その意識の醸成のためにも、関係者会議を定期的に行うのが有意義と考えられます。
- その会議の旗振り役として、児童福祉部門が期待される役割は大きいです。

6. 支援のより良い運用のために

- 可能であれば、ヤングケアラー支援の運営に係る会議の委員として有識者を招聘し支援事業についての助言を受けたり、ヤングケアラー相談に関して事例検討会に有識者を招聘する等して支援に関するスーパービジョン（助言・指導）を受けたりする機会を得ることができると、外部の専門的な視点を取り入れながら、より質の高い支援につながることを考えられます。
- 地域で他部門や他機関が主導する取組やネットワークと連携して支援を行うことで、切れ目のない支援となることが期待できます。

コラム：生徒指導提要の改定

「生徒指導提要」が12年ぶりに改訂されました。生徒指導提要とは、「小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書」として文部科学省初等中等教育局児童生徒課が作成したものです。

改訂版「生徒指導提要」の「第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導」においては、児童生徒の家庭での過重な負担についての支援として、ヤングケアラーに関する事項がまとめられています。

そこには、教職員がヤングケアラー支援に係る研修に参加することの重要性や、教職員がケース会議等で情報を共有することで早期発見・対応につながる可能性、SSWと連携して市区町村の福祉部門等の支援につなげることの必要性について触れられています。

改訂版「生徒指導提要」から抜粋：

「学校の教職員は、ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するため、日頃から支援に係る研修に参加することが重要です。教職員がヤングケアラーの特性を踏まえて子供本人や保護者と接することで、家庭における子供の状況に気付き、必要に応じて学校におけるケース会議等において関係者間で情報を共有する等の取組が、ヤングケアラーの早期発見・対応につながる可能性があります。支援が必要なヤングケアラーの可能性のある児童生徒を把握した場合には、SSWと連携して市町村の福祉部門等を通じて必要な支援につなげることが求められます。」

https://www.mext.go.jp/content/20221206-mxt_jidou02-000024699-001.pdf

第5章 対応が困難な事例ごとの留意点や工夫

- 第5章では、困難事例と想定されるものを2つ挙げ、それらの困難事例の対応における留意点や工夫について説明します。

5.1 家庭が支援を拒否する例

- ヤングケアラーが抱える課題は、こども自身にある課題ではなく、保護者を含めた家庭全体の課題であると考えられます。
- 例えこどもだけに焦点をあてて支援をしたとしても、家庭全体の課題が解消されなければ、こどもの置かれた状況は改善しません。また、仮にこどもが支援を望んでいるとしても、家族が支援を拒否している場合には、こどもを支援につなげることができなくなる場合もあります。
- 家庭が支援を拒否する例への対応は、次のようなポイントに留意するとよいでしょう。
 1. 支援を拒否するのはよくあることだと捉えましょう
 - ✓ ヤングケアラーに限らず、支援が必要な状態でも支援を拒否する場合は少なくありません。むしろ、支援が必要な家庭ほど支援を拒否することが多いという声もあります。
 - ✓ 行政が突然「支援をする」といって、いきなり連絡してきたり訪問してきたりすれば、構えてしまうのは自然なことです。以下の2～4のポイントも踏まえつつ、長期的な視点で本人や家族との関係構築を図り、本人や家族から相談してもらえるような関係を目指すことが求められます。
 2. 本人や家族に寄り添う伴走型の支援⁹を心がけましょう
 - ✓ 支援者側から一方的に支援の必要性を決めてしまうことのないように、対象となるこどもや家庭のおかれている状況やこれまでの歩みを尊重した上で、本当の希望やニーズは何かをしっかりと捉えるように意識しましょう。
 - ✓ 家族の強み・ストレンクスに目を向けた上で支援を検討することも大事になります。

⁹ 伴走型支援とは、深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援のことをいう。（一般社団法人日本伴走型支援協会ホームページより）

3. 時間をかけて本人や家族と信頼関係を構築していきましょう
 - ✓ まずは当該ケースの担当者が訪問をくりかえすなどして時間をかけて本人や家族と関係構築をしていく方法もよいでしょう。会うことが難しいケースは、オンライン会議システムを活用するなど工夫が必要になります。
 - ✓ また、NPO 法人などと連携し、元ヤングケアラーの協力を得ながら関係構築を図ることも考えられます。
4. 別の方法も考えてみましょう
 - ✓ 例えば、支援のコーディネーターといった別の者が連絡したり訪問したりすることで、状況が変わり支援につながる場合もあります。
 - ✓ 家の中に他人が入ることに抵抗をもつ家庭もあります。そういった場合は、いきなり訪問サービス等を提案するのではなく、置き配による配食サービスといった、対面を要しないサービスを提案してみるのもよいでしょう。
 - ✓ 家庭に対して支援することが難しい場合、こどもが希望する際には、こどもが家庭から離れる時間、機会を作ることも必要になります。例えば、学校で宿題をする時間を確保することも考えられます。

5.2 中途退学者等学校での把握が困難な例

- 所属する学校がない場合、ヤングケアラーの状況にあるこどもを把握することは困難を極めます。
- ただし、高校を中退したのであれば、小学校・中学校の状況まではたどることができるため、これまでに在籍した学校に、在籍当時の様子を訊ねたり教職員の気づきを参考にしたりすることで、ヒントが得られるかもしれません。
- また、中途退学の手続きを行う際に、高校がこどもに対してヤングケアラー相談窓口を案内したり、こどもの同意を得た上で必要な機関につなげたりすることも考えられるため、高校に対するヤングケアラーへの支援窓口の周知啓発等の取組は重要です。
- ヤングケアラーの状況にあるこどもということを考えれば、家族がかかっている医療機関や利用している事業所が近くにあるかもしれません。医療機関であれば、医療ソーシャルワーカーがヤングケアラーの存在に気づき関わっている可能性もあります。日頃から、関係機関との連携は密にしておくとういでしょう。
- 家族全体を捉えて支援を行う福祉関係の部門であれば、その家庭の中でヤングケアラーの状況であるこどもがいることに気がつくかもしれません。
- 日頃から様々な部門や機関に対して、ヤングケアラーかもしれないと思った時にどこに連絡をすればよいのか（庁内で主導してヤングケアラー支援を運用する部門の連絡先や、取組内容）を啓発していくことも大切です。

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究」

児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた
市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き

令和5年3月
有限責任監査法人トーマツ

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

謝辞

本調査研究事業の実施に際して、運用スキーム検討のためのヒアリング調査にご協力いただいた自治体の皆様、試行運用協力先検討のためのアンケート調査にご回答いただいた自治体の皆様、パイロット版・手引きを用いた試行運用においてご協力いただいた奈良県葛城市、滋賀県東近江市、山梨県北杜市、埼玉県ふじみ野市、東京都杉並区のご担当部門の皆様に心より感謝申し上げます。

また、本調査研究事業の検討委員会の委員としてご協力賜りました委員の皆様におかれましては、調査設計や分析・考察、報告書の作成に至るまで、専門的見地からの確なご助言をいただき心より感謝申し上げます。

免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）並びに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファーム並びに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務等に関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本調査研究報告書は、厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、厚生労働省子ども家庭局長より採択を受けた有限責任監査法人トーマツ（以下、「当法人」）が提供したものであり、保証業務として実施したものではありません。

本調査研究報告書を受領または閲覧する名宛人（本調査研究報告書に関して当法人へ採択事業者の通知をしている機関）以外の方（以下、「閲覧者等」）は、例外なく本調査研究報告書に記載される事項を認識し了解したものとみなされます。

1. 本調査研究報告書は、厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、厚生労働省子ども家庭局長より採択を受けた当法人が提供したものであり、閲覧者等に対して注意義務または契約上の義務を負って実施されたものではないこと。従って、当法人は、本調査研究報告書及び本調査研究報告書に関連する業務に関して、閲覧者等に対して裁判上または裁判外を問わずいかなる義務または責任も負わないこと。
2. 本調査研究報告書には、閲覧者等が理解し得ない情報が含まれ、また、閲覧者等が必要とする情報が必ずしも網羅されていない可能性があること。なお、本調査研究報告書に記載されている以外の情報が名宛人に伝達されている可能性があること。
3. 閲覧者等は、本調査研究報告書を受領または閲覧によって本調査研究報告書に依拠する権利及びこれを引用する権利を含むいかなる権利も取得しないこと。閲覧者等は本調査研究報告書に記載された一定の前提条件・仮定及び制約について受容するとともに閲覧者等による本調査研究報告書の利用及び利用の結果に関する全ての責任を閲覧者等自身が負うこと。
4. 閲覧者等は、当法人及びその役員、社員、職員等に対して本調査研究報告書を受領または閲覧に関連して閲覧者等に生じるいかなる損害や不利益についてもその賠償請求を行わず、また、いかなる権利の行使も行わないこと。

令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

**市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の
効果的な運用に関する調査研究**

令和5年（2023年）3月 発行
編集・発行 有限責任監査法人トーマツ